

第40回宍粟市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成23年3月3日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月3日 午前9時30分宣告（第2日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明 議員	2番 寄川靖宏 議員
3番 高山政信 議員	4番 秋田裕三 議員
5番 西本諭 議員	6番 岡崎久和 議員
7番 東豊俊 議員	8番 福嶋 齊 議員
9番 大倉澄子 議員	10番 實友 勉 議員
11番 大上正司 議員	12番 木藤幹雄 議員
13番 山下由美 議員	14番 岡前治生 議員
15番 山根昇 議員	16番 藤原正憲 議員
17番 伊藤一郎 議員	18番 岩路昭美 議員
19番 小林健志 議員	20番 岡田初雄 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 畑中正之君	書記 榎谷米男君
書記 長尾紀子君	書記 原田 渉君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
企 画 部 次 長	岡 崎 悦 也 君	総 務 部 長	清 水 弘 和 君
市民生活部長	大 谷 司 郎 君	健 康 福 祉 部 長	秋 武 賢 是 君
産 業 部 長	平 野 安 雄 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 学 君
土 木 部 長	神 名 博 信 君	水 道 部 長	米 山 芳 博 君
教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君	総 合 病 院 事 務 部 長	広 本 栄 三 君
消防本部消防長	野 崎 信 君		

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会一般質問の期間中に、説明員としてお手元に配付しております議長あて通知書写しのとおりであります。出席通知がありましたので報告いたします。

報告2、3月1日の本会議における岡前議員の議案質疑に対する答弁で、健康福祉部長より訂正の申し出がありましたので、報告します。

第84号議案、福祉医療費助成条例の改正の質疑の中で、入院療養に限るとしているのを通院も含めた場合、どれほどの増額になるのかという質疑に対し、800万円から900万円と試算していると答弁しましたが、精査したところ、2,400万円から2,500万円であると訂正したい旨の報告がありましたので、これを許可いたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がありますので、順番発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 日本共産党議員団を代表して代表質問を行います。

まず、第1点目、波賀、千種の幼保一元化について、幾つかお聞きいたします。

まず、1番目でありますけれども、波賀、千種で開かれた教育委員会子ども未来課主催の説明会に参加し、私も保護者等の意見を聞かせていただきましたが、民間委託や選択肢がなくなること等への不安が切実に語られておりました。

現状のこども園の計画は撤回し、4、5歳の子どもが1カ所で幼児教育、保育をしたいのであれば、一宮や山崎でやっているような幼稚園の預かり保育で対応すれば目的は達成できるのではないか、お聞きいたします。

2点目であります。宍粟の乳幼児をどう育てていくのか、全く理念が見えてきません。教育委員会は、「しそうこども指針（仮称）」を作成すると説明していますが、まずはこの指針ができて、そのためにこども園が必要だと説明がなければ、保護者は理解できません。今は単に子どもの数が少ないので1カ所に集めるという方

向しか伝わってこないと思っておりますが、いかがでしょうか。

3点目であります。行政が子育てを民間委託するということは、行政の責任放棄であると思えます。説明会では質を担保するために幼稚園教諭の派遣や理事会への理事の参加を挙げておられますが、実際にそのようなことが可能なのか、お聞きいたします。

4点目であります。教育委員会は現在のこども園について、国の方針とは関係なく、宍粟市独自の考え方で進めていると言いますが、国が計画している子ども子育て新システムと基本は変わりがございません。その大きな問題は保育に欠ける措置ではなく、こども園と直接契約になること。こども園が保育料金の設定を行い、保護者が直接こども園に料金を支払うこと。障がいを持っている子どもの入園が拒否されるおそれがあることなど、大きな問題点が指摘されております。このような問題点をどう認識されているのでしょうか、お聞きします。

5点目であります。教育委員会として、どうしてもやりたいという意向があるとするれば、公立の幼稚園と保育所しかない一宮北中校区で試行して検証すべきではないでしょうか。千種の説明会でも意見が出ていたように、平成24年4月実施ということは、到底理解が得られないと思えますが、教育長はどう考えておられるのか、見解をお聞きするものであります。

2点目であります。波賀学校給食センターの廃止について、お聞きいたします。

市内の給食センターの食べ残しのデータを提出してもらいましたが、波賀が一番少ない状況でありました。裏返せば一番おいしい給食をつくっていることになるのではないのでしょうか。また、少人数であるがために適切な丁寧な給食指導が行われているということでもないのでしょうか。なぜ、このような歴史もある、いい給食センターの廃止を急ぐのかお聞かせください。

2点目であります。廃止の理由は児童の減少による食数の減少が1番に挙げられております。各給食センターの能力からすれば、どのセンターも余剰能力を抱えており、新年度からは相生市も始めるように、市も幼稚園給食を始める方向を考えるべきではないでしょうか。

3点目であります。計画調理能力から言えば山崎給食センターでの市内の児童の給食を賄えるということになりますが、波賀給食センターの廃止を最初として、最終的には市内1カ所の給食センター計画を考えているのではないかと疑わざるを得ませんが、そのような状況はないのか、お聞きするものであります。

3点目であります。小学校の統廃合について、お聞きいたします。

千種の3小学校の統廃合は、ほぼ決定となりましたが、この間いろんな自治体の取り組みを調べてみますと、小規模校を残すために学校は残し、体育や音楽など少人数では取り組み内容が限られるため、それらの授業だけ1カ所の小学校に児童を集め、集団学習を実施している自治体もあります。いろいろな知恵を集め、地域の核である小学校をどう残し、どう教育を確保していくのかが教育委員会としての責務ではないのでしょうか。教育長の見解をお聞きいたします。

2点目であります。波賀の野原小学校はオーストラリアとの国際交流、道谷小学校は山村留学と、それぞれ小規模校だからこそできる特色ある学校づくりを進めてきております。どちらの小学校とも、その広報を見ても運動会、アイアンサイド小学校との交流を見ても子どもたちが生き生きとしている姿が伝わってきます。このように長年地域の方々の協力もあって培われてきた歴史ある特色を子どもの人数が減る、複式学級になるという物差しだけで統廃合を決めてよいのかどうか、教育長の見解をお聞きいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 岡前治生議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） たくさんありますけれども、岡前議員の御質問にお答えをいたします。

まず、一つ目でございますけれども、現状の認定こども園の計画を撤回して、預かり保育で対応すればという部分でございますけれども、御承知のとおり、市が目指す幼保一元化につきましては、少子化と過疎化の進行によって子どもの数が非常に減少してきているという現状の中で、就学前の子どもを預かる施設として、幼稚園、保育所がそれぞれの適正な集団規模の中で効率的、効果的に運営できないという状況が予測されるわけですけれども、そういう中で、一つの施設で0歳から5歳までの一貫した幼児教育・保育を提供する中で、異年齢児の交流などにより、それぞれの発達段階に応じた育ちを援助していく仕組みが必要であると考えております。その目的を達成するためには、預かり保育等で対応していくよりも、いわゆる認定こども園を推進していくことが宍粟市としては最善の施策であると考えております。

それから、2点目の単に子どもの数が少ないということで1カ所に集めるというような、そういうことではないかという、そういうことしか伝わってこないという部分でございますけれども、こども園は現行の幼稚園教育要領と保育所の保育指針に沿った保育、あるいは教育が基本となるわけでございます。0歳から5歳まで一

貫した教育・保育を提供するために、宍粟市の子どもをどのように育てていくか、その方向性を示すものが「しそうこども指針」と位置づけておるわけです。

国と全く違った要領・指針となるものではありません。また、その具体的な教育・保育のカリキュラム等につきましては、幼保一元化の方向性が整えば、その協議会の中で保育所、あるいは幼稚園の教育関係者、その他必要な皆さん方と協議しながら、その中身を決めていきたいと考えております。

したがいまして、それぞれの認定こども園の教育・保育のカリキュラムと宍粟の今後10年あるいは15年の幼児教育・保育の指針、いわゆる「しそうこども指針」を立てるということにつきまして、並行して考えていくことは何ら問題がないと考えております。

また、単に子どもの数が少ないので1カ所に集めるという方向しか伝わってこないという御指摘につきましては、運営主体あるいは場所、幼児教育・保育の確保など、具体的な丁寧な説明をそれぞれ地域に重ねていきたいと考えております。今後もそういう方向で考えていきたいと考えております。

それから、3点目のいわゆる責任放棄ではないかという、そういう部分でございますけれども、実際にそういうことが可能かということも御質問の中にあつたかと思っておりますけれども、現行制度のもとにおいても、市内において民間の保育所が幼児教育・保育を担っていただいているということは、御承知のことだと思っておりますけれども、それは行政が子育ての責任を放棄しているというものではありませんし、今後、設置するいわゆる認定こども園においても、それを民間が運営するといたしましても、行政としては責任を持って関与をしていきたいと考えております。

また、今まで公立のみで運営してきた幼稚園における幼児教育については、今まで培ってこられましたノウハウを生かしながら、こども園の運営をしていただく、また、安定的あるいは継続して認定こども園の運営にかかわる仕組みを構築するために、例えば理事会へ職員が加わることによる協働のこども園の運営や、あるいはある一定の期間、職員の派遣による幼児教育の提供など、市と民間との協働によるこども園の運営となる仕組みを構築していきたいと考えており、法的にも可能であると認識しております。こども園運営において、市のかかわりを具体的にお示しすることによって、御理解を求めていきたいと考えております。

それから、4点目の料金等、あるいは障がいのある子どもさん方への入園の問題が指摘されておりますけれども、このような問題点につきましては、国においてもそういう課題を含めて検討をしておるところでございます。必要とされる幼児教

育・保育を保障する仕組みとしましても、市としても関与の方向性について検討しておるところでございます。

現行の認定こども園制度においても、例えば保育料については低所得者層を排除するような料金とならないように設定しなければならず、そのことについても市の意見、指導のもとに設定することになるわけでございます。先進例の保育料につきましても現行の幼稚園保育料、あるいは保育所保育料の考え方により設定している認定こども園もありますし、宍粟市においても同様の考えを保育料設定に関与していきたいと考えております。

また、さまざまな理由において、保育を必要とする子どもが入園を拒否されるというような、そういうようなことがないように、国のシステムとしても今検討されておりますけれども、市においても市と民間との新たなかかわりの仕組みを構築する中で対応できるというふうに考えておるところでございます。

それから、5点目のどうしてもやりたい意向があるとすればということと、それから24年4月実施についての御質問でございますけれども、幼保一元化の推進につきましては、優先度を示す中でその実施時期等について、今、方向性を示しておるところでございますし、現在、懇談会等でいろいろ御意見をいただいております。就学前の児童から小学校あるいは中学校への切れ目のない一貫した教育、保育の推進をしていくために、学校の規模適正化とあわせて推進していくということで提案をさせていただいております。

懇談会の中でいろんな御意見をいただいておりますし、その御意見を持ち帰りながら整理する中で、具体的内容をお示ししながら進めている段階であります。今後丁寧な御説明申し上げる中で御理解を求めていきたいと考えております。

それから、学校給食センターについてでございますけれども、一番おいしい給食をつくっているのではないかとというような、そういう御質問ですけれども、市内の各給食センターは同じ献立作成ソフトによって一つのメニューをつくる際には、こういう材料でこういう調味料でという、そういう献立作成ソフトというのは統一されたものを使って栄養バランス等を考えて調理指導の中で給食を提供しておりますので、どこの給食センターがおいしいとか、おいしくないとかいうことは当たらないのではないかと思います。すべての給食センターで安全でおいしい給食を提供しているものでございます。

残食につきましても、児童生徒によりまして体力差もありますし、食事の量もさまざまあります。そういう中で適切な給食指導といいますか、そういう部分を含

めまして、今後とも給食指導を行ってまいりたいと考えております。

それから、2点目の幼稚園の給食という部分でございますけれども、幼稚園給食を始める方向ということでございますけれども、市といたしましては、先ほども申し上げましたけど、就学前の教育・保育の環境を整備するという、そういう中で、幼保一元化施設、いわゆるこども園の設置を推進しておるところでございます。そういう方向性の中で、こども園においては短時間保育、あるいは長時間保育を問わずに給食を提供できるわけでございますので、そういう中で、いわゆる4、5歳児も含めまして、給食の提供を考えておるところでございます。幼稚園での給食提供という部分については考えておらないわけでございます。

それから、3点目の最終的には1カ所で考えているのではないかという御質問でございますけれども、現在の計画におきましては、給食センターの効率的あるいは効果的な運営を図るために、いわゆる4カ所の給食センターを3カ所にするというものであります。この現在の計画に沿って理解を求めておるところでございます。

それから、小学校の適正化の問題でございますけれども、いわゆるいろんな知恵を集めて、地域の核である小学校をどう残していくかという、そういうところも教育委員会として考えるべきではないかという部分でございますけれども、宍粟市の現状といたしまして、今後さらに小規模化、あるいは複式学級が増え、少人数に限られた人間関係の中で人格を形成していくことは、子どもたちにとってもよい環境であるということには言えないというふうに考えております。多くの同級生や、ともに生活する中で多様な考え方、あるいは意見、そういうものに子どもたちが日々の生活の中で、日々の学習の中で触れ合いながら、自分の意見と折り合いをつけていくといいますか、すり合わせていく、そういう作業の中で子どもたちが育っていくというふうに私は考えております。

そういう中で、社会性を身につけていくためには、子どものいわゆる学習環境をつくっていくという視点から、学校規模適正化、現在方向性を示しておる部分について、子どもたちにとっては最良の施策であるというふうに考えております。

それから、2点目の波賀、野原小学校のいわゆるオーストラリア、アイアンサイド小学校との国際交流、あるいは道谷小学校の山村留学等、非常に30年、あるいは30年近い歴史を持った特徴ある教育といいますか、学校づくりをしていただいておりますという部分につきましては、十分承知をしておるところでございます。

宍粟市の子どもたちの成長について、集団で学び合いのできる環境というのが非常に私は大きな重要な条件の一つであると考えておるわけです。そういう中で、学

校の規模適正化ということをお示しをしておるところであるわけですが、それにあわせて、これまでのそれぞれの学校でいろいろ培ってこられたそういう歴史といいますか、教育実践といいますか、そういう部分も十分生かしながら、いわゆる新たな学校づくりの中でそれぞれの学校の実践を融合させながら、新しい学校づくりというものを地域の皆さん方と一緒に検討、あるいは協議を重ねていきたいと考えておりますので、御理解のほう、よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） まず、幼保一元化のことですけれども、私もいろいろと調べてみる中で、例えば教育委員会がこの間に認定こども園についての説明資料を出されておりますけれども、これは南越前町の今庄認定こども園というのをつくるときに出されている資料であります。この資料を見てみますと、そういうなぜその認定こども園が必要かということから始まって、全部で21の問いに対するQ&Aがつけられております。そして、この資料が出されるに当たって、そのときにはまだ運営主体とかそういうこともまだ空白のまま、そのことについては地域の方々と相談して決めるというふうにちゃんと明記をされておるんですね。それで、認定こども園についても幼保連携型、幼稚園型、保育所型、そういう三つのケースがあって、それぞれの特徴、デメリット、そういうことも含めてすべて網羅して住民の説明資料としてつくっておられます。

そのことから考えますと、宍粟市の場合は、もう方向性を例えば保育所型の認定こども園、そして運営主体は民間の社会福祉法人、そういうふうな選択肢とか、適切な情報提供がないままに、今の段階でいえば保護者説明会を行っておられるんじゃないですか。教育長どうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 十分な説明資料がないままにということでございますけれども、もう一度教育委員会として認定こども園のあり方について、考えている部分につきまして、議長に許可をいただいておりますので、具体的に説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私はそんな説明要りません。ちゃんと内容わかっていますから。だから、これは兵庫県が出している認定こども園のホームページから抜き出したものです。これでも認定こども園のタイプということで幼保連携型、幼稚園型、

保育所型、特定認可保育施設型、こういうふうな4通りの方法もあるんだということで、それなら教育委員会として、先ほども言いましたように、そういう4通りの中心的に言えば3通りですね。そういうやり方があるんだというふうなことをまず保護者や地域の方に説明して、それぞれのメリット、デメリットをきちっと説明して、先ほども言いましたように、まずは宍粟の子どもをどう育てるのかという「しそくこども指針」をつくってから、そんなことは説明に出るべきでしょう。千種においても場所の問題がどうだというふうなことで、反対意見が多いからということで、この前の説明会ではまだ用地も購入されていない、杉の子保育園の横に4、5歳児の園舎を増築させますみたいなことで、後で資料は回収しますみたいな、普通ではあり得ないような説明会を開かれているわけです。

だから、そういうことからいっても、私は、昨日見ましたけれども、千種の保護者の方から出ておりました認定こども園の今の計画はもう一遍練り直してもらいたいというふうなことは言われて当たり前だと思います。そういう説明をされていますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） もう一度説明をさせていただきます。

○14番（岡前治生君） 結構です。その内容については、もう時間がないですから。ほかにいっぱい問題あるんですから。

○議長（岡田初雄君） 教育長をお願いします。手短をお願いします。

○教育長（小倉庸永君） まず、我々が考えている部分につきまして、具体的に御説明をさせていただきますと思います。

今、まず、認定こども園という部分で保育所型というような、そういう説明につきまして、まず認定こども園一つの施設の中で、いわゆる保育所。

○14番（岡前治生君） わかっていますから、議長、やめてください。

○議長（岡田初雄君） ほかの議員もいらっしゃいますので、この際手短をお願いします。

○教育長（小倉庸永君） いわゆる法的に認可をとりまして、保育所あるいは幼稚園教育を両方この一つの施設で一体として。

○14番（岡前治生君） そんなことはもう十分わかった上で質問しているんですから、私には答弁必要ないですから、やめてください。時間は30分しかないんですから。

○議長（岡田初雄君） それでは、教育長、質問者がそういうことでございますので、

この際、質問者の意見に沿いたいと思いますので、よろしく申し上げます。後で時間がありましたらお願いします。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） それと、これは、甲賀市が幼稚園、保育所の適正規模及び民間等に関する基本的な考え方の答申、平成22年2月に出されております。幼保検討委員会というところが出しておられますけども、この資料を見てみますと、民営化の基本的な考え方ということが書いてありますけれども、この中で甲賀市でも厳しい財政の中で多様な保育サービスの充実、老朽化した施設の整備、待機児童の解消など、より一層の保育サービスの充実を図るためには、多額の財源が必要となり効率的な幼稚園、保育所運営が求められている。そして、民間検討理由の一つとして、行政経費の節減となり、節減された経費により既存施設の整備・充実に努める。こういうふうなこともきちっと検討した上で、認定こども園について考えておられるところもあるわけですね。

だから、今言いますように、要は、私から見ますと、行政経費を削るために認定こども園を考えて、民営化を考えておられるのではないか。そういうふうにししか映ってこないのはなぜかと言うと、今言ったような一番大事な理念であるこども指針と並行にと言われましたけど、並行なんかは基本的にはあり得ないわけですね。ですから、こども指針いう理念を先につくって、それで認定こども園しかその方法がないんだというふうな論理立てで進めていかないと、保護者も地域もそれは理解できるものではありません。そういうことをしっかりと認識していただきたい。

それと、教育長は幼稚園の派遣や理事会の公務員の理事の参加は法的に可能だとおっしゃいました。でも、これ厚生労働省から出されております、このときはまだ厚生省だったんですね。平成12年12月1日付の社会福祉法人の認可についての通知です。この中で、法人の組織運営、役員というところで、関係行政庁の職員が法人の役員となることは、これは社会福祉法ですけども、法第61号に規定する公私分離の原則に照らして適当でないので差し控えること。こういうふういきちっと行政指導がされているんですね、通知という形で。でも、教育長は法的には可能ですとおっしゃいました。これはこの通知の後、認定こども園に関してはそういう特例が認められるという通知があったんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず最初のいわゆる必要性といいますか、幼保一元化の部分についてでございますけれども、いわゆる保護者ニーズといいますか、就学前の

児童世帯1,300の皆さん方の子育て支援アンケートというのを平成21年2月にとっておるわけでございます。そういう中で、宍粟市全体といたしましては、例えば幼保一元化の施設の利用を希望したいという割合が62.7%、それからわからないというのが30.2%、それから利用したくないというのが5.3%であるわけです。現実にはそういうニーズがあるわけです。そういう中で、じゃあどういう利用をしたいのかという、そのサービスの問題につきましては、例えば概ね午前8時から18時までという、いわゆる長時間利用というのがその中で91%あるわけです。そういう市民の皆さん方の現状があるわけです。それから、例えば波賀管内におきましても、いわゆる幼保一元化施設の利用という部分につきましては64.9%の皆さん方が利用したいと。わからないというのも30.7%あるわけですがけれども、その利用したい理由につきましては、先ほど申し上げましたけれども、いわゆる8時から18時までという長時間の利用をしたいという、そのサービスの部分につきましても94.6%の皆さんがそういうニーズがあるわけです。まず、それが我々が今この幼保一元化を考えている大前提であるわけです。

その次に、いわゆるこども指針の部分でありますけれども、平成21年3月25日に宍粟市の就学前の子どもの教育、あるいは保育のあり方基本方針というのも出させていただいておる中で、この中には学識経験者も含めまして、その基本方針を出しておるわけでございます。そういう中で、大きな方向性をいろんな形でいろんな角度から検討する中で、まずこの方向性を決めたということでございます。

それから、派遣の法的な部分で可能かどうかという、そういうことでございますけれども、社会福祉法人への職員の派遣という部分につきましては、法的根拠としては公益法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律という、そういう中で、宍粟市におきましても公益法人等への職員の派遣等に関する条例という形で、宍粟市としても制定をしておるところでございます。そういう中で、ただ、派遣団体として、現在こども園というのにはできておりませんので、派遣団体、派遣先としては位置づけられておりませんが、例えばしそ森林王国だとか、山崎文化会館だとか、文化振興財団とかという、そういう形で派遣先を位置づけておるわけですが、今後派遣先の位置づけをする中で可能であると、そういうふうにご検討しておるところでございます。

それから、社会福祉法人等への例えば理事会等の構成員についても参加といいますか、加わるということについても法的には十分可能であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 幼稚園教諭の派遣のことから申しますと、これは先行してやっているところは、概ね当初混乱が予想される3カ月とか半年とかいうふうなことで、今、教育長が言われたような長期の派遣というふうなことはどこも想定していないんですよ。もし長期の派遣が可能だとしても、民間の働いておられる保育士さんと、公務員の幼稚園教諭の待遇面というのは全く違うのに、そういうような職員集団がきちっと子どもたちの一つにまとまって対応できるかと言ったら、私は絶対そんなことはあり得ないと思います。だから、教育長としてはあくまである一定期間とおっしゃいましたけれども、あくまで認定こども園が開設した3カ月ないしは半年程度、子どもたちが落ちつくまでのことしか言われてないんだと思います。

それともう一つ、理事会へ公務員を参加させるということなんですけども、厚生省がこういうふうな差し控えるべきだというふうな通知を出しているにもかかわらず、それが法的には可能だというふうなことを言い切れるのですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず1点、派遣の期間の問題でございましてけれども、我々は基本的には認定こども園というのは、先ほど申し上げましたように、宍粟の就学前の子どもの教育・保育環境をつくるという、そういう部分で非常に大事な部分だと考えております。そういう意味では、どういう形で派遣ができるのか、どういう状態で派遣ができるのかという部分につきましては、一つの方向性が定まりました。そういう中で、協議会の中で保育所の先生、あるいは幼稚園の先生方、それから関係のそれぞれの皆さん方と、あるいは保護者も含めて十分協議しながら、考えていくということで、今、多分3カ月だろうとか、半年だろうとかいう、そういうことについては我々は一切期間について、今どうこうということについては申し上げたこともありませんし、それは協議会の中でこれから協議していく問題であると考えております。

それから、理事会の構成員への参加という部分でございましてけれども、社会福祉法人の審査基準という、そういう中で、理事の選任に係る要件の中で、社会福祉事業について、学識経験者を有する部分につきましては、こういう参加が可能であるという、そういう部分の中で今申し上げておるところで、現在、全国的に見ましても、そういう法人の中に、例えばですけれども、市の課長が入るといような部分については十分可能であると考えております。

また、いわゆる理事会というのは認定こども園のそういう運営、あるいは一つの大きな方針、経営、そういう部分について大きな権限のある部分でございますので、当然公益性あるいは公平性、社会性、そういう部分を十分踏まえた理事の選任という部分につきましては、我々としては当然行政として積極的にかかわる中で、その地域の中でいわゆる公の教育・保育という部分も十分担保する、そういう理事会の構成という部分については、十分協定書あるいは契約を交わしていくわけですので、民間の法人と協議し、その中で具体的に締結をしていきたいと考えております。そういう中で、地域の皆さん、あるいは保護者の皆さんに十分安心して子どもの教育・保育を任せただけ、そういうこども園を目指していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 本当にこういう例えば社会福祉法人の認可とか、通知とかを見た上で今、教育長、答弁されてますか。社会福祉法人の理事になるために、社会福祉についての学識経験を有する者なんていうことは、当たり前のことであって、今、私が問題にしているのは、役員について、関係行政庁の職員が法人の役員となることは、公私分離の原則に照らして適当でないので差し控えること。こういう通知が出ているのにもかかわらず、公務員が理事になることはできるんですかと聞いているんですよ。その点どうなんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 先ほども申し上げましたけれども、全国的に見てもそういう例もあるということでございますので、教育委員会としては可能であると、そういうふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 教育委員会としては可能である。そんなことが通用するんですか。国が指導していることなんですよ。それはおかしいでしょう。この前の説明会聞いておったって、質を担保するためには幼稚園教諭を派遣します。理事会の理事に参加します。でも調べてみたら、国はこういう行政指導をしている。にもかかわらず、教育委員会としては理事を送り込む、そんな論理成り立ちますか。あなた方、いつも国の指導や何やいうて、今までやってこられたんじゃないんですか。国のこういう通知を無視して理事会に入ろうとされるんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 通知を無視してという部分はどういうふうに理解したらいい

いかという部分はありますけれども、先ほどから申し上げておりますように、そういう社会福祉法人の審査基準の中で、そういう項目があるという中で、何度も申し上げますけれども、そういうことは可能であるというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 教育長にお尋ねします。この通知見られたことありますか。読まれましたか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、手元にありませんので、具体的なことは文言等のことについては承知をしておりますけれども、基本的には先ほど申し上げましたように、そういうことは可能であるというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） だからね、そこはものすごく大事なところですよ。説明会でも民間委託するけれども、質を確保するために理事会へ理事を派遣しますって、そこに部長も含めて並んで説明員にいられておった方が明言されておるんですよ。にもかかわらず、教育長自身が社会福祉法人のこういう通知を実際に見ておられない。ただ審査基準の中で学識経験を有する者は入れるから入れる。そんなばかな話ないでしょう。教育委員会はこども未来課というところできて、保育所といわゆる社会児童福祉と児童教育を担当されるようになってから何年になるんですか。教育長は実際に見られてないんじゃないですか。はっきり言うてください。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、職員の派遣の問題、あるいは理事会への参加の問題につきましても、それぞれの担当部署で十分法的にも検討した中で申し上げておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） いや、そしたら、法的にどう検討されたのか、その会議録を提示してください。これは絶対をお願いしておきます。国がこういう指導をしておるのに、教育委員会の勝手な判断で理事会に参加できるのであれば、国の指導も何も要らないし、なぜここまで指導されているかといえ、公私の分離の原則を確保するためと、ちゃんと明確に書いてあるわけじゃないですか。だから、今、教育長がそういう検討の結果、解釈しているのであれば、その検討した会議録、ちゃんと出してください。出せますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） どういう形で出せるかという部分につきましては、もう一度精査して議長と御相談させていただきます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） ですから、本当に認定こども園の質が担保されるかどうかということで、当局者、説明に来られた方がそういうことを明言されているわけですから、本当に法的に可能なかどうか、この通知と照らしてどうなのか、そのことをはっきりと統一見解を出してください。

それともう1点、先ほどるる長々と教育長はアンケートもとった結果、8割、9割の人が長時間保育を望んでいる。認定こども園の設置も6割の方が望んでいる。でも、そのときに認定こども園ってどんなもんだ、民間委託するんだ、そういうふうな設問ありましたか、なかったでしょう。この前、町民センターで保護者の方も言われておりましたけれども、もしこういうふうなことが想定されているのであれば、私はあのアンケートにもっと丁寧に答えるべきであったと反省しておられました。こんな重大なことに使われるのであれば、私としてはもっと真剣に考えるべき。それに2、3年前というのは、このこども園そのものも、まだまだその事例も少なかったですし、こども園の内容を知ろうと思っても知れなかったというのが現実なんですね。そのことをもってニーズがある、そういうことはおかしいでしょう。

それともう1点、大事なことは、先ほども言いましたように、認定こども園が直接保育料を徴収することになるということに関して、これは文科省と厚生労働省の幼保連携推進室が出されているQ&Aです。これによりますと、認定こども園の認定を受けた保育所については、直接契約となるため、利用料の滞納の場合は退所させられることになるのか。これに対して利用料の滞納がある場合は退所させることも生じ得ると考えている。この場合、市町村においては、認定こども園ではない一般の保育所に入所させることなど適切な措置を講じることが求められる。こういうふうにちゃんと国も想定しているんですよ。ほんなら波賀や千種で認定こども園だけになって、利用料滞納で退所させられた人たちは、ほな保育所もない、認定こども園しかなかったら、どうするんですか。今こういう状況の中で、保育料の滞納が実際に出ているわけですから、こういうことをあなた方は御存じの上で認定こども園を進めようとされているんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず1点は、いわゆる低所得者層の排除というような、そういう配慮のところができるのかという、そういうことも含めてですけれども、い

いわゆる認定こども園の法的根拠の中にあります就学前の子どもに対する教育・保育の総合的な提供・推進に関する法律という部分の中で、いわゆる設置者は、その入所状況、あるいはそういう部分に対して市町村の長に報告しなければならないということや、保育料の額、その他の保護者の家計に与える影響を考慮して、年齢等に応じて定めなければならないと、あるいは保育料の額等につきましても、市町村の長に届けなければならないと。最後の項目に市町村長は、届け出られた保育料の額が適合と認められないときには、いわゆる変更を命じることができるという、そういう項目があるわけですので、そういう中で十分その辺の部分につきましてもは指導あるいは配慮ができると、そういうふうに考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 教育長は全然、現実を見ておられませんね。今の保育料や幼稚園の保育料は市が決めているんですよ。にもかかわらず、滞納額が出ているじゃないですか。そんな現実を見なくて、今言われたようなことは民間委託をするがために出てくる行政指導の一部であって、今私が言っているのは、そういうふうな認定こども園に民間委託したら、保育料が払えない子どもたちは退所させられる可能性があるんですよ。でも、波賀と千種については認定こども園が民間委託がされたら、そういう子どもたちは市町村は保育所に預けなければならないという責任義務があるけれども、入れる保育所がなくなるでしょうということを言っているんですよ。そういうことも含めて教育長、わかっておられますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今滞納の問題もありますけれども、そういう個々の部分につきましても、認定こども園を設置するときに十分協議、あるいはそういう部分を配慮しながら協議の締結、あるいは理事会への、先ほども申し上げましたけれども、職員の派遣、含めて公益性、社会性、そういう部分を十分踏まえた中でこの運営をしていくという、そういうことでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） だからね、教育長のおっしゃられていることは、本当に大事な部分というのは、今検討している、将来決めるというふうなことだけで、要は今、特に千種の説明会では来年の平成24年4月実施というところで民間委託、場所は杉の子保育園を考えている。そういうとこだけで、本当に詰めなければならない、利用者にとって大事なとことというのが全然詰められていない中で、今、強行されようとしているんですよ。

それで、もう時間もないですけども、見てください。先ほども言いましたけれども、南越前町の、これは施設整備の概要、これは認定こども園のカリキュラム、それぞれ何十ページという内容でつくっておられますよ。全然そんなことないじゃないですか、今の段階で。やるかやらないかを決めてもらいたいだけの話じゃないですか。そんなことで保護者や地域の方が納得するということはありませんから。

それともう1点、今、国が考えておる「子ども・子育て新システム」の問題点、基準緩和で質が低下する、公的責任が大きく後退する、保護者負担は負担増になる、保育所の労働条件が悪化する、これは鹿児島大学の伊藤周平さんが指摘されていることでもあります。こういうことが現実に何ほ市は今の認定こども園でということになっても、新システムになったら、こういうことが具体的に出てくるわけですから、そういうこともしっかり勉強していただいた上で、教育委員会としても提案されるべきではないかと思えます。

あまりにも私は今の教育委員会の認定こども園の説明会そのものも含めて、勉強不足であるし、理念もないしというふうなことで、説明だけに来られているなという認識を持っております。もっとしっかり勉強をされた上で今の理事会への参画問題を含めてしっかりとした回答を文書でお願いしたいと思えます。

それと、あと時間がありませんけれども、給食センターの問題も私たち波賀町の住民にとっては大変大きな問題であります。それで、私もいろいろと調べてみました。これは平成19年3月、文部科学省が「食に関する指導の手引」というのをを出しております。その中で、地場産物や郷土食を活用した献立の工夫を行うこと。児童生徒がより身近に実感を持って地域の自然、食文化、産業等について理解を深めることができる。顔が見え、話ができる生産者等により生産された新鮮な食材を確保することができる。こういうふうなことがちゃんと書いてあるじゃないですか。これだけ広い宍粟市で、桜の花が咲く時期も1カ月も違うというふうな地域で、こういうふうな給食をつくらうと思うとなると、最低旧町に1カ所はないといけないと思えます。にもかかわらず、あなた方は食の問題でされようとしております。

それともう1点、今、この間の新聞だけでも、中学校の学校給食での食中毒、小中学校での食中毒問題もあります。そういう意味でのリスク分散も必要であります。まして山崎町は山崎断層の直下にあるわけですから、山崎の学校給食センターが使えなくなると想定すれば、北部波賀と一宮で山崎町の学校給食を賄うことは可能です。そういうことも含めて、全体としてリスク管理も含めて考えるべきじゃないん

ですか。ただ単に経費を減らす、2,000万円減るからどうかという問題じゃなしに、もっと大事なことがあるでしょう。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 給食センターの部分でございますけれども、その前にもう一度御理解をいただきたいと思えます。いわゆる幼保一元化につきましては、我々としては現実に家庭や地域の中で子どもが育つ環境がなかなか昔と比べて地域力、あるいは家庭の力という、あるいは子育ての力がある意味では衰えてきておるといふ、そういう中で、地域で昼間、子どもを見てやれないとか、遊ぶ友達がいないとか、親の保育の支援といいますか、不安といいますか、そういう中で、我々としては子どもが育つ環境というのが非常に変化している中で、今までのいわゆる幼稚園教育、あるいは保育という、そういう今までの感覚や経験、そういう部分をもう一度現在の社会状況、あるいは地域の状況、家庭の状況、子育ての状況を十分踏まえて、どういう形がいいかということを考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、給食センターの集積の部分でございますけれども、いわゆる地産地消だとか、食材、生産者の顔が見えるという部分につきましては、前回の御質問でもお答えしたかと思えますけれども、私どもはいわゆる宍粟の子どもを宍粟の中で育てるということで、宍粟の食材を子どもたちが食べるということは、当然地場産業の支援にもなるというふうに考えております。そういう意味で宍粟の食材をより効率的、効果的に、今、南北非常に気候差があるという部分がありましたけれども、そういう部分につきましても、例えば南部でとれたものを北部で食べる、あるいは今もう南部は終わっておりますけれども、北部で今最盛期だというものを南部の子どもたちが食べるという、そういう中で給食を考えていきたいと考えております。小学校の社会科の中でも地域の産業とか文化とか、あるいは歴史とかいう部分につきましては、当然旧町の部分を考えるわけではなくって、それぞれの宍粟全体の教育あるいは文化、あるいは産業というものを考えておるわけでございますし、そういう資料もつくって、具体的に社会科の中で勉強しておるわけですので、そういう中で十分議員がおっしゃっておられることについては達成できるものと考えております。

それから、リスク管理の部分でございますけれども、当然、いろいろ災害だとか、あるいは食中毒だとか、そういうリスクについては、それぞれの給食センターで十分想定しながら進めておるところでございますので、この給食センターが4カ所が

3カ所になる中で、そういうリスク管理ができないというふうには我々としては考えていないところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で14番、岡前治生議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 4番、秋田です。通告に基づきまして代表質問をいたします。所属会派は創政会であります。

5点の内容であります。

まず、一つ目に、外資による土地買収の防御について。

近年、各地で中国系資本による土地取得が問題化しています。中山間地である当市では、そのような事案が発生していないのか、お尋ねするところです。

また、国の法律規制を待てば、かなりの時間がかかると予想いたします。効果を見るには相当の年月が要ると考えているところであります。そのような現状の中で当市独自の条例制定をもって防御すべきと思うところであります。当局の判断を伺います。

二つ目に、TPPについてであります。

環太平洋戦略的経済連携協定、トランス・パシフィック・パートナーシップ、通称TPPが議論されているところでありますが、当市への影響また農業関係の事業に対して方向づけを市長はどのようにお考えをお持ちか、伺うところであります。

三つ目に、かかりつけ医についてであります。

総合病院の運営改善の諸策の中で、かかりつけ医の徹底が効果があり、経営の効率化に寄与すると推測をいたします。市民の協力のもと、周知徹底の方策はできてますか、伺います。

四つ目に、ドクターヘリの活用についてであります。

ドクターヘリ活躍のニュースをよく聞くところですが、660平方キロの当市には、救急車でカバーできない範囲のところもあり、そういった場所の搬送の時間短縮及び緊急性対応について、ヘリの必要性が増すところであります。発着場の確保、あるいは特には指示命令系統の整備、搬送先・受け入れ先の確認等の整備は進んでいるのか、伺います。

五つ目に、失われた信用回復。これにつきましては、過日2月23日、し尿券の裁判所の判断が出たわけではありますが、公判以後の市民への信用回復について、市長の所見を伺うところであります。

以上、5点であります。

○議長（岡田初雄君） 秋田裕三議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 秋田議員の質問にお答えをいたします。

初めに、外資による土地売買の防衛ということでございますが、この問題につきましては、近年、日本国内の森林を外国人、外国資本が購入する事例が、一番初めにはたしかこれ週刊誌で掲載をされたと思います。その次にテレビで大々的に放映をいたしまして、大きな話題となっているところであります。資産保有が主な利用目的であるようではあります、その森林の地下に流れる豊かで良質な水の獲得もあるのではないかと、こういったことが報じられているわけであります。

この土地取得に関しましては、林野庁が調査をいたしておりますが、平成21年12月末で概略であります、全国で約600ヘクタールの買収があったというふうに報告をされております。

宍粟市におきましても、不確定ではありますが、外国人、外国資本からの買収交渉の情報というものはあったわけではあります、いわゆる国土利用法に關します国土利用計画法というのがありますが、これに基づきまして1ヘクタール以上の山林取引の届けということがございます。そういった中では届がないということで、現在において市内では外国人、外国資本による買収ということについては、確認がされていない状況であります。

外国人の土地取得に関しましては、外国人土地法により、政令による制限を付することができるというふうにされておりますが、制限を付与する政令がありません。実質規制することができないというのが現状でございます。また、森林法では開発行為、伐採行為については許可により、その行為を監視することができるわけですが、取引についての制限はないわけではあります。国土利用計画法も先ほど述べましたように、届け出が必要とされるだけで、現行法で取引に対しての規制がないという現状でございます。

国においては、外国資本による日本の国土の買収への対応が緊急の課題として、外国人による土地取得に関するプロジェクトチームを立ちあげ、今年度中に法整備の提言をするという予定になっているところであります。今後とも国県の動きにあわせて適切な対応をしてまいりたいと考えております。

その中で、市独自の対策という質問ではありますが、買収を規制する対策は国の法整備を待つこととなりますが、開発行為が発生する場合、地下水への影響が多いということから、地下水のくみ上げ量等に対して基準を設け、許可制にしている自治

体も北海道ではあるようでございます。当市も外国資本を含む適切でない開発に対して、地下水の取水を規制するというようなことも一つの方法ではないかなというふうに考えておるところでございます。

こういったことで、これは非常に大事な問題でもございますので、私どもも国県に対してこうしたことを強く意見を出していきたいというふうに思っておりますし、また、できれば議会としましても県なり国に対して意見書の提出というようなこともお考えいただければありがたいなというふうに考えております。

次に、T P Pの問題であります。これにつきましては、日本という国については貿易ということで非常に外貨も稼いでいるところでもあります。そういったことから、T P Pについて、いい意味で考えれば、我が国の産業に成長の機会を与えるもので適正な競争力の強化策をとれば、地方の農業にもチャンスになるものであると、そういったことも見解としては言われているわけでもあります。とりわけ、関税率の高い米の生産に依存する中山間地域での影響は大きいものと推測をされるところであります。

現在、国にいて、「食と農林漁業の再生推進本部」の中で、戸別所得補償制度の見直しも含め検討されていますが、具体策が示されていないというのが現状でございます。

一方、日本とオーストラリアの経済連携協定協議では、米の関税撤廃を除外する方向が打ち出されておりますが、まだ不確定な要素でもございます。

いずれにしましても、経済がグローバル化する中で、T P Pの参加について協議が行われていると、こういうことについては理解できるものでありますが、政策の非常に大きな変革であり、抜本的な改革が必要であります。そういった意味で、これに対抗する政策が国においてなされない限り、大きな影響があるだろうというふうに考えております。

金額等につきましては、担当部長のほうから申し上げますが、かなり大きな金額でございます。

次に、かかりつけ医についてであります。かかりつけ医が日常生活に密着した診療を行い、専門的な検査や入院が必要な治療は病院で行うと。こういったことが病状に応じた医療の役割分担の必要性であろうということで、私もこの点につきまして認識をしておりますし、進めていくべきだと思っております。

このかかりつけ医につきましては、昨年の後期基本計画の策定の際に、まちづくりアンケートを実施したわけではありますが、病気になったときに相談できるかかり

つけ医があるかということにつきまして、アンケートをとった結果、あるということと、どちらかといえばあるという方が69%となっております。年代別に見ますと、年代が高くなるほどある、どちらかといえばあるの割合が高くなる傾向にあり、20から29歳、あるいは30歳から39歳では、4割台であったのが、70歳から79歳、80歳ということになりますと、約9割というようなことになっております。

また、後期の基本計画の第3章第2節の安心できる保健・福祉・医療体制の充実では、市民、事業者等の役割の項で、日ごろから家族の病状をよく知っている、かかりつけ医をつくるように努めるというふうになっております。取り組みのあらまし、戸別施策の展開の項では、身近な地域での日常的な健康管理や相談ができるかかりつけ医を持つよう啓発に努めるというふうに記載がされているところであります。こういったことも考慮しながら、こうした計画を実践する中で、かかりつけ医を持つことを強く進めていきたいというふうに考えております。

次に、失われた信頼回復でございますが、し尿券の問題であります。市が市民の皆さんからの信頼を失った原因には、大きく分けると2点あるのではないかなというふうに思っております。

まず、歳入されるべき公金が歳入されていないという異常な事態を招いたこと。そして、問題発覚以来、長きにわたり全容を解明することができずという2点であろうかと思えます。

このようなことから、信頼回復のためには、管理監督責任を明確にするとともに、歳入されるべき公金の補てんが必要であるとの判断から、先の議員協議会で御説明申し上げましたとおり、業務上横領に係る被害額を除いた額について、当時の管理監督者に補てんを求めたところであります。

なお、管理監督責任につきましての関係で、平成20年12月に懲戒処分が行われております。この処分につきましては、その内容を検討した結果、概ね妥当な処分であるというふうに判断をしたところでございます。

今後は、職員一丸となって再発防止に取り組むとともに、今般条例として上程しております自治基本条例の精神にのっとり、市民が主役のまちづくりに邁進していくことではないかというふうに思っているところであります。

なお、現在役職員からいろんな形でこれの責任とか、そういうことでなしに、信頼を回復するため、市民への適切対応や法令に基づいた的確な事務処理を行うとともに、それぞれの職員の判断により、そういったことに何かに使ってほしいという

ことで、市に対して寄附もいただいている状況でございます。あわせて報告をさせていただきます。その他、具体的なことにつきましては、担当部長のほうから。

それから、ドクターヘリにつきましては、消防長のほうから現状を報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、野崎 信君。

○消防本部消防長（野崎 信君） 失礼いたします。秋田議員の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、救急業務におきましては、ヘリコプターの機動性を生かして迅速な救急医療を目的としまして、そしてこれによって救急救命効果を上げるということになっております。

そういうことから、兵庫県北部地域では京都府の西部地域、そして鳥取県の東部地域、これらの合同によりましてドクターヘリが現在運行されているところでございます。また、兵庫県の南部地域におきましては、神戸市の消防防災ヘリコプター、これによります合同の医療スタッフ同乗型救急ヘリコプターとして2機運行されております。

消防本部におきましても、平成8年の兵庫県の消防防災ヘリコプター、これの運行にあわせまして宍粟市内12カ所、これを選定いたしまして、臨時のヘリコプターの離着陸場として兵庫県へ登録いたしております。そういった中で、宍粟市におきます救急のヘリコプターの離着陸場として現在運用しているところであります。

ヘリコプターのこの要請につきましては、現在、現場の状況に応じて救急隊から要請を受けた消防本部の司令室、これから神戸のヘリポートへ指導要請を行います。そして、指定しました臨時の離着陸場、宍粟市内のヘリポートでございますけれども、ここで救急隊とのドッキング、そしてヘリによる病院搬送ということでございます。

それと、もう一方は、救急車が進入できない山林とかいうのは道路の非常に状況が悪いところ、そういうようなところにおきましては、現場から直接ヘリコプターにより病院搬送するというような搬送方法もっております。

搬送病院につきましては、主にヘリコプターに同乗しております医師等によりまして、兵庫県の災害医療センター、あるいは神戸大学医学部の附属病院、兵庫県立の加古川医療センターなどの第3次の救急救命、高度医療機関への搬送となっております。消防本部から病院への収容依頼等は現在いたしておりません。

また、救急ヘリコプターの要請基準につきましては、山村あるいは離島、これらの交通遠隔地、これらから緊急な患者の搬送を行う場合とか、あるいは高度医療機関への患者の転院搬送、あるいは高速道路上で交通事故で救急車の収容が困難な場合と、そういうような状況などとされておりまして。

ドクターヘリコプターの出動、これにつきましては、昨年の4月に運用開始されたわけでございますけれども、それ以来、この2月20日現在で761件、そして県南部の現在宍粟市のほうでも飛んできております医療スタッフ同乗型の救急ヘリコプター、これにつきましては、平成21年中で244件という出動内容となっております。

そういった中におきまして、宍粟市への場合につきましては、離陸から現場到着まで概ね約25分を要するようなところでございます。一昨年におきましては、この救急ヘリコプターによる搬送要請が8件、そして昨年は4件でございますが、今年には既に1件出動要請をして病院搬送を行っております。

重篤な患者や、あるいは交通遠隔地などからの緊急な患者の搬送につきましては、この救急ヘリコプターなどの活用によりまして、搬送時間の短縮、それによりまして高度医療機関への収容と早期治療、これなどによりまして救命効果も高く、それによりまして、また地域の人々への安全と安心に大きな役割を果たしているというものでございます。こういうことから、今後、この救急ヘリコプター等の需要につきましては、一層高まっていくものと考えております。

消防本部といたしましては、今後におきましても、救急救助事案、これらの状況並びに市内の地理的な状況を踏まえまして、さらなる救急ヘリコプターの活用によりまして、市民の方々の安全と安心の確保に努めてまいりたいと、そういう所存でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、先ほどお尋ねのありましたTPP参入に伴います市の影響額についての御質問でございますので、具体的な数値でお答えをさせていただきますというふうに思います。

まず、基本的な考え方につきましては、先ほど市長から答弁があったとおりでございますが、私のほうはこの問題浮上後、国、農林水産省が試算をいたしました関税率10%以上、国内生産額が10億円以上の19品目に対しての試算を県ベースで行われたものを、まず報告をさせていただきます。

まず、県の影響額につきましては、農業総算出額が1,478億円に対しまして、減少率が52.5%で776億円減額の702億円の見込みというふうに試算がされております。この中で大部分を占めます米の9割までが外国産に変わり、残りの1割についても価格が39%程度減少するというような試算も出されております。

お尋ねの宍粟市におきましては、平成20年度の兵庫県統計、宍粟市の農業算出額27億円に対しまして県の減少試算率を乗じて14億円減額の13億円になるという予測をしておるところでございますが、当市のような中山間地における県と比べましても米のそれぞれの比準が非常に大きい地域におきましては、かなり影響額が多くなるというふうに考えておるところでございます。

今後、TPP参入の場合、やはり持続可能な力強い農業を育てる上で、担い手となります認定農業者や今進めております集落営農を具体的に支えていき、輸入産と国内産の区分を図ることが大前提の中で、食の安全・安心並びに消費者のニーズを踏まえた有機農法等々の付加価値の高い農業をつくっていくと。あわせて昨今言われております6次化産業の推進ということを進めて、生産体制の確立に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） かかりつけ医の周知徹底の方策について、お答えをいたします。

後期基本計画では、市民、事業者等と行政の役割を掲げて取り組むことといたしております。行政の啓発につきましては、現在、市の広報紙への掲載、それから御助言いただきましたしそうチャンネルへの啓発、それから総合病院におきましては、総合病院の広報紙への掲載、それから病院のテレビチャンネルでの啓発等に現在取り組んでおります。今後、さらに国民健康保険の担当、また地域医療の担当部門でのチラシからパンフレット等の作成配布、それから高齢者健康教室をはじめとした各種教室等で啓発に努めてまいりたいと考えております。

それから、市民、事業者等としての取り組みにつきましては、地域医療をサポートする会、それから保健福祉推進委員会の健康づくり部会等で現在かかりつけ医や医療、健康について積極的に啓発活動を行っていただいております。今後さらなる自発的な活動を期待しております。

行政といたしましても他地域での取り組み状況、それから新規事業等の情報提供や各団体の支援に努めまして、ともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） それでは、再質問をいたします。

まず、外資の土地買収の件でありますけれども、先ほど市長の答弁によりますと、国での政令がないということが明白になっているわけです。

それから、現実問題として、宍粟市の魅力というものは、緑であり、清らかな清流であります。中国系資本が欲しい、そのものであるというふうに思います。また、宍粟市の中山間地ということを裏返していえば、過疎地でもあります。また不動産評価額というのは非常に低い状態であるのが現状であります。そして、先ほど市長の説明のとおり、国の政令がない、あるいは現行のところは1ヘクタール以上の国土法による取得の義務づけぐらいのところであります。要は、法的規制が緩い、そしてまたあいまいであると、こういう状況であります。この現状は、不動産関係者から見れば、買いつけの条件をそのまま満たしているというところであります。

私は本席であえて言いたいのは、奪われてはならない森と水、私たちのふるさとであります。そこのことを訴えたいところであります。

それでもって、当市の状況でいえば、国の政令等の指導が及ばない今の現状であるというならば、やはり今現在報告はなされてないと、買いつけの取得の実績の報告がないという話でありましたけれども、やはり既に他府県では600ヘクタールに及ぶものがあると。この状態を憂慮するとき、やっぱり当市は、条例の制定をもって先手を打って、しておくべきであると。また、その後に国の政令が出れば、また議会その他の総意でもって条例を変更すればいいわけでありますので、ここ数年、年内か、来年の今の時期までぐらいまでには、そういった条例の制定をやっていただきたいと、こう考えているところあります。

それから、市長は、意見書等を求める案はどうかという提案に近い発言もありましたけれども、それはいつぐらいの月日を考えておられるのか、お尋ねいたします。

条例のことと意見書の月日、この2点を回答願いたい、まずは。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） まず、条例の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、地下水をくみ上げる際の事前許可制といったようなことで、条例としては、国の法律は別として、できるのかなということで今検討をしつつあるところあります。

それから、国に対して議会として意見書というのは、あるいは県に対してもです

が、できるだけ早く、我々としては我々のサイドで国等に要望してまいります、議会としてもまたそういう形でできるだけ早くそういうものができればいいのではないかなど、このように思っています。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 検討していただく、あるいは意見書の提出もかんがみると、こういうことで年内前後にお願いしたいと、このように思います。

これは目立たない問題でありますけれども、極めて大事な不動産の外国資本というものの相関を見れば、危険な問題でありますので、真剣な検討をお願いしたいと、こう思います。

続きまして、TPPについてでありますけれども、今、部長の回答で具体的な数字が見えてまいりましたけれども、県の試算で52%の落ち込み、1,478億円が702億円になるという、これは推定でありますけれども、遠からずとも近い数字であると、こういうよう思います。また、米が外米に9割なるというような事態が予想されるわけでありますけれども、宍粟市の現状の人口の産業別に分類をざっくり分けてみますと、1次産業者が約2,300前後で5.2%ぐらいです。それから工業関係、商業関係の2次産業が約1万8,000、43%、同じく3次産業が50%ぐらいの大体ざっくり一昨年の人口比率の分類で宍粟市を分けてみますと、こういう事態になります。

しかし、農業関係が1次産業従事者の5.2%のところが悪質な数値になるということが予想されるわけであります。1次産業の従事者云々じゃなしに、私が予想として今言えることは、一つ目は、1次産業が報われない事態が発生する。これが一つ。

二つ目は、田畑及び山林の不動産評価がさらに低下すると。このことが広大な面積の宍粟市にとっては、非常に悪条件のことを生み出すということが予想されます。

それから、食品関係の商業部門を含めましたところに空洞化が起きるというふうには想像します。私自身は工業関係の仕事を長年やっておりましたので、海外にシフトした場合に、工業関係の空洞化というのは身にしみて感じておるところですが、同じことが農業関係にも起きると、こういうことが予想されるところです。

ただ、四つ目に言えることは、食材の価格が下落するということにつきましては、都市部の消費者にとっては多少のメリットが出ると。ここにあります。

それから、五つ目としては、これは50年なり100年単位の歴史的な流れというもので想像するところでは、貿易というのは避けて通れない、また当然の流れで

もあると。こういうふうに思いますので、いつかは、それがいつになるかわかりませんが、TPP参加ということが考えられると、こういうふうなことが今、予想としてはあります。

それで、私は、先ほど部長の説明もありましたけれども、米及びそういったものに対する対策として、結論として私が言いたいのは、まずは小規模農家を救済する施策をとる。これがまず1点目。

それから、二つ目は、現状の地場産品の内需化、これは何も投資しないという消費ではありませんけど、せめて兵庫県下及び京阪神にさらに地場産品の国内輸出とか、国内販路を拡大すると、促進をすると、このことが二つ目にせなならんことだと思えます。

それから、三つ目に用心しなければいけないことは、不動産評価が下落した後、どういう事態が生まれるかと想像しますと、デフレスパイラルになる経済状況が生まれるということが想像されるところです。県の試算が52%の下落評価というようなことが既に計算されているという報告ですので、これは十分に考えられると、こう思います。

私は、この今申し上げた3点を今後の産業部及び宍粟市の政策に取り入れていただきたいなあと、このように常々このTPP問題につきましても、まだまだ中央政府で議論された後という回答もあろうでしょうけれども、しかしやはり自分たちは自分たちのまちを守るという意味では、今申し上げたようなところを重点的にやっていただきたいと、こういうふうに思うところです。今のところの市長の判断、部長の判断でも結構ですけれども承りたい。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 具体的なことはまたそれぞれ部長のほうから申し上げるかわかりませんが、原則的には日本の農業と国力ということを考えてみますと、かつて農地改革ということで、多くの皆さんが田んぼを持たれたと。そして、そのことによって日本の元気が出てやってきた。しかし、今になってくると、なかなかまたもとの土地の集約というようなことが出てきておるわけでありまして。これに対抗する手段として、北海道でありますとか、東北でありますとか、あるいは九州でありますとか、農地のある程度広いところはそうしたことが言えるかもしれませんが、宍粟市のようにどちらかというところ、平均すれば3反ぐらいの田んぼの人が多いというような中であって、これらに対抗するには国の施策が1番ではあります。特にカリフォルニア米などにつきましては、販売価格と同額ぐらいの補助金を政府が出し

ているというようなこともございます。そういったことで抜本的な国の農業政策の改革がなければ、T P Pになれば大きな打撃を受けるということは間違いのないわけでありませう。

しかしながら、そういう中であって、この宍粟市としてはやっぱり今、地産地消ということをお前提に考えながら、食と農といひませうか、食育も含めてそういった食と農のまちづくりというのを展開をしていくことも必要ではないか。今、ところどころにありますふれあい市だとか、農協さんのやっぺいらっしやる野菜市などは非常に盛況になっているわけですが、そういったことも影響のないような形でやっぺっていくには、やっぱり地産地消ということをお商工も含めて進めていくということが大事ではないかなと。

それから、もう一つは、今もあちこちで取り組みを始めておりますが、都市との交流の中で、千町の「あこがれ千町の会」であります、そういったようなことも同時にあわせて「食と農」ということを通じながらの交流ということも大きな課題であろうと思ひませうし、こうしたことにも取り組んでいきたいというふうにお思ひしております。そうすることによって、意欲をなくさない、そういう中で土地の下落というものを防いでいくと、そういうことを今ぼやっとながら考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、先ほどの再質問の中で小規模農家なり、それから地産地消のお尋ねでございますので、若干触れさせていただきたいと思ひませう。

現在、宍粟市の農家数約4,700戸ある中で、平均の耕作面積が47アールということで極めて零細農家が多い状況でございます。

その部分の救済でございますが、先般、国のほうでも特に農協の改革ということが非常に論議をされております。往々にして金融なり共済に重点が置かれている現状の中で、本来の農家の側に立った集落営農、それから農薬、農産物の販売、特売等、すなわち先ほど市長が言われましたように、人と物と金はその区域の中、宍粟の中で流通する体制づくりが必要であるというふうな方向もお出されております。すなわち地産地消の部分で今後も関係機関とも十分協議をしながら、進めていきたいというふうにお思ひしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 積極的な作戦をお願いしたいと思ひませう。

続きまして、かかりつけ医の問題を再質問いたします。

先ほど部長のほうから、あるいは市長のほうから、かかりつけ医がある、あるいはどちらかと言えばあるという方を含めまして69%という回答をいただきました。そこそこ行っているなあと。しかし、まだ足りない、こういうふうに思うところでは。

これはちょっと別の資料でありますけれども、御紹介をいたしますところですが、今現在、千種の診療所長に就任されておられますドクターがおられます。立道 清医師であります。ちょっと御紹介をいたしますと、この方は京都大学医学部卒業後、米カリフォルニア大学ヒューストンペアラ医科大学で心臓移植に携わる。神戸市立中央市民病院では救急部長、副院長、救急救命センター長を経て、平成17年から宍粟市の国民健康保険千種診療所長に就任、これほどの名医が当市にはおられるわけでは。もって、この方を慕って若い研修医が来られるというニュースをちらほら聞きます。これは全国紙で紹介されております。「この人、兵庫にあり」というタイトルでありますけれども、これほどの名医が宍粟市に今おられると。こういったチャンスを逃す手は全くないと私は考えるところであります。

かかりつけ医の、今69%という回答がありましたけれども、そこまでのデータが出ているならば、今日を境にまず80%台に持ってくる。あるいは次のステップでは半年後には85%に持ってくるんだということをすぐさま当局でやっていただきたい。去年の8月時点で、私は個別には担当者に指示をしたり、いろんなことでかかりつけ医の充実をはかれよという話を申し上げて、それぞれ資料等を作成して下さったり、あるいはしーたん通信に流すとか、いろんなことをやって下さっているということは報告は聞いております。しかしながら、69%で不満足なんではあります。したがって、すぐさま、69%、約7割といたしまして、80%台、85%台、ここまで持ってこない、願わくば9割まで持ってきて、そのことによって、初期段階への治療がスムーズに行く、あるいは総合病院にかかる場合に待機時間を非常に短くできると。

総合病院でよく聞く市民の患者さんの不満は、待ち時間が長いとか、いろんなことをおっしゃいます。しかし、それはかかりつけ医があつて、初期判断のデータを先に送っておけば、たちまちに診ていただけると。待ち時間を短縮できる、あるいは初期の段階のデータ判定等が不要であるとか、そういったことのメリットも出てくるわけですから、その宍粟市全体を守るということにつきましては、このパーセンテージの69をさらに10%、20%上げて、9割台のところを持ってくると、

このことが円滑さを生み出して、総合病院の受診率を上げ、あるいは経営効率を上げるということに寄与するわけですから、そこまで69%のデータまでつかんでいるならば、必ずそれをやっていただきたいと、こういうように思うんです。

昨年話になりますけれども、私は医療関係の講習会を受けに行ったときに、実は宍粟市のデータを持って行ったんです。そのときの講師の先生にお見せして我々のところの問題点はどこか指摘してくださいというふうに講義の席上やりますと、明らかに熱意はわかる、しかし、おまえとこはデータが非常にまだ希薄やということ指摘を受けまして、なるほどなあと思って、講習会を終えたわけです。是非これは広報の広本部長のところも含めまして、もう少しデータをやって、詰めて、そういう目標値とか、理念とかいうのを、総合病院の改善点はどこかということを持ちの上じゃなく、もう少しデータを詰めるということが必要だと、こういうふうに考えておりますので、その点に対してそう取り組むというのか、現状のままで放置するというのか、答弁をしていただきたい。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。今、秋田議員のほうから言われましたように、かかりつけ医と総合病院の連携をすることは非常に大切なことと私自身も感じておりますし、今現在もそういう取り組みを病院としてはしている。また今後もしていかないといけないと感じております。特に、今かかりつけ医からの連絡を病院のほうにお願いをすることで、紹介患者者の予約システムをとっております。地域の医院のほうで診ていただいて、それで特に入院であるとか、次の治療が必要な方については総合病院へ送っていただく、それは患者さんの予約システムを使ってしていただくと、今言われましたように、非常に予約もスムーズに取れ、待ち時間も短縮できるということもございます。

また、総合病院で診ていただいた患者さんを、次の地元のかかりつけ医の先生の方にお返しをするということで、また地域でその先生との連携で診ていただけるというようなことになりますので、今、総合病院では、一日の患者数が大体450人程度ということで、ほぼ目標いうんですか、今の先生の規模いうんですか、それですついっぱいになっておりますので、そういう点もあわせてしっかり推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） これは市民の方、議会、行政、医療関係者、みんな共通して

言えることですがけれども、医師の確保は当然やりたいと。しかし、達成はまだできてない、この状態が多分数年は続くと、こう思うところです。だからこそ能率を上げるためにも、かかりつけ医の充実ということをも市民と医療関係と行政と議会と、誰もが3本の矢と言うか、4本の矢と言うか、宍粟総合病院を守るんだと。非難するより守るんだという考え方のもとに、一つのシステムとしての充実を図っていただきたい。今、健康福祉部長も広本部長もそれぞれの方針を言ってくださったんで、期待はしておりますけれども、パーセンテージで約15%ほどアップする、90%台にたどり着くように、早急に手を打っていただきたいと、このように思います。期待をしてこの質問は終わります。

続きまして、ドクターヘリに関してですけれども、今、野崎消防長はずっとるる報告をしてくださいまして、神戸から山崎の南部まで空路、直線距離は約65キロあります。それから波賀町の音水湖周辺のところまで神戸中央区から約95キロという条件であります。また、鳥取県東部あるいは京都等の空域のエリアがあると思うんですけれども、神戸を中心に考えてみた場合に、やはり西播域として若干宍粟市が空白域になるかなというふうに地図を見ていつも思うところです。そんな感じがしますので、さらなる充実を図っていただきますように期待をいたします。回答は結構であります、そんなところです。

続きまして、信用回復についての市長の答弁に少しだけ私は疑問点を持っております。まず、先ほど市長の説明で、問題点は歳入ができてなかったことだということと、長期にわたっての解決してなかったという重要なポイントをおっしゃった。その後に、平成20年12月に適正に訓令に基づくところの処断をしたと、こうおっしゃいますけれども、疑問点は失われた公金に補てんがたどり着くんですか、そこを聞きたいんですわ。そこをまず教えてください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、たどり着くように先般請求を行ったところであります。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） ちょうど1年前に本席で私が発言をしたのを自分の記憶として覚えておるんですけれども、こういったたぐいの不祥事につきましては、民事罰と刑事罰と、もう一つは世間一般から見た道義的な問題という3点があわせて考えなならんし、あわせるのが世間の本当の姿だと思うんです。それで、処断はしたんだけど、訓令に基づいていろんなことをしたんだと。あるいはまた近々にそういったことを求めるんだと言われるけれども、足りない状態が出るということは十分

に考えられると思うんです。先般の議員協議会の席上、報告を受けましたけれども、ずっと文章を読んでいたときに、責任の度合いに応じて任意での賠償を要請するというので、任意というような、それ道義的な表現といえ、そうともとれるけれども、しかし、刑事罰は裁判所のことですけれども、民事的に見たときに金額足らなかつたら、ずっとそれは残るでしょう。だから、そこを僕は腑に落ちないというか、もう一つ、ほぼ皆さんそれぞれの御苦勞なさって解決にそこそこ近づいておるんですけども、最後の止めはねのピンがちょっと足りないんですね。そのところが心配というか、そこを世間が許してくれるかどうかということをお心配するわけです。当然、議員としては市民の方のお話をやる時々聞くわけですけれども、やっぱり皆さんおっしゃるのは、公務員として市のそこそこの重責におられる皆さんが、市民に対して範を示し得ない現状はこれでいいのかという疑問点の声はたくさんあります。このことについて、いま一度市長の姿勢なり、後々の考え方をお尋ねしたい。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これは前回の議員協議会でも申し上げたところですが、私自身もはがゆいなという気はいたしております。しかしながら、これには地方自治法でありますとか、地方公務員法でありますとか、あるいは市の条例、あるいは民法、そういった法律がいろいろかかわってくるわけでありまして、現在のところ、そうしたことで民法による、あるいはまたそういったことでの法律でもってというのはちょっと難しいということが、これは顧問弁護士もありますので、相談もしたわけですが、とりあえず任意でやろうということを決したわけでありまして、100%その中でできるのかと言われれば、それは相手のあることですから、わからない。しかし、入るように努力をしてまいります。そういうことです。

そしてまた、上程をしております自治基本条例、あるいはコンプライアンスのそういった条例等も含めて十分な運用をしながら、将来こういったことが起こらないようにしなければということを決意をいたしておるところであります。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 今の答弁を聞きますと、八方考え抜いたと。そのとおりでと思うんですが、それならば、市民は皆さんの任意にとっても期待をしておるわけです。最後のところを明瞭に、そして明々白々にしていただきたいと、このことを非常に期待をいたしまして、質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で4番、秋田裕三議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 40 分まで休憩いたします。

午前 11 時 30 分休憩

午前 11 時 40 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6 番、岡崎久和議員。

○6 番（岡崎久和君） 議長の許可を得ましたので、公明党を代表しまして質問を行います。

まず、私は大きく分けて 3 点伺いたいと思います。

まず 1 点目ですけど、保安林における制限について。

国際森林年である本年、国内では国産の杉やヒノキの需要が高まり、林業復興の好機が到来している一方で、国内林業の後継者不足や高齢化により、生産量が追いついていません。公明党が推進した「緑の雇用」などをてこに人材育成を一層進めることが重要であります。

また、林業に欠かせない路網整備や保安林における制限の規制緩和が急務であります。森林資源を生かした林業再生の拠点として操業を開始した兵庫木材センターや既存の木材産業への木材安定供給を図るため、森林施業の集約化と効率化を図る低コスト経営団地の整備を推進するには、特に保安林における制限の規制緩和は最重要であると考えます。

国土の約 30%が保安林に指定されていると聞きます。これは国策として推進され、保安林制度は人工林の促進や保安林による税の免除により、宍粟市においても山林所有者や生産森林組合が進んでこの制度に加入しました。国土の保全や災害防止等、大変重要な制度であるが、保安林での森林施業において、関係者が制度の複雑さに大変苦慮されております。今後の宍粟材の安定供給に欠かせない問題であります。そこで、次の点について伺います。

一つは、宍粟の森林面積と保安林の面積、パーセント、人工林その他について、伺います。

2 番に、県の審査会で揖保川、千種川水系で幾らの面積が 1 年間に許可されるのか。木材安定供給に支障はないのかどうか。

3 番に、利用間伐で指定施業要件の要望件数と現間伐率で補助金や材価で山元へ

利益が還元できるのかどうか。また、環境保持のために下草の繁茂の状態は良好で台風等に機能できるかどうか。

次に、4点目として、安定供給のための利用間伐と皆伐後の植栽の問題点はどのようなものがあるのか。

また、路網整備等の問題点。コース変更等の対応は簡素であるのか。どのような問題点があるのか。

6番目にして、問題点を明確にして、国県に強力に働きかけるべきであります。

次に、大きな2番目としまして、公会計制度の変革について伺います。

国や自治体が行う公会計の目的は、税金が有効に使用されていることを納税者に説明し、また行政の効率化を図るための情報を提供することです。破綻寸前だった東京都の財政危機を公明党の東村くにひろ氏がリードして財政の「見える化」で借金1兆円を解消し、財政再建団体への転落寸前だった東京都がたった1年で財政健全化しました。これは複式簿記、発生主義会計を導入したからであります。事業仕分けをやるべきことが会計制度を根底から見直すときが来ていると言われております。

宍粟市の現在の会計制度は一般会計や特別会計も一部を除いて単式簿記と現金主義会計であります。単式簿記は現金の出し入れを把握する記帳方法のことであり、比較的単純な資産状況には適合しているが、複雑な財産・債務の状況にはそぐわない記帳方法であります。また、現金主義会計とは収入と費用を現金受け渡し時点で認識する会計処理のことで、会計管理の簡便化は図れるが、財務会計としては不備であります。そのために一般的には企業会計では適用されていないのが現状であります。宍粟市が全部でどのぐらいの資産を持っているのか。施設のコストがどれぐらいかかっているのか。将来負担すべき負債がどのぐらいあるのかといった財政状態を把握できないのではないかと。例えば建物には施設を使えば使うほど老朽化し、価値が落ちていく。これを把握するのが減価償却の考え方です。宍粟市も複式簿記、発生主義会計に切り替えれば、事業ごとの費用対効果を客観的に明らかにすることができます。公会計制度の実態と今後の宍粟市の取り組みについて伺います。

次に、大きな3番といたしまして、削減される公共事業のことであります。

地域の雇用・経済を支える国の公共事業が平成22年度会計で18.3%削減に続き、平成23年度の予算ではさらに5.1%削減されています。

自公政権のときに、今から5年ぐらい前だったと思うんですけど、国の公共事業

では16兆円ありました。一般会計の80兆円のうち16兆円が公共事業に充てられていました。私たちはそのことは決してよくない、なぜかという、世間でお騒がせした要らない道路とか、要らない事業、そういうことを精査するべきだということで、当時8兆円になりました。しかしながら、今の政権になって、今言いましたように、平成22年度の公共事業は、それからさらに、今言いましたように18.3%に削減されています。そして、平成23年度においては5.1%また削減されています。公明党が推進してきた緊急補償制度も3月末で打ち切りとなります。地域の中・小規模事業者への優先発注など、仕事をつくるための配慮が重要であります。国県への働きかけと、単独事業等の取り組みはあるのかどうか、伺います。

以上で1回目の代表質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 岡崎久和議員の一般質に対し、順次答弁を求めます。

あらかじめお断りを申し上げますが、質問の終了は当然正午を回ると思いますが、御承知おきいただきますように、よろしくお断りを申し上げます。

それでは、答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岡崎議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、保安林における制限に関する質問でございますが、林業再生の根幹であります森林施業の集約化や原木安定供給団地の整備において、保安林では伐採率の制限や路網整備に伴う許可制度の遵守で、実施までに手間と時間がかかるというのは現状でございます。

最初に、宍粟市の森林面積と保安林の面積と率についてでございますが、宍粟市では森林面積5万9,000ヘクタールのうち保安林は3万6,000ヘクタール、率にしますと61%を占めております。また、森林面積の76%に当たります4万5,000ヘクタールが人工林ということになっております。

次に、揖保川、千種川水系での皆伐面積と安定供給についての質問であります。県では保安林における年間の皆伐制限面積を定めておまして、平成22年度の揖保川水系では2,237ヘクタール、千種川水系では1,060ヘクタールとなっております。

間伐においては、指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内としており、これらが木材安定供給へ及ぼす影響は、皆伐については全県レベルでもこの限度面積は超えないというふうに考えております。

次に、指定要件の件数と下草の繁茂状況についてのことでございますが、間伐に

つきましては、間伐方法や路網整備で定められた伐採率を超えない場合があり、踏査設計のもと実施する必要があります。

こうした中で、最近では指定施業要件の変更事務が行われており、昨年の光都農林管内では8件の変更をされております。これはすべて宍粟市内でございまして、指定施業要件の多くは間伐率が20%であることから、施業上、収益上、不合理が起こっております。また、多くの手の入っていない森林で現行どおりの間伐をしても、下草の繁茂が期待できず、防災林機能もやや劣るので間伐等の要件緩和というものも必要ではないかというふうに考えております。

次に、間伐後の植栽の問題につきましてもの質問ですが、皆伐跡地の植栽につきましてもは、伐採後2年以内に植栽するよう定めておりますが、裸地状態の箇所も見受けられることから、植栽に至るまで法令を遵守した徹底指導を行うこととしているところであります。

次に、路網整備の問題点についての質問であります。保安林内での路網整備やそのコース変更の対応については、一度許可されたものでも変更が生じた場合は新たに許可申請を行う必要がございます。そういった点では、簡素ということが言えないのかなというふうにも思います。

最後に、国県への働きかけについての質問であります。木材安定供給と防災機能の増進を図るため、国は搬出間伐を推進しようとしており、保安林の指定施業要件をはじめとする現状に合わない制度については国県の責務で一括改正されるということをお願いしてまいりたいというふうに考えております。

次に、公会計制度の関係でございますが、総務省より人口3万人以上の市においては、平成21年度までを目途に財務諸表の整備を行うよう求められたことを受けまして、宍粟市におきましても関係書類の整備を進め、昨年度から総務省方式の改定モデル、これによりまして整備をして公表を始めたところであります。

現在、宍粟市においては、総務省が示すモデルにより作成しておりますが、現行のモデルということになりますと、決算の整理後でないと財務諸表が作成できないということや、道路など現有高を正確に早くできないなどの問題点があるとともに、複式簿記・発生主義に基づく会計制度の統一した基準、これがないために整備後の他団体との比較が困難であり、評価が容易でないということでございます。こうしたことを踏まえて、現在総務省において現行のモデルの活用方法や課題の整理が進められているところであり、複式簿記・発生主義の導入につきましてもは、総務省の方向性や他市町の動向にも注視しながら、検討していかなければというふうに考え

ております。

次に、公共事業の削減につきましては、国・地方ともに税収の大幅な増加が期待できない中、福祉医療などの義務的経費が増加傾向にあり、収支のバランスを図る上で、投資的経費の削減を行ってきているものであります。建設事業に関連した雇用の確保は重要であるというふうに認識もいたしております。

このことから、国県に対しましては、国道、県道の改良、河川改修、急傾斜地等の改修促進を行うとともに、市単独事業につきましては、合併特例債や過疎対策事業債などの有利な地方債を活用する中で、道路改良をはじめ教育施設の整備等、必要な事業について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましては、それぞれ担当部長が答えをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、先ほどの御質問の中で、保安林区域内で皆伐をしようとする場合、制限をされております流域での許可面積そのものの安定供給に支障はないかという部分についての具体的な数字を申し上げたいというふうに思います。

まず、宍粟市では、年間1,000ヘクタール程度の間伐を実施をしております。県の進める路網整備も進めまして間伐面積の2割から3割が今搬出をされているというふうに想定をしております。この搬出率では、ヘクタール当たり約80立米の生産が可能といたしまして、1,000ヘクタール今行ってますので、間伐だけでも8万立米と見込んでおります。

その他皆伐につきましても、年間、今100ヘクタール程度の皆伐が行われております。この皆伐面積は先ほど市長が答弁されました千種川流域、揖保川流域の定める皆伐制限の面積には影響がないというふうに考えているところでございます。ヘクタール当たり400立米搬出できるといたしまして、100ヘクタールでございまして、4万ヘクタールとなりまして、先ほどの間伐を含めまして年間で12万立米の生産は可能というふうに考えております。

今後の考え方といたしまして、やはり安定供給の最大の考え方といたしまして、やはり持続可能な森林の造成を目指すために、まず、基本的には極力皆伐は避けて、最小限のものとして、その後については広葉樹の転換を図るなど、やはり環境に配慮した森林整備ということを基本的には考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 私、なぜこの保安林による制限のことに対して質問するかと言いますと、議会としまして、11月26日と12月1日に議会報告会を行いました。2日において8会場で。そのある会場で、あなた方は保安林について知っているんかという質問がありました。私も小さいときから林業に対してはおやじもそういう素材業をやった関係で関心があり、また、例えば中学や高校のときなんかでもおやじについてアルバイトいうんですか、そういうようなことをやっておいた関係で、保安林に対して、ものすごくその時分から関心がありました。

そんな中で今回、木材センターもできたし、また、既存の製材がある中で、本当に宍粟はこのことを賄えるのかなど。なぜかと言いますと、私たちは議会としましても、1期目のときに、群馬県へ視察に参りました。そのときにもその木材センター、またそこは製材と一緒にしているわけなんですけど、要するに供給がなかなか難しく、全国的に13ぐらいある同じようなセンターがなかなかうまくいってないと。需要も確かに木材使ってやる住宅の建築の様式は変わっている点で落ちていきますけど、それにも増して供給ができていないから、その木材センターはだめなんですよというようなことを言われました。これまでも同僚の議員が1期目のときからこの木材センターをつくるに当たって、既存の製材と一緒にしまして大丈夫なかという質問もされまして、今さっきも回答にありましたように、12万立米、1年間に搬出するという状況になっています。

その中で、そのある地域の質問者の人は、恐らく私は考えてみるに、小さな生産森林組合で、今、産業部長がお答えになりましたように、例えば県の指導を受けて、例えば路網なんかがあったら変更したとか、それから施業に合わなくて、その指導を受けてこうやったということを8件あると言われました。そういうことで、今モデルになっているのは、一宮町の染河内の東河内の生産森林組合とか、また株山であると思います。次々やっておられることはわかります。波賀も千種もやっておられますけど、今、本当にモデルになっているのは、その染河内地区の施業が中心の話じゃないかと思うんですけど。今さっき言いましたように、小さな生産森林組合とか、また個人の所有者が恐らく保安林に入っとってか、入っとないかわかりませんが、その当時、私言いましたように、全国的に保安林制度が推進されたときに、税金が免除になるから、それに入るとかいう、周囲の人の意見も聞いてやっただ、そういうこともあると思いますけど、何が言いたいかと言うたら、その人ら、個人所有者とか、小さな今間伐で売ろうとしても、なかなかうまくいかにいかない。

それはよう調べてみたら、保安林制度が複雑だし、簡単にいかないということであると思います。

東河内の生産森林組合とか、株山の制度を私も昨年の10月25日に公明党の国会議員を4名、宍粟市に来ていただいて、市長も出ていただいて、プレゼンテーションをやられて、そして現場も見てきました。そんな中で訴えられるのは、今の制度は4段1伐、要するに5本あったら4本残して1本しか切れませんよという、それが今さっき言われた市長の20%ということ。ところが、私らも農林水産部会長が来ていました関係で、早速龍野農林に電話でだったんですけど、現状をどうなっているんだということを確認されて、そして国会の委員会でもそのことを取り上げられました。

だから、現場へ行きますと、要するに山元へ金を返す、それから環境に配慮した間伐、それもわかるんですけど、それが実際に今の制度だったらできないということがわかっています。そのことについて、産業部長、またちょっとお願いします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） お答えをさせていただきます。

まず、保安林の制度につきましては、先ほども言われましたように、それぞれ固定資産税の免除ですとか、相続税の減免、さらに治山事業の優遇ということで、メリットの部分がある反面、やはり行為について非常に厳しい制限がございます。そのような中、今言われますそれぞれの要件緩和については非常に肝要な部分というふうに考えております。

私自身が整理します今回の御質問の中で、特に課題として考えていますのは、まず、間伐の場合の指定施業要件の20%の範囲の部分でございます。このことにつきましては、今から40年なり45年前、今の山の状況なり生産の状況が著しく変わっている、いわば造林施策の中であった要件でございます。現在とは変わっております。したがって、今言われますように、20%から35%程度に上げていくということがどうでも必要じゃないかと。そのことが先ほども出ておりましたように、森林を守っていくなり、また森林の所有者の今後の意欲増進につながるということがまず1点目にあろうかと思っております。

それと、もう1点は、保安林内作業でのそれぞれ作業道なり、路網整備をされる場合の許可条件の緩和でございます。このことにつきましても、先ほど市長の答弁もありましたように、一度許可をされましたら簡易な内容変更でも新たな案件として取り扱われるということで、実質的には1年余りかかるという時間と浪費が非常

に多くかかっております。このことにつきましても、やはり先ほど言われます小規模の森林所有者ですとか、団体的に取り組まれております施業者に対して非常に意識の低下なり、支障になっているということも十分承知をしているところでございます。

今回、先ほど答弁ありましたように、この制度の緩和と指定施業要件の国レベルでの統一ということについては、それぞれ今までも御尽力を賜っているところでございますが、今後も私たちと同様に御尽力を賜りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） そういう点ではよくわかりました。

次に、今の素材業者は宍粟市内にどれだけおられるか。人数はどれぐらいか。業者は何ぼあって、そこが雇っているのか、一緒に仕事している人はどれぐらいおられるか。

また、製材のほうも、そういうことはどういうふうになっているかということちょっと聞きたいのであって、それはなぜかと言うと、やはり宍粟は昔からの林業のまちであります。だから農業も林業も本当に大切な状態です。以前の質問に対して、要するに雇用を創出するには、企業誘致が大事なんですけど、現状では無理なわけですね。何が言いたいと言うたら、やはり林業を中心にした少しでも雇用を創出できるような施策、それには私が今言いましたような保安林の規制緩和とか、また路網の変更にすぐ対応できるようなこととか、また、そのことによって私は、異種業の例えば建設業者が将来そっちのほうへ行くと。もう既にそういうことをやられているところもあります。そういうことをますます活性化するためには、この保安林制度を本当に根本から見直してもらわなあかんし、それを国県に積極的に働きかけてもらいたい。そういうことをお願いしておきます。

次に、公会計のことなんですけど、私はこれを質問するに当たって、はっきり言いますが、勉強不足でありますけど、名前出してはっきり言いますが、この今の監査委員、議会から出られる監査委員さんは、本当に山崎町時代からこのことは議会で取り上げられておられたり、質問されたり、また当局へいろいろと働きかけをされた。また、平成19年だったかな、この質問をされておるんです。だから、私、この質問を通告してからずっと調べよったら、今の監査委員の質問がありまして、そのときからだったらちょっと変わっておるような、前進しているかなあ

ということを感じています。私は、一宮町の議会議員を4年3カ月やらせていただきました。そのときにいわゆるバランスシート、貸借対照表を総務省がつくりなさいということで、一宮町もやった節があります。今ここにおられます企画の次長もそのことに積極的に取り組んで。

ところが、総務省もそのことに関しては割合熱がさめてきたという状況が続きました。ところが、あの夕張が財政再建団体に転落してから、そのことがそれではダメなんだということで、要するに今、市長が答弁されたように、平成21年度の決算ですか、それに基づいて財務4表を3万人以上の自治体には義務づけられまして、そこまではいいんですけど、それだけに終わってしまして、バランスシートをつくっていますというだけで来ているんじゃないかという、そういう私の勉強不足で失礼な言い方なんかもしりませんが、そういうことではないかなと思うんです。

わかりやすく言いますと、監査委員も私も民間で働いていました。私は31年間企業で働いていました。現場で仕事をさせてもらっていましたが、企業はもちろん複式簿記を使っていますから、会社全体の経営状態だけでなしに、各部門の経営状態をもうぱっとリアルに。それを各部署に朝朝礼で班長だったら班長ばかりが寄って、今どういう状態で費用対効果があるやというようなことをずっと言われました。それに比べて今の単式簿記でもやっておられるのかもしれませんが、僕はそういうことがちょっと手薄じゃないかと思うんです。

そんな中で、先ほど東京都の制度を要するに複式簿記に、発生主義会計にすることによって、平成18年4月にこれ完成したんですけど、石原都知事が就任されて、都知事は要するに会計士を将来目指されておった関係もあって、そのことに対してものすごく関心を持っておられて、都知事に出られて、財政を見られたら、これではもうだめだということに気づかれて、まずバランスシートをつくらうということでやられました。それには、日本公認会計士の会長の中地 宏さんを中心に5人のメンバーでやられたそうであります。そのことによって、確かに今までの要するに総務省が指導している単式現金主義会計では、これは江戸時代にあった大福帳がそのまま今もずっときているらしいですね。こういうやり方をしておるのはドイツと日本だけだと。だから、ほんまに時代に合わない会計制度であるということと言われまして、バランスシートをつくられたんですけど、今までずっと長年美濃部都政から青島都政、ずっと延々と続いてきた都政の財政会計の中でそのことがなぜ気がつかなかったのかなあということを感じられて、そしてさらにバランスシートをつくるだけじゃなしに、機能するバランスシート、作成するだけが目的じゃないんで

すね、これ。バランスシート、要するに貸借対照表をつくって機能するバランスシート。ところがそれやったら、今言いましたように抵抗があるわけなんですね、今までの会計制度で何もせえでも十分やっていけるじゃないかということがあったと。

しかしながら、そこで、終わりかなと思ったら、また実は公明党の東村くにひろさんが質問に立って、これではあかんと。やっぱり機能するバランスシート、プラス複式・発生主義会計にせなんだら、だめだということを言われました。ここにある本を引用して、私持っているんですけど、複式簿記、官庁会計の決算を複式簿記・発生主義会計方式の決算をすると、例えばA市のX年度の決算は、その内訳は歳入、市税の収入20億円、市債、借入金50億円、歳出は体育館の建設費40億円、補助金や事務費など25億円、このことを現行の宍粟市がやっている官庁会計決算では現金の出入り額や残高はわかるんです。要するにこれだったら、歳入で70億円、歳出で65億円、そのことによって差し引き5億円が黒字になるという結果なんですよ。今、ずっとこの宍粟市になってからも一般会計、特別会計も含めて黒字ですって言われておるんですけど、市民の人にしてみたら、黒字なんやから、まあ大丈夫やと。またいろんな施策を議員も言います。そのとき、まだ大丈夫なんやなあということ、いろんなことをやってくれやってくれ言います。だから、それはなぜかという、この会計制度では、要するに黒字というのが実は赤字ということがわかってないんですね。要するに複式、これを今言いましたやつを複式簿記・発生主義方式の決算にすると、まず貸借対照表、年度末。これはバランスシートですね、資産等負債資本財産が左右にあるわけなんですけど、このバランスシートはなぜバラスシート言うか言うたら、もちろん左と右が一緒であるからバランスシートですね。この貸借対照表で言いますと、現金が5億円、固定資産が40億円、これは今さっき言いましたように体育館ですね。負債・正味財産をいいますと、市債が50億円、正味財産がマイナス5億円なんですよ。そして、機能するバランスシート、また複式・発生主義会計方式による決算によっては、貸借対照表と行政コスト計算書とそれからキャッシュフロー、要する資金繰り、この三つが大事になると言われています。そんな中で、さっきの例えに引きましたやつを行政コスト計算書に当てはめると、収入20億円に対して支出は25億円になっておるんですよ。そういうことは差し引きマイナス5億円になっておるんです。

だから、何が言いたいかと言ったら、これコスト計算をすると、実際には5億円のマイナスになるんですね。これを宍粟市は、年間400億円の予算を組んでおられますね。そして、財務状況と言えば、兵庫県で悪いほうから30番目ですね。大

体ね。ほかのところも厳しいんですけど、この人口規模で400億円組んでいるところはなかなか少ないんですよ。たつの市は人口も多いですから、もっと超えてますけどね。

夕張市が破綻したのは、ここのことがきちっとされてなかったから破綻したんですね。議員も、それから首長も市民、夕張市やから市民ですね。あれもやってくれ、これもやってくれてずっとやってきた。そのあげくの果てが要するに破綻してしまった。なぜかと言うと、今言いましたように、隠れた資産、負債が表面に出てこなかったんですね。

だから、この「見える化」をするためにも、この複式簿記・発生主義会計でやらなかったらだめだと思います。このことについて、恐らく当局は、いや総務省に法令があって、それに従わなあかんのやと言うているかもしれませんが、東京都は思い切ってそれをやれたんです。それは宍粟市は地方交付税とか特別交付税とかを国からもらわなったらやられへんからと、そない言いますが、総務省の見解としても、こない言われておるんですよ。

平成18年総務省は、新地方公会計制度研究会を設置しておるんです。研究会の報告書で、総務省方式は、決算統計や補足資料をもとに貸借対照表や行政コスト計算書の各項目を埋めていく方式であるため、複式簿記の考え方を意識せずに作成することができるものとなっている。しかし、個々の歳入歳出内容がフローとストックの両面から財政状態にどのような影響を与えるのかということ把握するとともに、作成された財務書類であらわされる内容を理解するために、複式簿記の考え方を理解して行うことが非常に有効であると言われておるんです。だから総務省もやはりそのことに気がつかれて、ずっと制度を変えていかれているんですね。だから、そういうことで、今、東京都がやっていることは、この間の2月23日の都議会定例会の予算特別委員会で要するにこういう、さっき言いました東村議員は、地方自治体における新公会計制度の復旧支援について言及。現行の官庁会計と比較し、複式簿記の処理で職員の作業負担が増えない点を明確化され、実際に東京都がやっているのは、最初はそれを言われていたんです。総務省のやつもやらなあかんし、新しい複式簿記でやらなあかん。ものすごく増える。倍も3倍も仕事量が増えると言われておったんですけど、そうでなかったんですよ、実際にやってみて。

東京都は、そら確かに苦勞されてここまで来られましたけど、私は議会基本条例、また自治基本条例もある意味では、いいとこ取りをしたら僕はいいと思うんですよ。そういう意味でも我々宍粟市も研究されたらどうでしょうかと。私たち議員も本当

に勉強して今からそういうことも含めてやっていかなあかんなあと思います。

先ほど、監査委員のことを言いましたけど、そういう壁があるのがわかった上で、いろいろと提言されて例月監査なんかは本当によくやっておられると思いますけど、そういうことを言うたらあれですけど、ほかの市町はそこまでやっておられない方が多いんです、審査委員で。何が言いたいかと言うたら、私たちはそういう目で監査もしていかなあかんし、そして職員の方、首長さん、また議会議員もそういう目でやっていかなかつたら、これからはもたないということを思います。

一つですけど、時間ももうないんですけど、そのことに関して今から東京都が出前でやってやるとか、それから、来られたら何ぼでも説明してあげるとかいうような回答をされているわけなんですよ。現に大阪府も5兆円の借金ですね。それから、東京の町田市がこの制度を東京の指導のもとでやっておられる。全国的にこれは広まりつつあるんです。フォーラムなんかにもどんどん自治体も参加しているそうであります。そういうことに対して市長はどのように考えられるでしょうか。それをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この問題については、今、岡崎議員から発言がありましたように、私もかつてこの問題は平成10年ぐらいだったかな。ちょっとはっきり覚えていませんが、そういう取り組みをしてきたところであります。そういうことで単年度決算で見ることにも一つには大事であります。しかし、バランスシートでもって見ていくということも非常に大事な要素でもあります。ただ、行政の場合のバランスシートというのは、非常に難しい面もなかなかあるわけでごさいます、例えば間伐をした場合に、何%間伐したら残った木の成長率が何%になって、資産としてどうなるのかと、こういった問題が片一方では上がってきますが、片一方でどれだけ上げていくのかというような問題もあるわけですが、いずれにしても、非常に重要な課題でもございます。今、いろいろ御審議をいただいております水道、下水道もこういう見方で見ていただければ、また御理解がいただけるのではないかと、こう思います。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 今の答弁ですけど、東京都も山林が実はあるんですよ。私、ずっと財務表を見よったんです。東京都もやっぱり山奥があるから、23区以外のところもあるし、そらあるんやなあということ。同じような、そら率から言うたら少ないと思いますよ。だけどそんなところがあるんだなあ。それに対してもど

うするかということをごちゃんとやっておられるんですよ。私はもっと詳しいことを例を三つぐらい挙げて言おうかなと思ったんですけど、時間的な制約がありますから、また後日、皆さんと一緒に勉強してやっていきたいと思えます。

しかしながら、何が大事かと言うたら、首長の姿勢であり、それから職員の皆さんのそういう姿勢であり、先ほど言いましたようにつくったらいいいというものでもありません。議員も勉強してやっていくという、それが大事になってくると思えますから、そういう認識でお互いにやっていきたいと思えます。

最後に、公共事業のことなんですけど、これは私のあれでは、宍粟市には、災害について80億円ぐらい、また佐用町では490億円の国費が投入されて、今からずっと工事が続いています。そんな中で、今のところは仕事はあるんです、はっきり言って。ところが、この国がやろうとしておる、今の状況は災害に対しては確かに激甚災害とかに指定してどんどん予算をつけていただいていますけど、これがなくなるとき、どうするんかと。やっぱり我々もあと2年ありますし、市長も2年あるし、また職員の人も例えば部長さんだったら、あと3年とか、2年とかいうことがありますから、今のことも大事ですけど、将来のことも考えた上で僕はそういう施策も念頭に置いて研究してもらいたいなということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 答弁要りますか。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃいますように、公共事業、特に土木部門というのは宍粟市内を見ても道路、あるいは河川、災害は別として、昔から比べれば非常に整備がされてきた。そういう中で、仕事が少なくなっているということは確かでありまして、国のいろんな改革といいますか、そういう中でも減らされてきているということも確かであります。

そういう中で、宍粟市としてはせつかくあつた施設もでき上がったわけですが、シフトを変えてやっぱりこの山にもどんどん入っていくというような産業も進めていく必要があるのかなと。

それとまた、もう一方では、こうした土木とか、そういうことでなしに、6次的なことも進めていく必要があるんじゃないかと。なかなか難しい問題ではありますが、いろいろ議論しながら、皆さんと一緒に進めていきたい、こう思えます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、6番、岡崎久和議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

午後 0 時 3 0 分休憩

午後 1 時 3 0 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

2 番、寄川靖宏議員。

○2 番（寄川靖宏君） 2 番、寄川でございます。議長から質問の許可を得ましたので、会派光風会を代表しまして質問させていただきます。四つ、用意しております。まず、1 番目ですが、自治会と行政の連携について。

宍粟市総合計画審議会のたび重なる審議を経て、昨年末に宍粟市の後期基本計画素案が提出されました。また、3 月には宍粟市行政改革大綱が出されます。地方分権改革が叫ばれている今日、こうした総合的な計画の策定は重要な意義を持つものと思われまます。その計画の具現化に当たっては、可能な限り市民の総意として推進される必要があります、そのために市民局単位での協力体制や各地、各種団体等の理解を得て、民意をより建設的に反映させる政策が望まれると思います。

とりわけ行政と自治会とによる世論の構築や機運の醸成が不可欠と考えられます。合併以後、行政の拡大を余儀なくされ、自治会によっては行政との距離が遠くなって、機能は低下しつつあるとも聞きます。自治会組織と行政との連携や協力体制は今どのように実施されているのか、お尋ねいたしたいと思います。

過疎化、高齢化、少子化が進む中で、さまざまな事業を推進するためには、今後これまで以上に自治会組織との絆をさらに強くし、緊密な情報交換が必要と思いますが、どのような方策が検討されているのか、お尋ねします。

二つ目ですが、過疎対策事業及び過疎債について、お尋ねいたします。

兵庫県においては、過疎市町村に新温泉町、香美町、養父市、佐用町、淡路市、それから過疎地を含む市町村、これに豊岡市の旧城崎町と旧竹野町、朝来市の旧山東町、洲本市の旧五色町、そして我が宍粟市の旧千種町と旧波賀町が指定されております。

国では、過疎地域自立促進特別措置法、過疎法ですが、これの適用を受けているこれら自治体に対して有利な過疎対策事業債、いわゆる過疎債の発行を認めております。合併後、今日までこの過疎債を使ってどのような事業が実施されてきたのか、お尋ねいたしたいと思います。

宍粟市全体にかかわる事業、それから千種町、波賀町に指定される事業とがあったと考えられますが、それぞれに分けて、それらの事業内容と実施効果、あるいは実施結果についてお答えをお願いしたいと思います。

合併前の千種や波賀では、この過疎債などをよりどころに、幾多の活性化事業がなされてまいりました。振り返ってみれば、これらは当然地域力の衰弱に歯止めをかけた実績があり、副次的には山崎や一宮に、あるいは総合的、広域的には宍粟市域全体に領域を超えた地域振興事業として活性化に貢献していたと考えられます。このような見解を踏まえれば、今後も地域特性を考慮した過疎対策事業を展開することで、再度宍粟市全体の地域振興に寄与できる可能性があるのではないかと考えております。

このたび宍粟市で新たに過疎地域自立促進計画が策定されましたが、新規に千種町と波賀町で取り組む事業にはどんなものが企画されているのか、またどのような効果が期待できるか、今後の過疎対策への展望をもあわせてお尋ねいたします。

それから、三つ目と四つ目ですが、同僚議員が行われたのですが、また違った角度になろうかと思っておりますので、同様の質問の形にはなりますが、質問させていただきます。

三つ目ですが、中国企業による山林地・水源地買収の動きについて。

2年前の5月、中国資本によって水源を求め、日本の山林が大規模に買収されていると一部新聞報道がなされました。その後、林野庁も危機感を募らせて調査していると聞き及んでいます。採算のとれない山を抱え、高齢化と後継者問題に悩む地方の山林地主に対して、林地売買の話を持ちかけてきたという話が各地で仄聞され、既に北海道では現実のものとなっているようです。宍粟市でも可能性として十分考えられる事態ですが、現在、そのような事態はありますでしょうか。市としてどのような姿勢で臨まれるのか、どう対処されるのか、市長の姿勢をお尋ねいたします。

四つ目です。T P Pへの対抗措置について。

菅首相は、日本は海外諸国との輸出競争に負けないためという理由で、「平成の開国」と呼ぶT P P（環太平洋連携協定）を締結しようと議論を進めております。とりわけ外国と競争しても負けない農業をつくらなければならないなどと強調しています。しかし、地域農業のかなめであります農協は、傘下の情報月刊誌、『家の光』あるいは『地上』というのがございますが、これで特集記事を組みまして、この政府の姿勢に反対し、全国的な運動としてT P Pを阻止しようとしております。

放棄田が増え、後継者もままならず、我が市の農業環境は現在危機的状況にある

のは御存じのとおりでございます。地元農協などとのより強い連携によって喫緊の課題として、農家を守っていかねば、今後地域社会の崩壊はますます免れないと思われまます。今後、この政府の動きにどのような対策を講じられるつもりなのか、当局の姿勢をお尋ねいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 寄川靖宏議員の一般質に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、寄川議員の質問にお答えをいたします。

まちづくりの具現化は可能な限り市民の総意として推進される必要があり、民意をより建設的に反映させる政策が望まれるという御意見でございますが、まさに住民目線を基本とする市政運営のことであるというふうに考えております。そして、この市政運営を推進するに当たって、重要な組織であり、かつ強力な推進母体が自治会であるとも認識をしているところであります。

さて、その自治会との連携や協力体制の現状についてであります。具体的には行政懇談会の共催や記念事業の共催、さらには自治会を窓口とした防災体制の構築などです。これらの連携・協力事業の実施推進に当たっては、当然ながら相互の情報共有や意見交換などが基本となっており、出前講座、ふれああいミーティングや連自治会役員会等を通じてのできる限り情報提供と意見交換の場づくりに努めているところであります。

また、市連自治会、各町単位の連自治会については、その事務局を秘書広報課やそれぞれのまちづくり推進課が担当しているところであります。全く十分であると言い切ることはいまでも、自治会との連携、協力体制については構築ができているというふうに認識をいたしております。

次に、今後におけるこれまで以上の自治会との絆を強くする方策についてであります。昨年度設置をいたしましたまちづくり協議会には、地域コミュニティの核であります自治会からも参画をいただいております。その連携強化が重要であると思っております。いずれにいたしましても、これまで以上に情報交換を行っていく必要があると考えており、そのための機会づくりに努めていく所存であります。

現在、最近開かれました自治会等の役員会等の中で、災害時の自治会間の応援協定、こういったことについても一緒になって取り組んでいこうというような提案もしていただいておりますし、あるいは医師確保に向けた自治会としての取り組みの必要性というようなことも検討がされたところでもございます。

次に、過疎対策事業及び過疎債についてでございますが、合併以降における波賀町と千種町に係る過疎債を適用としての事業内容、実施効果についての質問であります。先の12月議会における議員協議会の資料でもお示しをしておりますとおり、平成17年から平成21年度における過疎対策事業債を適用した事業は、事業費で約57億円ございました。そのうち約23億円に過疎債を充当をいたしております。それぞれのまちにおける事業内容につきましては、波賀町域におきましては、診療所の整備、簡易水道整備、音水湖のカヌー競技場施設整備等が主な事業内容であります。また、千種町では、簡易水道整備、下水道整備、医療機器整備などを実施してきたところであります。この結果、市全体と過疎地域の人口の推移を見ますと、平成17年3月31日と平成21年3月31日の比較で、宍粟市全体では4.4%の減少ということになっております。過疎地域が7.6%ということになっているところであります。

次に、市内への観光入込数を見ますと、平成20年の県の統計であります。市全体で約120万人の入込みと言われておりますが、そのうち過疎地域につきましては、約55万人というふうと言われております。そういうことで、観光等の面において地域振興に役立っているのではないかとというふうに考えているところであります。

次に、今回の過疎地域自立促進計画の内容につきましては、これも先の12月議会でお示しをしているところでありますが、産業の振興、交通通信体系の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進と医療の確保、教育の振興など、それぞれ項目に沿って各種計画を計上をいたしているところであります。

また、今回の法改正でソフト事業も対象となったことから、公共交通、子育て支援、幼保連携、学童保育、まちづくり支援、カヌー体験、グリーンエネルギー・バイオマスエネルギー普及促進等のソフト事業も新たに計画に盛り込んだところであります。

今回の過疎地域自立促進計画は、少子高齢化が進む中で、高齢者の健康増進と社会参加の促進、子育て環境の充実、文化や伝統を継承し、地域資源を生かした地域間交流の機会の創出と地域力の向上。

一方で、人口減少により自治会機能の低下が懸念される中、活動支援を行うことで地域力の維持、向上を目指していきたいと考えております。

さらに、地域資源であります豊かな自然を活用し、地域と行政が一体となって循環型社会の構築を目指していきたいとも考えております。

過疎地域自立促進計画に基づき、各種施策を実施する中で、地域の振興を図り、過疎地域からの自立を促進することが宍粟市全体の活性化に繋がるというふうに考えているところであります。

次に、中国企業による山林地・水源地買収の動きについてでございますが、これにつきましては、午前中に秋田議員の御質問でお答えしたところでございますが、これにつきましては、土地の取得状況等につきましてもお答えをしたとおりでございますが、そのうちの多くは北海道でございます。兵庫県内の事例もあると報告しているところでありますが、買収者は中国資本、それからイギリス領のバージン諸島というところが大体8割を占めておるようでございます。これらにつきましても資産保有が主な買収目的であります、水の獲得目的もあるのではないかということが言われているところであります。

宍粟市内につきましても、先ほどお答えしたとおりであります、こうした問題につきましても、所有者の高齢化、後継者不足で森林管理が困難となっている状況であり、外国資本からのアプローチがあれば、買収が成立する可能性もあるということでもあります。これにつきましてもお答え申し上げましたように、現行法ではなかなか難しい状況でございます、その対応については秋田議員の質問でお答えしたところであります。

また、一方、放置山林が増えるおそれがある中で、所有地の境界を明確にして、権利を保全するために、山林地籍調査の実施ということも投資的な森林売買を防ぐ手段の一つでもあるのかなというふうに考えているところであります。

次に、TPPの対抗措置ということですが、これにつきましても、秋田議員の質問でお答えしたところでもございます。そういう中で、中山間地域における抜本的な支援等強力に国県に対して要望するとともに、今後持続可能な力強い農業を育てる上で担い手となる認定農業者や集落営農組織を支えていきながら、輸入産と市内産の区分を図るため、食の安全・安心並びに消費者ニーズを踏まえて、有機農業等質の高い付加価値農業と6次産業化も含めて生産体制を確立していくことが必要と、そしてまた重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） ありがとうございます。四つに分けて一応質問させていただいたんですが、3番目と4番目も1番、2番と少なからず関係があるので、一応、これは今回のは四つともども一体化したものだというふうに思って質問させていた

だいております。

まず、山林のことなんですが、外国資本がいろいろと買収に入ってくるということですが、特に中国資本ということを押えて新聞が大々的にやっておりましたのは、やはり私有財産を認めておらない国が外国へ来て、要するに日本へ来て私有財産を求めると。つまりいわゆる資本主義体制でない状態の国民が日本へ来て私有財産を求めると。やはりここに国家戦略があるんじゃないかと、危険性があるんじゃないかというようなことを指摘されておりました。

それから、もう一つは、T P Pのことなんですが、これはテレビでも言っておりましたし、ここにも最初に述べさせていただいた農協の情報紙などにも触れられておることなんですが、農業法人、株式会社にしる、今後こういうT P Pのような考え方を推進していった場合に、法人が農業をやっていくと。法人が農地を確保して買収していくと。このときにやはり今、非常に日本も田んぼも価値がないものだという事になって、それから息子は都会に出てしまったんだということになると、結構いい値でやってくると、もう売ってしまおうではないかという時代がすぐそこに来ておるんじゃないかというふうな懸念があるかと思えます。

私が思うのは、こういう事態というのはプライバシーがかかわってくることなので、法的には市長が今おっしゃっていただいたような、いろいろな措置があるかどうかと思いますが、やはりそれは近隣の隣保でありますとか、あるいは自治会でありますとか、そこら辺のやはり情報として、これはちょっとまずいんじゃないかなというふうな情報交換の中から、ある程度防げるんじゃないかというふうな気がいたします。

もう2、3年前になるんですが、私が知っておるお医者さんが、毎年スイスに行かれるらしいです。ここはいわゆる永世中立国とかいう国ですが、ここへ長年行っておられて、旅行者としてバカンスみたいに滞在されるんですが、何年もなかなか気を許してくれない、ずっと監視されておるという状態だったらしいです。やはりヨーロッパの田舎のコミュニティというのは、本当に監視体制が厳しくて、よく見張りが行き届いておると。ですから、防犯などについてもやはりコミュニティが責任を持つと。いわゆる自治会組織が強力な体制で臨んでおるというふうに聞いております。これは農業といいますと、経済的な面がありますので、これはもうちょっと強い農業などということとは別に、やはり山林の売買、あるいはこれからちょっと懸念される田畑の売買、これなどにやはり自治会との強力な連携が必要になってくるんじゃないかなというふうな思いを持っております。

そのことを一応前段で触れておきまして、まず、1番目のところへ返りたいと思うんですが、基本構想、ここにも書いておるんですが、大綱ですとか、基本計画でありますとか、大がかりな長期計画が出されております。私議員になりましてから、もう何冊もいただいております。基本構想でありますとか、それから基本計画でありますとかいうものですね。それから宍粟市を取り巻く状況、あるいは2番目の過疎の自立に関するもの。最近、気になりますのが、こういう長期計画をつくっても今朝ほど質問がありました。例えば給食センターの件、あるいは幼保一元化の件、あるいは学校の統合の件、これらは長期計画で上がっておりながら、もう前期計画で十分検討されておりながら、今この土壇場へ来て、どうするんだ、どうするんだというような質問をされることになる。

ちょうど私、去年の3月です。34回の定例会で同じ質問をいたしております。給食センターについて、それから幼保一元化について。今でもまだその話で質問されるという事態になっておると。こういう長期計画とか、広域的な計画、大がかりなプロジェクトのような計画を発表された場合、これからもっと問題になるのではないかなと思うんですが、自治会の協力が非常に大事になってくると。いわゆる世論の形成が問題になってくると思います。今度の定例会でも検討されます上下水道の一件なんですか、波賀町から執行部が出された原案をそのままでは飲めないと、段階的にやったからどうかというふうなことを自治会全員、自治会長の名前が全員の名前で提出されております。あるいは千種町は絶対にこれは嫌だと、飲めないとというふうになっております。これは、やはり市当局が千種町や波賀町の世論を把握してない、あるいは構築を前提にせずに、事業だけを押し進めようとした結果ではないのかなあというふうに思うんです。

今、こんなことやっておる、あんなことやっておると言われましたけど、どうも自治会と緊密に連絡がとれていない、自治会長のほうから組下へ情報を流すのは比較的簡単だろうと思うんですが、その情報もきっちり進められておらないという事態が今日長期計画が粛々と進まない原因になっておるのではないかなという気がするんですが、その点、いかがでしょうか。ちょっと御意見を伺いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、特に上水道、下水道の改正について、具体的に言われたわけですが、この問題につきましては、自治会長会とは早くからそういうことで具体的なことは話しておりませんが、こういう形で改正をしていこうと思うという話は早くからしております。そういう中で、ちょっと議員にもお聞きしておきたいと

思うんですが、値上げ、値上げというふうに言われておるんですが、寄川議員、値上げととられておるのか、それとも改正ととられておるのか、まずそのことをお聞かせいただいた上で私もお答えをいたしたいと思いますが。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） 私は値上げだとは思っておりません。やはり宍粟市となったからには、やはり平準化といいますか、やっぱり一律化を進めるべきではないかなというふうには思います。しかしながら、やはり現実的には値上げですので、その値上げに対しての反対なのか、あるいは平準化することに対する反対なのかもちよっと私にはわかりにくいなと。そこら辺の自治会の態度すらもつかみにくいなあと思っております。私は、産業建設委員会ですので、常に委員会ではもっともっと説明が足りないというふうなアドバイスをしてきたつもりなんですが、やはり各千種町、波賀町の連合自治会からの要望書が出てまいりますと、これはもう完全な民意だと思います。我々議員も選挙で選ばれたとはいえ、やはり自治会の自治会長さんたち全員がこれは飲めないと言われた。これはもう完全な民意だと私は受け取っても構わないのではないかなというふうに思うんです。とりあえず今のお答えでよろしいでしょうか。私の思いはそんなところです。

○議長（岡田初雄君） ただいま市長より反問がありまして、寄川議員より答弁をいただきました。改めてまして答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、寄川議員おっしゃったように、理論的にはわかるということだったと思うんですが、波賀の自治会長さんからの要望書にも全く反対であるとは書いていないわけです。理屈はわかるけれども、何とか一遍にしないでほしいなと、こういうことと、消防の装備に関する要望が出てきたわけでありまして。先般、自治会の会長さんがお見えになりまして、もろ手を挙げて賛成はしないけれども、渋々ながらも理解はしたというお答えをいただいております。そういうことですから、民意がすべて反対ということではないと、そういうことでもあります。

一番、近くで議員おられるわけですから、そういった反対も賛成もあわせて、また、情報収集していただいて、御提言をいただければというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） 合併前はやはり地域が狭い、小さい関係もあって、行政当局の思いというのが非常によく隅々まで伝わっておっただろうという気がいたします。

今、合併して大きくなると、市役所のほうでやっておることが、ようわからんと。行政のやっていることがようわからんというふうな状態で、今自治会が動いておるんだとしたら、これは行政の責任ではないかというふうに思うんです。

特に、ちょっと気になりますのが、自治会長さんが1年置きにかわられるというようなところが結構あるようです。この前もある自治会長さんと話したんですが、ようやく市の考え方、構想がわかってきたら、もうおしまいなんやと。自分はもう1年したいわけではないから、こんなことは表立って言えんけども、やっぱり短期間でかわってしまう。ようやく仕事がわかってきて、行政とはどんなふうにするものかということがわかってきて、いうところで、次の人にバトンタッチするというようなことが現実起こっておるようでございます。

やはり市が構想を持って、5年置きの計画を立てていく場合には、事業の継続性というのは本当に大事なことだと思いますし、計画性というのは、展望というのは特に大事だと思います。それが我々は議員としては資料もいただいて、4年間ありますので、1年、2年でとりあえず何とかわかっていくんですけど、自治会長さんたちにも、この展望を同じ価値観である程度持ってもらわねばなかなか事業は難しいんじゃないかなというふうに感じております。

自治会長さんたちは、それらもう大変な仕事だろうと思うんですが、やはり1番目の質問と2番目の質問と一緒にたみたいなことになるわけですが、やはり本当に過疎対策にしても長期的な視点で何とかしようという場合には、あるいは農業を強くしようという場合には、やはりもっと市の姿勢を、市長もこの前の選挙からかわられたんで、あまり市長を攻めるような質問をするわけにいかんのですが、しかし、やはり市の方針は市長がかわろうとどうだろうと、こういうふうにやっていかねば宍粟市は活性化できなんだという基本姿勢があるはずだろうと思うんです。それを何とか実現しようとする、今いろんな諮問委員会なんかをその問題ごとにつくられておりますけども、具体化しようと思うと、やはり隅々まで体に血液が行き渡るようにしようとする、心臓部が行政だとすると、やはり自治会長さんの役割は本当に毛細血管まで行き渡らせていただける仕事なんだろうと思うんです。

いま一度、何かを事業するとき、次々委員会をつくったりしておられますけど、旧来からのそのネットワークをもう一度見直していただいて、事業を推進されることを私は望みたいというふうに思うんです。

それは話もちょっとついでなんですけど、いろんな事業で反対の意見がございます。かつて振り返ってみましても、ある大きなプロジェクトがあったとして、今あのこ

ろの反対された方々の意見を思い出してみますと、あのときあの反対の意見を聞かなくてよかったなという事業があります。あのときにもうえらい賛成で、賛成賛成と言ったけど、しかし、そのとおりにしなくてよかったなと、さまざまな事業があるわけですが、やはりそのときに思いつきの反対とか、思いつきの賛成ではなくて、やはりぐらぐらぐらぐら揺れる方針ではなくて、やはりそのときにリスクヘッジとなるのが、歯止めとなるのが、やはり自治会ではないかなというふうな気がしております。自治会について、何かこれは企画になるんでしょうかね。自治会について何かそういう規約とか何か決まりごとのようなものはあるんでしょうか。先ほど会議とかで自治会長と行政との繋がりがあったと聞きましたが、行政のほうとして自治会はどのように捉えておるのかというようなことをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） いろいろ御意見を聞かせていただきました。当然、おっしゃいますように自治会は我々行政が全般にわたってお世話になっておるところでございませう。非常に自治会の意見も尊重しながらいろんな事業を進めておるところでございませう。ただ、いろんな意見をお聞きする中で、やはり具体的に言いますと、今回の上下水道の件に限って言わせていただければ、もう少し我々と市民の方々の扉をあけていただきたかったなという思いをいたしております。反対が民意であることは我々も幾分は承知いたしておりますけれども、せめて望むことは、自治会長さんにもう少し自治会と我々の扉をあけていただきたかったなという思いもいたしております。当然、おっしゃいますように、我々の方が自治会が加わるべしということは何も定めておりませんが、それはそれなりの自主活動をされる所だということで敬意を表しておるところでございませう。そういったことも含めまして、今後とも自治会の御意見を聞きながら、行政全般に反映をしていきたいという思いを持っておるところでございませう。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） 関連があるようでまた2番目のところへ行きたいんですが、過疎対策で今、とりあえずはこれは千種向けだと、波賀向けだと市長説明されたんですが、我々が若いときにやっておりました事業というのは、波賀町でイベントをやったり、森林王国なんかはあちこちで移動したりしてやっておったんですが、やはり引き上げる力を持っておったんですね。やはりその途中に山崎に寄ったり、一宮に寄ったりしておったと。こういうことですので、何もそれは波賀だけの事業で

はなかったし、千種だけの事業ではなかったんですね。やはりもう一度過疎対策の事業の見直しをしてほしいなと思いましたのは、実は、こっそいといえども3割の一般財源の負担を伴うということですので、何もその該当地だけが責任を負うわけではないんですが、実はずっと自立支援の資料を見ておられますと、ちょっと気になることがありますて、それは何かと言いますと、大体漠然とですが、三つぐらいのカテゴリーに分けて考えてみたんです。

過疎地、その御当地そのものに対するサービスというのがまずあるかと思えます。それから、もう一つは、旧千種町、旧波賀町、それから一宮町、山崎町との市内の要するに市民の交流ですね、これが二つ目にあるかと思えます。それから、三つ目は、やはり市外からの流入人口ですね、交流人口のパイを増やすと。過疎対策としたら、恐らくこの三つを基盤に据えるべきではないかなというふうに思うんです。

今年からソフト事業が加わったというふうに、これまではハード事業中心だったということですので、もう少しソフト事業を効果のあるものに練っていただけないものかなあという感じがします。やはりどうしても御当地対策にだけお金を投じますと、やはり御当地でない部分は、われらは納税してある程度カバーしてやっておるんだという気にもなろうかと思えます。やはりこれは旧波賀町、旧千種町と言いながら、やはりこれは市全体の地域振興事業なわけで、やはりそのあたりをもう一度洗い出していただいて、この計画をもう一回、最低でもこの三つぐらいな柱で練っていただけたらなというふうに思うんです。

これは、この資料の13ページに、合併によるスケールメリットを生かした施策と、きちんと文章で残されておるんですね。これをいま一度、今言った考え方で見詰め直してみますと、例えば午前中も教育関係の話がありましたが、波賀町の野原小学校ではアイアンサイト小学校ですね、山崎町はスクイム市でしたか、ここの提携をやっておられますけども、この事業が本来ならもっと地域の活性化とか、地域に役立つ事業になるべきだろうと思うんです。これは関係者だけが何か楽しんでおるというふうな感じがするんですね。新聞報道を見ておられますと、そうですし、私も議員ですから顔をのぞかせて見ると、本当にその関係者だけが楽しんでおると、そういうことではいかんだろうと思います。新聞報道を見た人は、何かええことやっておるんやなということ市外の人にも言われることを思いますと、もっともっと情報発信して、市外の人にも来ていただけるような、同じ事業をするんですから、肉づけをして立派な事業にしようじゃないかという方針でやってもらえればいいん

ではないかなという気がいたします。今のところではどのような方針を持ってやられておるのかなあということ、できれば教育長にお聞きしたいんですが。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） スクイム市との交流につきましては、もともと合併前は山崎町の事業でございますけれども、宍粟市ができて、宍粟市全体でそれぞれの中学校から参加を募集して、それぞれ交換をしておるところでございます。その部分につきましては、市外の人にもという部分はまだまだ御指摘いただいておりますように、できてない部分もあるわけですが、宍粟市全体としての国際交流といえますか、そういう事業にはなってきたおるんじゃないかなと思っております。今後は、今御指摘いただいた部分も含めて検討をさせていただきたいと思っております。

それから、オーストラリアのアイアンサイト小学校、野原校区を中心にして、されておるわけですが、これにつきましても30年の歴史の中で今進んでおるわけですが、この事業につきましても今、学校規模適正化等の部分もございまして、今後、どのような形で宍粟市全体、あるいは国際交流、国際理解教育という、そういう部分で広げていくかという部分につきましては、今後の課題ではないかなと考えておりますので、検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 2番、寄川靖宏議員。

○2番（寄川靖宏君） この出された冊子ですね、過疎地域自立促進計画、これを見ると、やはり観光などは確かにそれそのものの目的でいいだろうと思うんですが、ほかの事業についても本当に過疎対策になる、あるいは地域の振興になる、活性化になるという主目的を外さないような計画を組んでいただきたいなというふうに思います。どうしても内向きになってしまって、ひょっとすると効果的でない、浪費だと言われがちな過疎債になりますので、せっかくの過疎債、有利なお金ですので、市内全体が振興すると、活性化するんだというふうな使い方をいま一度考えてほしいなという私の意見を申し上げまして、終わりにさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（岡田初雄君） 以上で、2番、寄川靖宏議員の一般質問を終わります。

続いて、17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 17番、伊藤です。市民クラブ政友会を代表して代表質問を行います。

1番目に、中華人民共和国に郷土を奪われないためにというタイトルをつけております。秋田議員、寄川議員が質問されましたが、また違う観点で質問したいと思

います。

宍粟市寄附採納判定会議規定に、森林も対象としたことは一步前進だと思っております。しかし、放置林所有者の多くが手放したくて仕方がないときに、中華人民共和国の人たちによる組織的資本によって買収がなされれば、たちまち宍粟の森林は中華人民共和国の配下となると思われます。宍粟の水資源を我々は自由に利用できなくなってしまうと思います。

対策として、まずは国、県と法的規制の協議をすべきであると思います。また、民間の放置林対策として、ここが大事なんですけども、森林の公的機関が買収することを進める国家的な仕組みが必要なのではないかと考えますので、この点について市長の考え方をお聞きしたいと思います。

また、このことについて、関連として宍粟市自治基本条例第2条市民の定義には、冒頭に「市民とは、日本国籍を有する者」とすべきではないかと思いますが、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

2月27日のテレビ放映によりますと、ニセコ町では、外国資本に買収された土地を買い戻すために、法的条例を町がどうもつくるという報道をされていました。そして、町がその買収された山林を買い取るということのようであります。

それで、市長が秋田議員に答えられた国土利用計画法では、1ヘクタール当たり届けないといけないと言っております。そして、宍粟市内ではそのような山林はないのではないかという答弁をされましたけども、悪意を持って買収した人たちが転売、転売を重ねれば、ある意味で誰が所有しているのか、わからないような状態があるのではないかと思うんですけど、この点についてはどうなんですかね。そういうことはあり得ないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

次に、市民にとって住みよいまちとはということなんですけども、私は、住みよいまちとして、最も大切なことは生活をするのに公的な負担が他の市町より安くつくことだと持っております。公共サービスを過大にすれば、公的負担は高くつきます。しかし、平成20年度予算の比較で姫路市と福祉関連で比較したことがあるんですけども、宍粟市に補助金のないものが8項目ありました。またその逆もあると思いますが、近隣の佐用町、たつの市、姫路市と相対比較を毎年やるべきと思うんですけども、どうでしょうかという、そういう考え方はないですかという質問なんです。

それと、例を挙げれば、子どもの医療費の問題ですけど、今回、小学校まで無料化するということになりました。ですが、赤穂市では、中学校までが無料になって

いるようです。そういうこともありますので、相対比較を常にやっておく必要があるのではないかと思います。

3点目に、宍粟市公共交通について、お聞きいたします。

市長に神姫バス社長とのトップ会談をお願いする次第です。宍粟市内幹線、神姫バス山崎営業所から宍粟市役所、一宮市民局、波賀市民局、千種市民局、土万中学校、菅野小学校、山崎高等学校、神姫バス山崎営業所、またこの逆のコースも含めて幹線としてどこで乗っても同一料金制度を確立するためには、神姫バスの運行撤退が前提となります。撤退後、幹線の運行委託を神姫バスにお願いすべきではないかと考えますが、どうでしょうか。市長の御意見をお聞きいたします。

1月に名張市の地域予算制度について視察しました。地域全体でコミュニティバスの導入運行されていました。宍粟市内の市民局地域交通については、各市民長と山崎町地内においては、担当部局に任されてはどうかと思うのですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

一般ごみの収集についてお聞きします。

年末年始一般ごみ収集において、山崎地区では、1・2ブロックは10日間の間隔があり、3・4・5ブロックは13日あいております。前は同じように宍粟市と集めておった姫路市、安富町では7日間となっております。平成21年度決算において指摘されているように、最低7日間に1度は収集すべきであります。もう少しの努力をお願いしたいなと思います。

にしはりま事務組合は平成25年より稼働します。ごみ収集車の移動を考えれば、それまでに県道相生テクノ山崎線を接続すべきではないかと思います。

担当部局に聞きますと、県では30年まではその工事には入らないようです。しかしながら、テクノの環境事務組合の炉に相生テクノ山崎線が最短距離となりますので、できましたら、今からでもよいですから、30年後の県道路計画の中に必ずこの計画が入るような努力をすべきではないかと思うんですけども、この点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 伊藤一郎議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、伊藤議員の一般質問にお答えいたします。

初めの問題につきましては、先ほどから何度もお答えをいたしておりますので、略させていただきたいと思いますが、直接の売買の報告が入っていないということだ

が、転売があるのかどうかということでもあります。これにつきましては、私のほうには入ってきておりませんが、そういうことが続けばちょっとわからないことが出てくるという可能性はあるのではないかなと思います。

そういった点で、先ほどお二方の一般質問にお答えしましたように、町でできること、それからやっぱり法律でなければ大きな効力が出ませんので、そういった働きかけを行政もしてまいりますし、また議会のほうとも相談をしながら一緒にやっていかなければというふうに思っているところであります。

それから、2番目の自治基本条例第2条の市民の定義についてであります。現在策定を目指して本会議に提案をいたしております宍粟市自治基本条例第2条では、市民の定義をいたしているところですが、この中で市民とは、宍粟市における住民登録の有無や日本国籍の有無にかかわらず、市内に住む人や市内の事業所や学校に通勤・通学する人など、市のまちづくりに関係のある人等を幅広く定義をしているところであります。また、市内の事業を営む企業、各種団体、NPOも市民に包括をしています。

しかしながら、具体的な権利や責務の対象となる市民の範囲を限定をする必要がある場合は、それらの内容に照らしてそれぞれ条例で定めるということにいたしております。

自治基本条例は、市民の参画と協働による市民自治の実現を通じたまちづくりを目的としており、この中で市民については、広くまちづくりに携わる人や企業、団体も含めるということにしたところであります。したがって、自治基本条例第2条では、国籍条項というようなことは設けないということでもあります。また、一方では、憲法において、日本国籍を有するということはいろんなことでできてありますので、それらも含めてそうしておるところであります。

次に、市民にとって住みよいまちとはということでもあります。公共料金に代表される市民負担が低いことが住みよいまちであると思える最も大切なことであるという御意見であります。日々の生活を送っていく上で、負担が低いことは誰しも望まれるところではあります。しかしながら、今、宍粟市の財政状況を取り巻く状況は非常に厳しいものがあるわけでございます。このような中で、住んでよかった、住み続けたいと思っただけのまちづくりの形成には、やはり地域の魅力と地域における人と人の繋がりなど、そうした心豊かに過ごせることも重要な要素であるというふうに思っております。

したがって、市民負担の適正は常に検討しながら、市民の皆さんとともに、

この恵まれた自然環境と歴史を次代に引き継ぎ、活力あるまちづくりを目指すことが住みよいまちづくりに繋がるというふうに考えております。

なお、各種計画や施策の策定に当たっては、県下の状況や近隣市町の動向及び類似団体との比較を行うということは常にしておるところでもございます。しかしながら、それぞれの市町それぞれに違います。そういう中で、そうした比較もしながら、そしてまた自分たちのまちの状況等も判断をしながら、いろんなことを決めていくと、そういうことが大事であろうというふうに思います。

次に、公共交通の関係の中で、トップ会談はということではありますが、私もこれまでは何回かそういったこともあったわけですが、今、公共交通の審議会等が開かれていろいろ検討がされているところでもございます。そういったことで、それらのある程度の目安がつけば、そうしたことについては、いといたしませんので、いつでもまたそういうことは考えていきたいと思っております。詳細につきましては、副市長のほうからお答えをいたします。

それから、一般ごみの関係につきましては、担当部長がお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 市長から指示がございましたので、公共交通についての市の考え方なり、少し経過も御報告を申し上げたいと思っております。

非常に難しい問題であるというところの認識からトップ会談というお言葉もいただいておりますのではないかなという思いもいたしております。

御案内のとおり、平成17年度の合併以降、職員によりまして、宍粟市内の公共交通をどうするのかというようなプロジェクトを立ち上げております。その後、19年に至りましては、市の地域公共交通活性化協議会、後にこれは法定協議会になっておりますけれども、それを立ち上げまして、いろんな諸般の要件について検討いたしました。さらに平成22年からは、道路運送法に基づきます宍粟市地域公共交通会議というのも設置をいたしまして、その中でも宍粟市の公共交通のあり方を最終的な考え方の検証をいたしておるところでございます。

当然、その中には地域の事情に応じました公共交通のあり方を定めた連携計画を提示をいたしておるところでございます。その中には、当然市民の方、事業者、関係行政機関が参加をいたしまして、種々協議をしてつくり上げたものでございます。

第一義といたしましては、この中で現在、神姫バスが運行をしております一宮、波賀、千種からそれぞれ山崎を結ぶルートを市内幹線軸として、みんなで市民が守ろうじゃないかということで共通理解をいたしておりました。あわせてこの間、波

賀・千種間のトンネル開通のこともございましたので、それを繋ぐことにより宍粟市内を循環をさせるという基幹軸に、それも大変重要ではないかということで、今般、来年と早々、できれば実証運行をしたいという計画を持っておるところでございます。

お尋ねの中にもございますように、それぞれ市内の基幹の運行主体といたしましては、経験あるいは安全性等を種々検討いたしました結果、現在運行をいたしております神姫バスに引き続きお願いをしたいというスタンスでおるところでございます。

なおまた、市内の公共交通について同一料金のことでございます。それは、御指摘にございますように、コミュニティバスでない場合、現行の運行事業者によりますそういった同一料金の運行もできるわけでございますけれども、大変な財源が伴うこともございます。そういった当然市民の負担になるわけでございますので、そういった検証の結果、現時点におきましては、同一料金の導入には考えが至っておらないわけでございます。

また、お尋ねの各市民局管内の姿勢については、それぞれ検証、それぞれのコミバスの、例えば一宮のコミバスのもの等々について、それぞれの機関でも検討いただいております。当然、市民局を主体として地域の皆様方と協議を重ねながら、運行なり検証をいたしておるところでございます。引き続きこの体制も踏まえて協議をしたいというふうに思っております。

しかしながら、全般的なことにつきましては、やはり市民あるいは市民局、あるいは本庁と連携をしながら決めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、大変重たい施策的な展開でございますけれども、市民皆様方もども一緒に考えさせていただいて、完璧なものにはなり得ないとしても、皆さんがそれぞれ御納得いただけるような状態の中で、みんなで運行していきたいという考えを持っておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 続きますして、私のほうから一般ごみの収集について申し上げたいと思います。

昨年は、5月のゴールデンウィークの連休中に1日、そして、年末の12月29日に1日、収集業務を休日に実施をいたしまして、収集間隔があかないような努力をしたところでありますけれども、議員御指摘のとおり抜本的な解消にはなっていないということは承知しているところでございます。

にしはりま環境事務組合へ搬入をいたします平成25年度以降につきましては、平日の休みですけれど、土曜日もあわせてそれぞれ処理場が稼働されるという見込みでありますので、収集業務を処理場の稼働日とあわせれば最低7日間間隔で収集が可能となる予定であります。

ただ、平成23年度、24年度につきましては、従来どおり宍粟美化センターのほうへの搬入ということでございますので、ゴールデンウィーク、年末年始の課題は残りますけれども、それにつきましてその期間、極力収集日が短縮できるような検討をただいま進めておりますので、そういう努力を続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） ごみ収集車の移動ルートについて、県道相生宍粟線の接続にしてはということの御質問につきまして、土木部よりお答えいたします。

先の定例議会の一般質問でもお答えいたしました。本線の計画はトンネルありきの計画でありまして、社会基盤整備プログラムには、整備時期は明記されておらず、状況を見て検討する路線という位置づけになっております。

理由といたしましては、トンネル工事は約51億円の予算が必要となり、集中して投資いたしますと、現在の県予算のフレームの中では、ほかの路線を凍結することになります。このような理由から着手には時間を要することから、当面は新宮町経由の現道を利用させていただきたいと思っております。

なお、現在、社会基盤整備プログラムは、平成30年まで作成されておりますが、以降、ごみ搬入ルートとして建設につきまして強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 1番目から再質問させていただきます。

宍粟自治基本条例の市民の定義なんですけども、5条にまちづくり市民委員会及び市の執行機関が宍粟市を住みよいまちにするために活動することを言うという、これはものすごく善良的な市民に対しての言葉なんです。でも、悪意を持っているか、他の違う目的でもって市民として参加された人に対して、ものすごく無防備じゃないかと僕は思うんです。だから、例えば暴力団が生活保護を取っておったやつを、これは国で規制して生活保護を取れなくしましたよね。だから、暴力団的な

人間が市民として入ってきたときに、この規定で本当にこの地域社会は守れるんだろうかという、僕はそういう不安を抱いたわけです。だから、その点についてお聞きしたいと思います。

それと、2点目に、ニセコ町はインドネシアかどっかの外資が大量に土地を買っておったらしいですね。それで、これはまずいということで、国がちゃんと対応しないのなら、自分とこの条例をつくって対応して、その土地をニセコ町が買収するという方向を出して、この間、テレビで出ておりましたけど。だから、そういうことにならん間に宍粟市としても対応する必要があるんじゃないかということをおもうんです。だから、なってしまったてからは遅いと思うんです。

それと、今の森林状況というのは大変収益的なものがなくて、放置林が多くて、もう森林所有者はいつでも投げ出したいというような状況になっておりますわね。こういう中において、やっぱり森林を公的なものと捉える必要があるんじゃないかなど。だから、国や県に対してこれを強く地域から主張しないと、僕らも議員も主張せなあかんのですけども、市としても主張しないと、本当に森林の荒廃というのがますます進んで、ちょっとの雨ですごい災害が起きるような状態が起きてくるんじゃないかというものすごい不安を覚えます。そういう意味で、この点について、市長、どのように考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 初めの問題ですが、これについては議員も御承知のとおり、憲法におきます国民ということがございます。それにつきましては、日本国籍を有することが要件とされているということが憲法でうたわれております。

それから、一方では、地方自治法につきましては、地方自治法の10条において、住民ということの規定をいたしております。その規定につきましては、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とすることが規定をされております。また、2項では、住民は法律の定めるところにより、その属する普通公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うことということが規定をされております。このように地方自治法においては特に日本国籍の有無は規定はしてないと。また、役務の提供を享受する権利と応分の負担を負うということが法律で定められておると。

また、自治基本条例においては、そういう具体的な権利、責務の対象となることで、限定をしなければならないといった場合には、別の条例で定めると。今、おっしゃったような暴力団につきましては、別途また別の県条例なりいろいろあるわけ

でございますので、そういった悪用ということの心配は特にはないのではないかなというふうには思っております。憲法ではきちっと日本国民ということで、いろんなことに対しては規定をしておるということでございますので、その点はひとつ御理解をいただきながら、また、いい形での運用をしてまいりたいと思います。

それから、次に、民間の放置林対策として公的機関が買収制度を設けろということですが、今の現状において、放置されてしまったから、公が税金でそういった私有財産を買うということが目的とか、いろんなことを考えますと、果たしていいのかなと。

今おっしゃった事例はもう既にそういうことが明らかになってきた、それを阻止するというで行われているわけでありますので、今、とりあえずは水資源という観点からの取水の制限、今朝の秋田議員の質問にも申し上げましたが、そういったことで、できることを先にやっていく、そしてそれとあわせて国県への強い要請をしていく、そのことがまず先決ではないかと、このように考えております。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） ある意味で日本人は割と良心的な善意で物事を見ていきますけどね、それが外国の考え方とは全然マッチしない、国際的にはもうナンセンスみたいなことを僕らはやっているんじゃないかなと。だから国際社会のそのほん身近まで来たときに、ものすごく僕らは無防備な状況を呈しているんじゃないかなというような気がするんです。だから、やはり相手の、そういう国の考え方なり、教育なり、そういうことを知っておかないと、ふたをあければ大変なことになることが事実起きてくるんじゃないかなと思うんですけど、市長の考え方をちょっともう一度お聞きいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これについては、パブリックコメントでも出ておりましたが、国籍条項のようなことの、今おっしゃるような心配がパブリックコメントで出ておりました。これはそういったことを規定するのになしに、宍粟市内におけるいろんな形のまちづくりに対する条例でございますので、現実には既にもう宍粟市内にも200人とか、そういった方が住んでおられる状況であります。そういうことで、国際交流とかいろんなことをやりましても、アメリカから、イギリスから、中国から、韓国からと、そういったことの中で、地域のそんないろんな活動にも参加されておる。それから、国籍があるかないかわかりませんが、イランでありますとか、中国だとか、韓国、いろんな国の方と結婚していらっしゃる方もたくさんおられます。

あるいは労働のために長期間の滞在をされている外国人の方もいらっしゃいます。そういうことの中で、あえて設けることが果たして正しいのかどうか、そういう判断をしましたときに、そういった根本的な権利とか、そういうことをうたうということではございませんので、そういった条項は入れないほうが適当だろうということとしております。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 2番の問題に行きたいと思います。

ここに水道料金の兵庫県からの比較表があるんです。20ミリの20トン、1カ月料金でこの近辺の赤穂市が一番安いんですね、924円。その次、たつの市が1,732円、3番目が相生市で1,764円、4番目が太子町1,995円、福崎町が2,040円、姫路市が2,100円で6番目なんです。宍粟市はというと、40番目で5,040円と。最後に洲本市、宍粟市の次には洲本市で7,350円と、こういう結果が出ておるんですね。

我々の近くの市町がものすごく安いわけですよ。住民にとって、同じこの地域、播磨の地域に住んでおって、何で宍粟市はこない高いなんやと。これは当然の文句が出るはずなんです。だから、こういうことがやっぱりある程度地域社会が同じような料金体系をとらないと、住んでいる人にとっては何やこれはという話が僕はしょっちゅう言われるわけですよ、そういうことを。ですから、そういうためにも、せめて隣の佐用町、たつの市、姫路市あたりとの比較は常にやっぱりしておかないといけないんじゃないかなと思うんで、福祉部門が一番そういう意味ではよく比較されますよね。そういう意味で、部長はこの福祉関係について常にそういう情報を持っておられるのか。そこだけちょお聞きしたいなと思うんですけれども。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 常に心がけております。今回も近隣市町の関係で今回のこの定例会に提案をさせていただいております。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） また、資料をお願いしたときには、またいただきに行きますので、よろしくお聞きしたいと思います。

次に、公共交通についてですけど、この委託にして統一料金にしたら、すごく赤字になると言われますけど、僕はこれをしたら、ひよっとしたら、今宍粟市が県の費用とともに出している、5,000万円以上出していると思うんですけども、神姫バスが出している赤字補てんよりも逆に言うたら、安くなる可能性だってあると思

うんですよね。だからそれは、これからやっぱりある意味で本当に市民が乗りたいなと思う路線開発をしないと、今まで宍粟市内なんか運行しているのはほとんど赤字路線やと思うんですけども、それを補てん補てん補てんでやるやり方はあんまりよろしくないなと思うんですけど、どうですかね。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御案内のとおり、宍粟市でそれぞれ走っておりますバスについては赤字でございます。金額で見まして、市が事業者に補助をいたしておるのは約2,200万円程度年間に補助をいたしております。そのほかにももしもバス等につきましては、約1,000万円弱を補助をいたしておるところでございます。

それで、おっしゃいますように、市内均一料金で安くすれば、乗降者が大変多くなって経営改善も図れるのではないかという御指摘もあるところは事実でございます。しかしながら、幾通りかのシミュレーションをいたしましたり、また事業者の専門的な意見を聞く中では、やはり残念ながらそうには至らないであろうという状況もあるわけでございます。

もう一つは、循環の波賀・千種間のバスの実証運行についても御案内を申し上げましたけれども、これにつきましても地域の要望については非常に高いものがございます。しかしながら、やはり実際として乗降者が本当にたくさんあるのかなということでは少し疑念もございます。そういった関係も持ちまして、実証運行の期間を1年間というふうに定めておるわけでございます。その経過を見ながら、引き続きのことも考えてまいりたいということも思っておるわけでございます。

そういった中で、コミュニティバス、あるいは均一料金のことについても、しっかりとした実証運行の様子も見ながら、総合的に考えてまいりたいという思いでございます。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 市が2,200万円、もしもバスが1,000万円、神姫バスに県の補助金もありますよね。これちょっと何ぼか、またわかっておったら教えてください。

それと、僕が今年の1月に名張市に行ったんですけど、名張市は、中学校単位で会館を持って、そこに一定のお金をボンと出して、住民がその予算を自由に使えるような、そういう組織で運用されています。その中で、やはり名張市にも宍粟市と同じような限界集落的なところがあるわけですね。そういう地域はその費用でもってコミュニティバスを導入して、そこで子どもらを送ったり、それから老人を買

い物に行かせたり、病院に行ったり、そういう利用に使われているわけですね。そういうことの話聞いたときに、やっぱり地域のあり方というものはその地域の人に任せたほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。変にここの企画課が出しゃばってやるよりも、市民局長にお預けして、できるだけいい方法を考えてえなあと、市民局長のほうがよっぽどその地域の話はよく理解されているわけですね、現状というものを。だから、僕はそういうやり方をされるのが一番自然じゃないかと思うんですけど、市長、どない思われますかね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにはいろんな形が想定されると思います。できるだけの中学校区ぐらいに、いわばタクシー会社をつくっているとか。それとあわせて福祉も一般のものもあわせてやるとか。これはどこかたしかあったように思いますが、そういったタクシー的なものをつくっているところ、それから観光地等では今までどおりのような形でバス会社に委託をしてやる方法、それから、いわゆる自主的な形で地域がやっていく方法、それから今まとめられておるようないろんなことを含めたやり方とか、いろんなことがあるわけですが、1年間実証運行をしてみようということですので、それらを見ながら考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

なかなか公共交通、確かに高齢者社会になって必要ではあるんです。しかしながら、なかなか無料にしても乗られない場合もあります。かつて地域のイベントにできるだけ神姫バス、トータルで利益を上げてもらって、負担金を少なくしようということで、イベントなんかに角っこに三角の券をつけて、これで乗ってもらえば無料ですというようなこともやったことがございます。なかなかたくさん乗られるかなと思えば、そんなに乗られない。本音と建前といいますか、本音の部分がなかなか難しい、建前はそらそういうようにしてもろうたら乗ります、ああこないしてほしいと言うんですが、実際になるとそこら辺が難しいと。

そういうことから、いろんな場合を想定をしなければならぬ、自分が自分の好きな時間にということになれば、大きなタクシーでは高くつきますから、ミニタクシーみたいなものが許可になるのかどうか。そんなことも含めながら、実証実験とあわせて考えていく必要があるだろうというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 失礼します。御質問で県補助路線の分についての県補助はお幾らかというふうなことですけども、市も含めまして3,418万6,000円と

いうのが平成21年の実績でございます。そのうち市が支出しております額が約半分の1,754万9,000円というふうな形になっています。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 最後に、担当部長にお聞きしたいんですけどね、今回の公共交通の素案が出ておりますけども、これをつくるときに、市民局と十分協議されて、これつくられたのかどないか、ちょっとその点だけお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 失礼します。市民局との調整をされたのかどうかというふうなことでございますけれども、連携会議の中でその内容については検討していただいたというふうなことでございますけれども、その案の中で各市民局の実情等々もお聞きしながら、この検討会議に案を出させていただいたことでございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、17番、伊藤一郎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後3時10分まで休憩いたします。

午後 3時00分休憩

午後 3時10分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をいたします。

なお、岡前議員と質問内容が重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、千種町幼保一元化の取り組みについてから伺います。

宍粟市におきまして、学校規模適正化推進計画とあわせて幼保一元化推進計画が進められております。少子化、また家庭や地域の子育て環境の変化、多様化する保護者のニーズなどに伴い、認定こども園の移行は避けて通ることのできない問題であることには認識を深めてきておりますものの、幼保一元化構想について、政府においても本格的な議論もなされてはいません。また、反対意見も多く出ている中で、計画を進めようとされてはいますが、現状を踏まえまして質問をいたします。

1点目の質問であります。千種中学校区において、幼保一元化開設の時期を24年4月1日と説明をされておりますが、その中では小学校適正規模化の実施時期に合わせるとのことですが、最初の説明会が平成21年11月12日に千種南小学校区で自治会長、また保護者にされておりますが、わずか1年余りで理解が得られますか。なぜに早急に進めようとなされているのか、理解ができませんが、その点はいかがですか。

次に、施設の建設予定を現幼稚園と聞いておりますが、現幼稚園の登園路は急峻であり、また道幅も狭く、交差点もあり、危険であることを以前より指摘をされておりました。何よりも子どもの安全、安心を最優先に考慮すべきであります。立地的には極めてふさわしくありません。市長の御見解並びに教育長の御見解をお伺いをいたします。

続きまして、現在の幼稚園の増改築、また杉の子保育園の増改築、そして新たな建設も考えられるわけですが、予算では現幼稚園の予算が計上されているものと思われませんが、それぞれにおいて建設に係る資産はどのようなものであるのか。

次に、教育に対してハード面、ソフト面においてもお金を惜しむべきではないと言われますが、財政的な面も考慮しなければならないことは理解をいたしますが、宍粟市のあるべき姿、まちづくり構想において、現行の施設の老朽化もかんがみ、1カ所に集約して教育施設ゾーンエリアと申しますか、そういったことを考えていくべきだと思いますが、どのようにお考えか伺います。

次に、昨年2月に私ども民生生活常任委員会が丹波市の認定こども園「よしみ」を視察させていただきました。もともと地域運営の保育園であったが、園舎が老朽化してきたため、どうせ建てるのなら、幼保一元化を目指した実現可能な園舎にしてもらいたいという要望が地域の声として出てきて現在に至っているわけがあります。10年間をかけて数々の疑問、不安、期待、要望を地域との会合を重ねてきたと言われておりましたが、宍粟市での推進は押しきせ型に思えてなりません。このような課題は保護者だけではなく、地域住民の声を十二分に聞くべきであろうと思いますが、いかがでしょうか。

認定こども園に移行すると仮定しての質問といたしますが、千種町が市内で初めての取り組みとなるわけですが、全市で同様の取り組みがなされていくのか。また、市立幼稚園の先生と私立保育園とでは給与にも大きな格差があるが、先生方の処遇について、どのようにお考えか伺います。

続きまして、高齢化社会に対しての取り組みについて伺います。

数多くの課題がありますけれども、時間的な制約がございますので、4点ほどお伺いをいたします。

今年は、何十年に一度といった積雪に見舞われ、私の家でも2日間の積雪は90センチ近くございました。幸い宍粟市においては、甚大な被害もなかったものの、日本の各所で車の立ち往生など、通行止めなどのニュースが流れ、農作物、ビニールハウスなどにも多くの被害が出てまいっております。中でも高齢者の雪おろしによる死者が全国で81人にのぼり、61歳以上の方が6割を超えております。過疎が進み、若者がいないことも起因しております。本市においても5年先には高齢化率が30%を超えると予想され、限界集落が増加し、集落の維持すらできないといったことも危惧されております。そこで、高齢化社会を迎えて、高齢者の不安解消への取り組みについて伺います。

1点目は、独居老人世帯及び高齢者世帯から除雪に対する要望の件数、またその点どのように対応されたのか、お伺いをいたします。

次に、本市のような田舎においても、核家族化が進み、地域での付き合い、人間関係が薄れてきているように思われます。家族、家庭においても密室化、孤立化して高齢者虐待に結びつくといったケースも耳にいたしますが、本市においてそのような実態はないのか。発生の予防に対しての具体策について伺います。

続きまして、買い物困難者とか、買い物難民とかいった言葉がありますが、市内ではどのように把握されていますか。また、対応策について伺うとの質問であります。この通告書の提出後の予算書の中に自動販売車購入補助金200万円が計上されていましたが、対応策と考えてよいのどうか、伺います。事前審査に触れるかと思っておりますが、お聞きをいたします。

同僚議員から先月の大雪の日に、お年寄りが雪の中に倒れているのを宅配業者が発見、そして通報し、大事に至らなかった話をお聞きをいたしました。郵便局員による声かけ運動、また民生委員による家庭訪問などありますが、それにも限界がございます。

そこで提案であります。子どもたちの登下校時の見守り隊があるように、高齢者見守り隊のような組織の考え方はないでしょうか。いかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に、最後になりましたが、委託費のあり方についてお尋ねをいたします。

本市において多額の委託料が計上されておりますが、一般・特別・企業会計に係る予算の割合と金額。また市内・市外の発注率はどうか。委託することによる経費

削減効果についてはどのようなものか。委託することにより、職員の士気の向上に繋がらないと考えられるが、専門職の育成を考えるべきだと思いますが、市長のお考えを伺います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 高山政信議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、高山議員の質問にお答えをいたします。

全般について私のほうから申し上げまして、具体的なことについてはそれぞれ教育長、担当部長のほうから申し上げたいと思います。

高齢化社会を迎えての諸問題についてでございますが、御質問にありますように、特に今年の大雪は地域の皆さんの生活に大きな負担になったのではないかというふうに思っております。また、高齢化社会の到来は、地域コミュニティ存続の危機であるとさえ感じるところであります。このような中、市民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせることを目指して地域福祉計画を策定をいたしているところでございます。計画では、「愛しそう 広げてつなぐ ふくしのまち」ということを基本理念に、市民一人一人を大切に思い、人と人との繋がりを大事にし、地域の持てる力を強め、生かしながら、ともに助け合い、支え合う地域づくりを目指し、一つに福祉の心づくり、二つ目に人と地域の豊かなきずなづくり、三つ目に安全で安心し、暮らせる環境づくりを基本目標に取り組んでいるところであります。

一方、宍粟市の社会福祉協議会では、第2次地域福祉推進計画が策定に取り組まれております。この計画では、繋がりをキーワードに市民と地域の福祉を高めるための地域福祉活動の方針と、地域の福祉力向上に向けた社会福祉協議会の強化方策が示されるとお聞きしており、さらなる地域福祉活動の展開を期待をいたしているところであります。

このように高齢化社会に対応するためには、何より地域力の向上が不可欠であると思っております。また、行政としては地域の求められるものを的確に把握し、より有効な施策を速やかに実行することが大切であるというふうに思っております。

こうした思いから、平成23年度におきましては、相談窓口の一本化を行うほか、買い物に出にくい方々の一助とすべく移動販売車の購入助成も新設をしたいというふうに考えて提案をいたしているところであります。

次に、委託費等についてであります。委託業務につきましては、御指摘のとおり一般会計、特別会計、企業会計ともに多岐多様にわたっており、年々増加の傾向

にあります。平成22年度当初予算ベースで、予算総額に占める委託料の割合は4.4%となっており、市内事業者への発注率は約65%となっております。

多様化する市民の行政ニーズに対応するため、いかに経費を抑え、住民サービスを提供するかが今後も大きな課題となってまいります。業務の複雑化や高度な専門性が要求されてきており、安全管理面や効果的な組織機構の面からも委託は今後必要となってくるものであります。

一方、職員の技術育成や士気も重要な課題であることは十分認識しているところでありますが、財政の健全化を進める上での人件費の抑制と業務委託は相互に連動していく必要もあり、経費と効果のバランスを考えながら、業務を実施していく必要があるというふうに考えております。

それから、あと千種の幼保の関係であります。ほかにも今日は出てきておるところであります。基本的なことにおいて認識をしておいていただきたいなあということでございますが、学校規模の適正化の話、あるいはまた幼保の関係等につきましては、私も就任しまして書類を見たわけではあります。平成18年からこうした取り組みについての報告なり、お知らせなり、あるいは説明がされておるわけがあります。そういう中で、片方ではそうした幼児教育、あるいは幼児保育、お金にいとめはつけないというようなことと言われていたわけですが、やはりお金の面も大事に考えていかなければならないわけがあります。一方では、財政再建ということが大きな課題でもあるわけでございますので、過疎債あるいは特例債がある間に、できればそうしたことも十分考えていく必要あるだろうというふうに考えておりますし、また一方、新しいとこでやったらいいということではあります。大きなお金をかけて、それぞれ整備がされて、今後も使える建物があれば、それをうまく活用しながら幼児教育の推進に寄与していく、こういうことも大事な要素であるということをお願いをして、私からの答弁を終わりたいと思います。

あとにつきましては、教育長、担当部長のほうから申し上げたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、幼保一元化の時期の部分でございます。平成24年4月という部分でございますけれども、この幼保一元化につきましては、平成21年8月に計画を策定させていただきまして、学校規模適正化の計画とあわせて説明をさせていただいておるところでございます。平成22年度にその計画の優先度につきまして、行政懇談会等で説明をさせていただきました。最優先となる千種中学校区におきまして、幼保一元化について具体的な時期等につきまして、自治会長会

はじめ保護者の皆さん方等に説明会を行っておるところでございます。そういう中で、説明会でいろいろ御意見、課題を出していただく中で、そういう課題を踏まえまして、現在、この懇談会を進めておるところでございます。平成24年4月の開設という部分に向けまして、先ほどお話いただいたように、安全、安心、また信頼が持てるこども園の開設に向けて丁寧に保護者の皆さん、あるいは地域の皆さん方に説明を求めておるところでございますし、今後もその方向で進めさせていただきたいと考えております。

それから、2点目の早急にという部分があるわけですがけれども、先ほど市長のほうからも御説明ありましたけれども、幼保一元化につきましては、いわゆる平成18年6月に就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供・推進に関する法律が定められまして、その中で宍粟市としても議論を重ねておるところでございます。平成19年につきましても、いわゆる宍粟市の義務教育の振興に係る長期構想、その策定に向けて就学前の皆さん方にもいろいろ意識調査を実施したところがございます。平成18年度から保護者の皆さんの代表、あるいは関係機関との懇談を重ねる中で、平成21年8月にこの計画を策定し、10月から小学校区ごとにこの適正化とあわせて計画を順次説明をして、現在に至っておるところでございます。

いずれにしましても、宍粟市では非常に想定以上に少子化が進んでおりまして、年々減少の一途をたどる中で、子どもの集団規模の小規模化、あるいは社会のいわゆる働き方といいますか、そういう部分で非常に多様なニーズ、社会環境の変化もございます。そういう中で幼稚園あるいは保育所がどういう形で進むべきか、そういう中での方向性を示して幼保一元化という方向性を示させていただいておるところでございます。いずれにしましても、子どもたちの最善の利益ということを考えながら、進めておるところでございます。

それから、3点目のいわゆる設置場所でございますけれども、これにつきましては、市といたしまして、子どもにとっていわゆる安全・安心といいますか、よりよい教育・保育の環境を整備するためにどういう場所が適切かという部分につきましては、いろいろ御意見をいただいております。基本的には既存の施設の利活用を基本として保護者の皆さん方、あるいは地域の皆さん方に御説明をさせていただいております。

また、保護者の皆さん方等の説明会の中で、先ほどお話にありましたように、地域の皆さん方等の十分御意見を聞かせていただく中で、設置場所については杉の子保育園の隣接地を求める中で施設の増改築等による認定こども園の開設について、

今現在、保護者の皆さん方を含めて御意見、御理解を求めておるところでございます。

それから、4点目のいわゆる費用の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、既存の施設の利活用ということで認定こども園の開設について考えておるところでございます。現時点での試算でございますけれども、約1億1,000万円程度の予算を考えておるところでございます。

また、新施設建設の場合に、どれぐらいかかるのかという、そういう部分でございますけれども、用地をどこに求めるかとか、いろんな部分があるわけですが、おおよそ6億円程度の予算というような試算を出しておるところでございますけれども、いずれにしても、財政状況等を踏まえて、市としては、教育委員会としては既存の施設を有効に活用する中で、子どもたちの教育・保育に充実した環境を整えるということを優先に進めていきたいと考えております。

それから、5点目の教育ゾーンということでございますけれども、子どもにとってよりよい教育・保育環境の充実や整備を図るために、有効な土地活用の一環として教育ゾーンということを考えるということが、将来のまちづくりにとって有益であるというふうに考えておりますけれども、千種町の地域におきましては、学校規模適正化の推進、あるいは小・中・高の連携やあるいは一貫教育、また幼保一元化の推進、それぞれ先進的に進んでおるところでございます。そういう意味では、この場所という、立地という部分もあるわけですが、それぞれの教育施設を連携する中で、いわゆる教育ネットワークと申しますか、認定こども園と小学校、あるいは中学校、高等学校を連携する中で、0歳から18歳までの連続的な教育ネットワークと申しますか、そういう捉え方の中で千種中学校区の教育について、総合的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、6点目の地域住民の保護者だけでなく、地域住民の声を聞くという部分ですけれども、保護者のみならず、地域の皆さん方の声を聞くことは当然重要な大事なことであるという部分につきましては、認識しておるところでございます。

現在の段階におきまして、就学前の保護者を中心にして説明会を開催しておるところでございますけれども、今後におきまして、就学前の保護者はもちろんですが、地域の皆さん方とも十分説明会、あるいは懇談会等を重ねながら、今後の幼保一元化についてのあり方というものにつきまして、いわゆる幼稚園、保育所の保護者代表、あるいは在宅で子育てをしておられる保護者、それから地域住民等

の代表による協議会を設置し、この幼保一元化に向けた基本的な項目事項について御協議、検討をいただくことと考えております。

それから、7点目のいわゆる幼保一元化の中で認定こども園に移行する中で、先生たちの処遇という部分でございますけれども、幼保一元化を実施する区域につきましては、いわゆる先ほどから申し上げておりますように適正な集団規模、あるいは教育・保育環境を整えるという部分で進めておるわけでございますけれども、この認定こども園の運営につきましても、市として民間で取り組みをしていただくわけですが、十分支援をし、幼児教育あるいは保育の質を担保といいますか、向上させていくという、そういう前提にこの法人が運営主体となることで進めていきたいと考えております。また、この場合に現状における市の幼稚園職員、あるいは保育所職員の処遇につきましては、市のそれぞれの組織の中で配置を考えていくこととなるかと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは高山議員の御質問にお答えいたします。

まず、独居及び高齢者世帯の除雪に対する要望件数と対応についてですが、社会福祉協議会において、歳末助け合い配分事業の中で雪かきサービスに取り組まれております。雪かきの必要な高齢者世帯が直接そのサービスを利用されております。社会福祉協議会がシルバー人材センターへ委託して行われている事業で、平成23年1月末現在なんですけれども、利用件数は324件と聞いております。

社会福祉協議会の雪かきサービスへの登録申し込みにつきましては、民生委員、児童委員さんを通じて行われております。民生委員さん、それからまた児童委員さんや自治会等の支え合いにより対応された事例もございます。その中で市へ連絡がありまして社会福祉協議会への雪かきサービスへ繋いだといった、そういった事例もありません。

また、民生委員、児童員さんや介護サービスの事業所、それから市の実態把握員等との連携によりまして、積雪のため生活に支障が生じていないかどうか、この状況把握も行いました。その中では、訪問し、状況を確認した事例もありましたが、生活に大きな支障が生じたという事例はありませんでした。

次に、高齢者虐待の実態把握と発生予防に対しての具体策についてであります。宍粟市の虐待の相談件数につきましては、実人数が平成20年度が11人、それから平成21年度は9人、平成22年度1月末現在なんですけれども20人となって

おります。地域包括支援センターにおいて、虐待対応マニュアル、これを策定いたしまして介護支援専門員や介護サービス従事者、それから警察、民生委員、児童委員に対しまして、高齢虐待についての理解をいただいて、もし虐待が疑われた場合は市へ通報していただくと、そういうふうになっております。内容によりましては地域包括支援センター等、行政がかかわりまして、介護サービスの調整や一時的に高齢者を保護する、そういった措置をとって高齢者の権利擁護に努めております。

予防といたしましては、虐待について啓蒙するとともに、早期に発見し対応できるように介護サービス関係者との連携や相談窓口の充実、成年後見制度の利用促進に努めているところです。虐待に対する啓蒙が進んでいくことで相談件数が増加しているのではなかろうかと思っております。

次に、買い物困難者の把握と対策ということについてなんですが、買い物困難者の状況につきましては、高齢の方、また障がいをお持ちの方から車に乗られない方等々、さまざまなケースがありまして、実態数等の把握は困難な状況にあります。

介護が必要な状況で買い物が困難となって日常生活に支障を来しているひとり暮らしの高齢者、それから高齢者のみ世帯の方につきましては、介護保険制度の訪問介護サービスの生活援助を利用することができまして、現在、約100名の方が利用されております。

また、食材や日用品の宅配サービスや移動販売、こういったものを利用されている方もあります。この移動販売につきましては、先ほど来出ていますとおり、引き続き行っていただくということで、高齢者等の買い物を支えていくために宍粟市の移動販売車補助事業、これを展開することといたしております。

次に、高齢者の見守り隊についてですが、今後ますますひとり暮らし、あるいは高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中、高齢者の方々の地域生活を支援していくためには、地域住民による見守りが不可欠であると思われております。現在は民生委員、児童委員さんによる見守りや実態把握員の訪問により、状況の把握等を行っている状況です。議員御指摘のとおり、今の取り組みでは当然限界もありまして、平成23年度には地域での支え合い、体制づくりに社会福祉協議会等と連携しながら、国県の補助事業を利用した取り組みを検討しているところであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） ちょっと順番が違いますが、最後の委託費のあり方ということにつきましてから質問をいたしたいと思っております。

先ほど市長のほうからお答えがございましたけれども、大変多額な委託料がございます。先ほどのお答えでは、大変財政のことも考えて経費の削減に努めたいというようなことで、本当にわかる部分があるんですけども、特にお聞きしたい分は、例えば委託料の中にもいろいろとございますけれども、その委託料、例えばシステムソフトといったものはお金ではなかなか計算できない部分があるんですけども、そういった部分、本当にこれ妥当な金額なのかどうかというような積算的な根拠というようなものがなかなか我々には見えてこないということと、それで、例えば、今宍粟市の災害から、それからこっちに大きな事業もありますし、また学校整備事業もございますけれども、ほとんど建設会社、土木業者といった方々にお任せコースじゃないかなと。その委託料そのものの積算等々について、どこでどういうふうな形でやられておるのかということなんですよね。

それと、やはり今言いましたように設計図書なんかはやはり専門的な用語もございますし、専門的な見方もございますので、そのあたり、やはり専門職でも宍粟市でも置かれたほうがいいんじゃないかなあと。業者さんばかりにお任せというのは、チェックがやっぱり入らない部分がありますので、そのあたり管理委託は委託業者というんですけども、その上の管理をする部門があっけないんじゃないかなというように思いましたので、そういったことについて職員の育成が足らんんじゃないかなということで質問いたしましたので、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 委託料の関係、もう少し詳しく市長が申されました以外にもお答えを申し上げたいと思っております。

まず、お聞きになっていただいております率については平成22年度予算額で4.4%でございました。ただ、金額がお示しがなかったように思いますので、この委託料につきましては平成22年度予算で、市全部で17億6,000万円でございます。平成23年度では、さらに委託の推進も図っております関係から約20億6,000万円が出ておりました、率にいたしますと、平成23年度は5.1%でございます。

なお、発注件数等の関係でございますが、件数にいたしますと、7割が市内業者さん、いわゆる発注機会も含めましてしております。金額につきましては、市長から答弁がありましたとおり65%でございます。

それで、本題の御質問でございますが、まず、積算根拠、確認等をどうしている

のかということにつきましては、まず、市の中で公共工事の審査会というのがございます。そこで設計審査をいたしております。これは、主に土木でありますとか、建築、専門技師もおりますので、そこで設計内容等、工事の方法等を審査をしている状況でございます。ただ、複雑な税のシステムのコンピューターの関係でございますとか、そういったものについては、なかなかそれ以上の専門家はおる関係ではございません。しかしながら、職員を雇いまして、その積算もし、根拠もする、チェックもする、それについては非常に困難なところがございますので、その関係も専門業者に委託している実態でございます。

今後、市長が申されましたように、雇用してするのがいいのか、また特別な専門性は委託が望ましいのかということにつきましては、財政の健全化とか、職員削減の中で検討してまいりたい、特に大きな問題であるというふうには思っております。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） それでは、続けて高齢化社会の取り組みについては、我々民生生活委員会の所管でございますけれども、また、その詳しい部分については委員会で触れさせていただきたいと思えます。

それでは、幼保一元化についてお聞きをいたしたいと思えます。

教育長が岡前議員の質問にお答えする形で、教育長は丁寧に説明をすると、こういうふうに言われました。先ほど私、平成18年から始まっておるということをちよつと忘れておりましたけれども、地元の説明会を何回持たれたのか。また、先ほど言われましたけれども、保護者の方々との会合を持たれたと言うんですけれども、そのあたりどれほどの理解度を示されたのかなということをお聞きをしておきたいと思えます。

それと、建設について、2月12日、幼稚園の保護者の方から御案内をいただきまして傍聴をいたしました。数多くの意見が出てまいりました。その中でも、幼稚園のOBの先生から、現在の幼稚園には立地的に反対であるということでもございました。そのとき示された計画案の中に、後で回収されたんですけれども、他人の土地に線引きをされておったんですよね。そのようなことがありました。私、それは大勢の方々の意見が出ましたので、2月19日に杉の子保育園の改修案が示されました。それも他人の土地に枠組みをされたというようなことだろうと思うんですけれども、わずか1週間目にころころころころ変わっておるんですよね。だから、このあたり、もう少ししっかりしたことをお決めになってお示されたほうがいいんじゃないかなあというようなことを思いました。というのは、やはりそういうこと

をすることによって、いろいろと言うたらやってくれるんやなどか、効果あるんいやなというようなことをやっぱり保護者、地区の人たちが思われるんじゃないかなと。もう少ししっかりした基本姿勢を持っていただいたほうがいいんじゃないかな。やはり地域の方々からいろんな疑念が出てきたら、かえってマイナスになるんじゃないかなというようなことを思いましたので、その点お聞きをさせていただきたいと思います。

もう1点、その中で、今の施設を全く考えなくって、今あります小学校の横にB & Gというプールがあるんですね。そのB & Gのところに建設してはどうかといったようなお声も聞きました。その点について、今説明の中で新たにしたら用地を含めて6億円ぐらいかかるんやという話があったんですね。そのあたり安全・安心、教育長もおっしゃいましたし、するんですけれども、そのあたりも考えてもう1点、やはり千種の将来的な構想を持っていただいて、小学校の横に幼保一元化になるかと思うんですけれども、そのあたりのことをやはり全体的な教育施設ゾーンというものの考え方の中で、そういうことも取り入れてお考えをいただきたいと。そうすれば、ある程度の保護者、地域の方々から御理解をいただけるんじゃないかなと、そういったテクニックも必要じゃないかなと思うんですけれども、3点、4点お聞きをいたしましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、丁寧に御説明を申し上げていきたいという部分につきましては、今後ともその方向で説明を、あるいは懇談会につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

また、地元につきまして理解を求めてきたわけですが、回数等につきましては、また担当部長のほうから御説明申し上げますけれども、基本的にはこども園というのは、ある意味では新たな一つの考え方の施設という部分がございますので、そういう意味では非常になかなか理解をいただけないという部分があるかと思っておりますけれども、我々としては保護者の皆さん方の、あるいは就学前の皆さん方の子育てに対するニーズにどういう形で対応していけばいいのかという、そういうところが原点であるわけです。現在の状況の中では、例えば両親が働いているという、あるいは家で見る人がいないという部分につきましては、幼稚園に入れたくても入れられないという、そういう状況があるわけです。また、非常に子どもの数が減る中で、家で面倒は見れるけれども、集団の中で保育あるいは教育をしてもらいたいという、そういう部分につきましても預けられなかったというような、そういう現状

にいろいろな制約があるわけですので、そういう状況の中で我々としては、こども園というような形でそのニーズに対応していこうということで説明を申し上げておるところでございます。この一つのこども園というような方向性につきましては、回数を重ねる中で、御理解を少しずついただいております。そういうふうに考えております。

それから、場所の問題でございますけれども、我々としてはいろんな角度から、もちろん財政的な角度も含めまして精査する中で御提案を申し上げ、あるいは方向性を示させていただいておりますけれども、そういう中で、いわゆる千種幼稚園の部分につきましては、非常に場所的というようなことがたくさん出た状況があります。我々としては幼稚園を10年、あるいは20年、その場所で幼稚園教育をしてきたという実績があるわけでございますので、そういう中で初期の提案としましては、安全で安心で、あるいは登園路、駐車場等につきましてもこういうような形でという、そういうことをお示しさせていただいたわけですが、そういう中でいろいろ御意見を聞かせていただく中で、いわゆる杉の子保育所の横の用地を求めるといふ、そういうところの変更をさせていただいたところがございますので、決してころころという部分については当たらないのではないかと。いろんな角度の中で、あるいは皆さん方の御意見を十分、丁寧に聞く中で、この方向性を示させていただいたというところでございます。

それから、B & Gの場所にとり部分でございますけれども、先ほども申し上げましたけど、非常に新しい場所で施設を新しく建てていくというのは、非常に財政的な負担等もございます。我々としては既存の施設をいかに活用しながら、そして質の高い教育あるいは保育を効率的、効果的に進めていくかというのも我々行政としての大事な責務ではないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 私のほうからは、どういうふうな、あるいは何回具体的に地元のほうの説明会に入ったのかと、こういう御質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

冒頭、市長なり教育長が平成18年から云々という中でずっと経緯をしている。このことはそのとおりでありまして、近々の様子を申し上げますと、平成21年ではありますが、御案内のとおり千種にあつては学校規模適正化とあわせて幼保一元化、これについては各小学校区ごとに方向性を含めて御説明をさせていただいております。その中でも、いろいろ全員の方が御出席なさらなかったわけではありますが、そ

それぞれの校区で十分千種地域の全部の方に声をかけてよく説明をしてくれやとか、あるいは教育・保育の水準を上げるよう何とかもっといい方法はないのか、こんな御意見もありました。その中で、平成21年はああいう災害等のこともありまして、平成22年2月に地区別の懇談会が各中学校区で催されております。その懇談会においてもスクリーンを使いながら、どういった方向で市は考えておるんですよと、こういう御説明も申し上げたところでもあります。

そういう中で、それを受けて幼稚園のPTA、あるいは保育所の保護者等々が再度説明をしてほしいということで、実は2月に2回、そういう説明を個別にやっております。その中で、やはり教育は人づくり等々があるんで、もっと議論を深めていきたいと。あるいは選択肢の問題とか、あるいはもう少し保育料はどうなるのとか、こんな具体の話も実は出たところでもあります。さらに、10月行政懇談会でも、冒頭教育長等々が申し上げたように、優先度をお示しをしていろいろ議論をさせていただきました。優先度をまずお示しした中で、実は10月20日、21日、27日と3回に分けて保育所の保護者、あるいは幼稚園の保護者、あるいは在宅の保護者等々とも議論をさせていただきました。こども園とは一体どないなもんやと、そういう中で、何回かいろいろ方向性は聞いたけども、いよいよいつ、どこで、誰がやるんだと、こういう具体を示していただく中で議論を深めていきたいと、こういう話が煮詰まったところでもあります。

そのことを踏まえまして、教育委員会としてもできるだけ具体的にどうやって、いつやど。こういうことについてはお示しする必要があるだろうと。この判断のもと、11月12日にまず千種の連合自治会長会を開催していただいて、その中で具体的な時期、場所等々を御説明申し上げ、いよいよ保護者等にどういった形で説明会をさせていただこうかなと、こういう話をさせていただいたところ、まずもってその方向、具体について保護者等に十分説明をしてくれと、まずそこからだと、こういうところで、実はその後、6回程度いろいろそれぞれの保護者あるいは全保護者に寄っていただいたり、といいますのは、0歳から5歳まで、約53名いらっしゃるんですが、その該当の方々に個別に出したり、全体に寄っていただいたりということで、実は6回それぞれ寄っていただいております。

その中で、特に教育・保育はどうしようと。特に千種の子どもをどう育てようと。あるいはこれまでの教育・保育はどう担保しよう、さらにまた民間で大丈夫なの、あるいは平成24年に間に合うのか、こんな意見がその都度出ておりました。それに対しては丁寧に、じゃあ次回こういった資料をもって説明していきましよう。

そういう中で議論を、あるいは説明会を開催してきたところであります。

そういう中で議員も御参加をしていただいた2月12日に、ああいう形で御説明して、しかしながら、議員もいらっしゃったと思いますが、その段階で私ともも即、それまでの中で集中的にはこの場所ではどうか、ここの場所ではやっぱり安全、そういったところの議論が常に出ておりました、保護者等々の皆さんから、何ぼ言うても変えてくれへんのかと、ある意味の不信が広まりつつありました。

そういう中で、そのときにいておりました私としても、その場では返事はできないと。しばらく、いわゆる1週間猶予をくださいと、皆さん方の特に場所の問題について、持って帰って次回、19日に寄っていただいて、そのことについて議論させていただきたいと、こういう宿題の中で実は19日に至ったと、こういうことであります。以上が簡単な経緯ですけれども、そういう経緯であります。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） ある程度を理解をいたしましたけれども、やはり最初に提示された幼稚園の位置の問題なんですけれども、その図面をかき上げるまでに、千種の市民局長にこういった事業把握を、市民局長が一番その周辺の事情もよく御存じなんで、やはり市民局長に最初にお聞きになってやられたのかどうか。それは後でまたお答えいただいたらよろしいかと思うんですけれども。

次に、幼稚園の関係、昭和62年の建設ということで、24年が経過しておると。それから、また杉の子保育園、平成6年の建設、17年目を迎えておるんですよ。そこに手を加えるかどうか、改修しましたら、また耐用年数もかなり延びてくるんですけれども、そこにお金を加えるかどうか。そこらをちょっと本当に計算していただいて、新しい施設が妥当なのかどうか、このあたりしっかりと議論していただきたい。

それと、やはり教育ゾーンのことなんですけれども、御存じのように千種は独特の教育環境ということで、保・幼・小・中・高ですね、一貫教育ということで、今取り組んでおります。県下でもまれであろうと、こういうふう思うんですけれども、そういった一連の関連がありますので、教育ゾーンということをおっしゃいましたけれども、離れておってもいろいろと結びつきがあればいいんじゃないかというような考え方でなく、やはり小学校と保育所、また幼稚園等はある程度近い距離に置いたほうが、よりいいんじゃないかなと。やはり子どもたちの規範意識、また生活習慣等々を家庭では教えられない部分がありますんで、そこに中学生、子どもたちを交えて生活することによって、また将来的な経済的な面を考えまして、集約するこ

とによって経費削減につながれへんかなあと、長い目で見ましてですね。そういうことが考えられるわけでございますので、そのあたり御検討をいただきたいなど。

それから、千種町において、平成24年度で千種町の3小学校が統合されるということなんですけれども、平成23年4月から鷹巣小学校、東小学校がおりてくるんですよね。その影には、やっぱりおじいちゃん、おばあちゃんたちの後押しがあったんですよね。だから、鷹巣小学校も早くそういった事業に取り組んだということがございます。一番はおじいちゃん、おばあちゃんが学校がなくなるから寂しいんやという話が出てまいりました。保護者はやはり大勢のところでもまれて勉強するほうが良いという意見もありましたけれども、おじいちゃん、おばあちゃんたちに理解してもらうまでにかなり時間がかかったらと思うんですよ。だけど、おじいちゃん、おばあちゃんたちの後押しがあったから、統合にあわせて早く進んだんじゃないかなあと思うんですよ。だから、やはり千種の幼保一元化の話でも地域の方々を交えて、おじいちゃん、おばあちゃんにも、また我々のOBについてでももう少し幅を広くもっていただいて協議していただいたらなああと、このように思います。

それと、もう1点お聞きしたい部分があるんですけれども、時間的な配分がありますので、少しかかるかと思うんですけれども、先ほど岡前議員のほうからも言われましたけれども、こういう問題点を指摘されておりますので、お聞きをいただきたいと思います。

まず、千種町だけでやられるのか、波賀町と千種町だけで幼保一元化をやられるのかなあということ保護者の間から出てくるんですよ。だから、モデルケースになって、あとは旧一宮町、それから山崎町はまたそういう選択肢もありますんで、千種町と波賀町だけがモデルケースになって、あとは知らんのかやというような話も聞かれておるんで、千種町や波賀町はどこへ行くんやというような、例えば保護法の関係もあろうかと思うんですけれども、そのあたりでどこへ行くんやという話が出てまいっておりますんで、そのあたり明確にお示しをされたほうがいいんじゃないかなと。

それと、やはり父兄の方々からお聞きをいたしましたら、最終的にはなぜ幼稚園にやるんやというたら、幼稚園の保育料が安いからやるんやという人の意見が結構あるんですよね。だから、今度幼保一元化になれば、保育料はアップしますんで、幼稚園と保育所の料金の差がありますから、そのあたり市としてどのようにお考えかなあと、そういうこともやはりいろんなところに出かけいただいてお示しを、多

分されておるんだらうと思うんですけれども、保護者だけの段階なのか、それともほかの地域の皆さん方にお話をいただいておりますのかなというようなことを我々ちょっとお聞きをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

やはり最終的には、子どもたちの立場に立って物事を考えていただきたい。今、本当に子どもたちの将来のことを考えてやっていただいておりますのだらうと思うんですけれども、何か子どもたちでなく、親の水準にあわせて考えておられるんじゃないかなあと思うんで、そのあたりしっかりと子どもたちの未来をもう少し語っていただきたいと思うんですよね。そのあたり教育長、再度ですけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、4点あったかと思っております。まず、教育ゾーンの問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、確かに位置的な部分の要素も当然あるかと思っておりますけれども、非常に離れておるといふ部分でもないわけでございますので、そういう中で先ほど申し上げましたように、千種の場合には今まででしたら小中連携だとか、小中連携だとか、あるいは中高連携だとかいう、そういう一つの実績がございますので、いわゆるこども園も含めた教育ネットワークといえますか、そういう中で未来の子どもたちを育てていくという、そういうふうにご考えておるところでございます。

それから、適正化の部分の反省の中で、いわゆる保護者だけでなく地域も交えて、あるいはいろんな方々も交えて説明をとる部分につきましては、御指摘のとおりでございます。最初の段階で保護者あるいは就学前の皆さん方という部分があるわけですが、将来的にはいろんな立場の地域の皆さん方ともかかわる部分がございますので、そういういろんな中で地域の皆さん方を含めて説明、あるいは懇談、御意見をいただきたいと思っております。

それから、三つ目のいわゆる千種、波賀だけかという幼保一元化の部分でございますけれども、これはたびたび説明会、懇談会等でも申し上げておるところでございますけれども、いわゆる優先順位の中で、まずというような形でお示しをしておるところでございますので、今後、宍粟市の幼保一元化に向けて、認定こども園の設置に向けて順次取り組んでいくという方向でございます。

それから、保育料等の問題でございますけれども、懇談会でも申し上げておりますけれども、基本的には現状の保育料を踏襲する中で進めていくという、そういう説明をさせていただいております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、3番、高山政信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時25分まで休憩いたします。

午後 4時12分休憩

午後 4時25分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） 初日の最終になりました。ちょっとお疲れだと思えますので、簡潔に質問をしますので、明快な御答弁をお願いをいたします。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、病院医療と救急業務について。

前回の質問でも医師不足が原因で医療が思うようにいかないという答弁でございました。昼間でありましたら、ドクターヘリを使用しているような形で搬送ができるんですが、夜間、急患が出たときには救急搬送に非常に手間取っておられると。同僚議員の質問の中にもありました。かかりつけの医師がおられましたら、夜間でも診ていただけたら、心配はないのですが、なかなかいない人につきましては搬送が難しい。また、搬送先が見つからなかったりしますと、救急車がそこで止まってしまうというようなことが起きております。救急の連絡を受けてから行き先、病院を探し、病名もわからないから搬送するわけにはいかないというようなこともあろうかと思えます。急患になりますと1分、1秒を争うときでありますので、本当に救急車が搬送先を指示を待っておるんですが、早目に出てほしいという身内の方の意見でございます。心配でならないということでございます。このような状況は改善していかなければならないと。市民も安心して暮らせないということでございます。市長はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

2番目に、兵庫木材センターについてでございます。

昨年より兵庫木材センターが稼働しております。宍粟市にはすばらしい木材センターがあると全国にPRをしていかなければならない場でもあります。その木材センターの中で、木材の市が行われたということを出雲木材市場よりお聞きをいたしました。産業建設常任委員会では議論をいたしました、このセンターができるにつかまして。その中で、地域の製材所、また流通センターであったり、木材市場であ

ったり、そういうところに影響のないようにしなければならないなどというお話をしたところでございます。一番心配をしておったようなことが起きているなどというふうに感じます。何でもありでもいいかなというようなことのように見受けられますので、このことにつきましてもどのような形で借地をしているのか。木材センターに市が借地をしておるのに決まりがあると思います。そういう決まりもここでお知らせをいただきたいなと思います。

3番目に、神河中学校跡地利用につきまして、2月18日に総務常任委員長より報告がございました。旧神河中学校跡地は、今のところを整備して緑地公園にしたいと。そして、芝を植えたいという行政側の説明であったというふうに報告がございました。市民の憩いの場として芝生を植えるんだと。そして、芝生を植えた後の管理は市直営でやりますというふうにお聞きをいたしました。初めに、緑地公園にさせていただいて芝を植えるということですね、この管理につきましては、これまでもグラウンドに使用させていただいたときに、土手の草刈りさえ本当に大変でございました。各種団体をお願いをして、グラウンドを使う団体に草刈りをしてくださいと、年に2回なり3回なり交代でやりましょうというふうなことでやっております。それを今度芝を植えて、そして直営で管理をするというふうに聞いております。非常に大変なことじゃないかなと私は思います。もし管理をされるなら、費用はどれぐらいかかるのかなと。そして、この夢公園にもいろんな石が置いてあるところは芝が植えてありました。この芝の管理をしっかりできておるのか。それと比べるようなことも起きると思います。そのことも含めてお伺いをいたします。

そして、各種団体、ソフトボール協会であるとか、高体連、中体連、体育協会、グラウンドゴルフ、ゲートボール、リトルリーグ、少年野球、何とか使用ができないだろうかという声が出ております。そのことにつきましても御検討を願いたいなと、そのように思います。

検討委員会の意見も本当に大事であります。跡地をどのようにしたらいいかということで、地域の方々に検討委員会を選んでいただいて、何度かの会議を開いておりますが、このことも非常に大事でございます。ですけれども、22年間放置してきました。そして、総合福祉センターを計画をいたしました。それを変更してまで自治会長さんたちをお願いをして白紙にして、そして次のことを考えております。そういうことも忘れずに慎重に進めていただきたいなと考えております。市長のお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 小林健志議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 小林議員の質問にお答えをいたします。

病院医療と救急業務につきましては、病院事務長よりお答えを申し上げます。

次に、兵庫木材センターにおける市の開催についての関係でございますが、兵庫木材センターは流通システムの効率化で競争力の高い製品を生産することで、山林所有者への利益還元を企業の目的としており、そのための事業を行うことといたしております。土地賃貸借契約の中では土地等を木材加工場として使うことといたしております。市の開催は目的外ではないかと、こういう意見でございますが、これにつきましては、構成員自らが行う共同販売、つまり市でございますが、につきましては、運賃コスト等の低減とこの企業目的から外れているということは判断しにくいものでございます。

日本木材新聞に掲載された原木市は構成員である1社が原木供給の一環として和田山木材市場に搬入予定の材を兵庫木材センターにおいて行ったというものでございます。在来の市内の市場に搬入される材ではなく、市内の買い手が和田山まで行く負担が軽減されたということでございます。

兵庫木材センターの供給開始後、山崎木材市場の取り扱い量は、大きく変わっておりません。むしろ増加の傾向となっております。県下最大の原木集積地である山崎木材市場と兵庫木材センター、両施設の企業の目的、事業内容を遵守し、両施設が相まって宍粟の林業を牽引し、競争力の高い宍粟材を生産していただきたいと、こういうふうに期待をいたしているところであります。

今後、県内から宍粟市に今まで以上の原木の搬入が予想をされるわけでありまして、両施設の役割がさらに重要になってくると思われまます。両施設の経営は自由市場での活動であり、市としては尊重することは言うまでもありませんが、適切な搬入量、原木の区分化等の課題解決を両施設が検討していただくため、概ね木材供給センターのほうも順調に推移をしておりますので、時期を見ながらそうした協議の場を設ける等の機会の創出を県と宍粟市、そしてまた両施設とで進めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、神河中学校跡地についての問題であります。この問題につきましては、平成21年災害がちょっと一段落したときに、自治会長、副会長さんだったかな、お見えになりまして、2年ごとにこういったことがあるんだと確認をとる判を欲しいんだという話がございます。そのときに私も判さえついておけばよかったの

かなあとと思いますが、やっぱり長年にわたってあの土地をそのままとは言いませんが、グラウンド等で使用しておったわけですが、その中で先ほど議員おっしゃったように草刈りの問題だとか、ボールが屋根に当たるとか、いろんな問題がある話を聞きまして、それではできるだけ早い時期に周辺に迷惑かけないように整備をしましょうと。それには行政と皆さんと一緒に何かを考えていこう、そしてできるだけ多くの人が使えるように、そしてまた宍粟市内で同じようなものがあちこちにとというようなことでなしに、有効な利用ができるようにというようなことを協議をいただいて、大方まとまったということでございます。こういったことにつきまして、それぞれ自治会等にもいろいろ説明もし、大方の理解をいただいて何とか早く諮りたいというふうに考えているところであります。

今まで草刈りにしても何にしても、うまいことできおらんじゃないかということではありますが、過去は過去として今後におきましては、そうしたことも自治基本条例の精神にのっとり一緒に考えていく。そういう中であの地域がうまく活かされる、そういうことにしてまいりたいというふうに思っております。

特に、宍粟市の北部からも若い人たちも出てきておられますし、そうした若い人、あるいは高齢者の人、老若男女があそこで集い合いながら、交流の広場となるように願って整備をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、野崎 信君。

○消防本部消防長（野崎 信君） 失礼します。小林議員の質問にお答えいたします。

小林議員から御指摘のとおり、救急に関しまして、夜間あるいは休祭日等におきます病院収容依頼、これに関しまして、患者さん並びに家族の皆様方におきましては、本当に心配をかけておるところでございます。

議員も御承知のとおりと思いますが、救急出動中の病院手配、これにつきましては、出動中、救急救命士が現場におきまして患者の容体を観察し、その容体に応じて病院へ収容依頼をしているところでございます。

現在では、医師におかれましては、大変専門化されておきまして、外科でも一般外科、あるいは内臓外科など、あるいはまた内科におきましても一般内科、消化器内科、循環器内科など本当に科目によっても多種に分かれておきまして、そういうような中で、医師の方々におかれましては、専門的な治療あるいは診察等をされているところでございます。

救急現場の救急隊は、一般的な救急処置は当然でございませうけれども、そういっ

た中で状況に応じてまして心電図の測定とか、あるいは静脈路の確保、あるいは除細動など、特定処置も行うこともあります。病院へ受け入れを要請する際におきましては、そういった詳しい観察、措置あるいは症状などを報告した上で病院側に該当する科目、担当等がなければ、なかなか受け入れてもらえないというのも現状でございます。

そういった中で、消防本部といたしましては、兵庫県の医療情報システム、あるいは個別搬送要請システムなど、これらのシステムを積極的に活用するとともに、中・西播磨地区のメディカルコントロール協議会、これらにおきましても消防機関と医療機関との連携を強化して、受け入れ体制、医療機関の選定困難な事案をなくすとともに、医学的観点からいたしましても、質の高い患者の状態に応じた適切な搬送並びに受け入れ体制を構築すること、こういうことでメディカルコントロール協議会も検討されております。

また、宍粟市内の今後の救急に対します協力体制を築き上げることを目的といたしまして、昨年、10月には宍粟市医師会と消防本部合同によります救急連絡会、これを立ち上げまして、近隣の医療機関での救急受け入れ体制をしていただくことによりまして、1次から2次病院への救急医療のスムーズな体制を築きたいと、そういうふうに考えております。

今後ともさらに近隣の利用機関との連携を図りますとともに、近隣西播磨各消防本部の足並みをそろえまして救急体制の充実に努力していきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） それでは、まず初めに、救急業務について再度お尋ねをいたします。

急病が出ましたお家の方からの意見も聞きまして、救急車が来てから30分くらい出なかったでと。もう心配で心配でというふうなことが一つありました。もう一つは、今度、逆に消防署の署員のほうから大変なんやと。もう行くは行くんやけど、患者さん乗せてからいろんな血圧もはかり、いろんな業務があるんですが、それも済んで、さあどこへ行こうということになりまして、行き先がわからんねんと。もう近くに來られる救急車で行くものですから、近所の人はかなり多く來られるんですよね。その中で何をしよんどいやいというふうに言われるんですと。もうそれがつらいというふうな意見も聞いております。ですから、私が思うに、そう簡単には

いかんのかもわからんのですけど、いわゆる毎日、今日一日どここの病院が外科、内科、脳外科いいますか、いろんな科のね、いわゆるここへ連れて来てもいいよというふうなやっぱシステムいうのか、連絡事項をとっていただいて、もしこういう患者が来たらずぐにここへ連れて来いというふうな日ごろからやっぱ連絡を取り合うというのが大事じゃないかなと思います。

そして、結局は宍粟市は赤穂まで行かなあかんらしいわと。それだっらもう最初から赤穂へ行かせてくれたら、それでええんやけど、それまでに連絡とるんやと。それがはっきりした返事が来んもんやから、赤穂へも行けないと。そういう救急の場合にそんなことがあってもいいんかなと、そういうふうに思うんで、その辺をちょっともう一回説明を願いたいんですけど。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、野崎 信君。

○消防本部消防長（野崎 信君） 先ほどの御指摘のとおり、本当に救急隊といたしましては、病院手配に苦慮しているのは事実でございます。そういったことから、先ほども御説明いたしましたとおり、議員がおっしゃいましたそういうシステム、これにつきましては現在兵庫県の医療情報システム、こういうふうなことで活用しております。

この医療情報システムと申しますのは、各県下のそういうシステムへの登録病院、これらが毎朝各科目の診察科目、あるいはベッドの空き数、あるいは専門的な科目的なものにつきましても、ボタン表示で掲示板に表示するようなシステムになっております。

消防本部でもそういうシステムの活用をしておるところでございますが、実際のところ、このシステムの病院側のいろいろな問題もありまして、朝はシステムに入力されておっても昼にはそういう状況が患者の収容等によって変わってくる。あるいは夜になってまた変わっていくと。そういう刻々と変わる状況をリアルタイムでそういうのを入力をなかなかできないという病院の事情もあるようでございます。そういった中で、こういうシステムもこういうメディカルコントロール協議会、そういうような中でもリアルタイムでそういうような入力をお願いしたいというようなことも、いろいろと申し上げるところでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、病院側の個々のいろいろなそういう状況がございまして、完璧とはいってないというふうなところも事実でございます。

そういった状況でありまして、消防本部といたしましては、兵庫県並びにこの中・西播磨地区のメディカルコントロール協議会、これらとも協議いたしまして、

個別搬送要請システムというような新しいシステムづくりが現在されてきております。これにつきましては、救急隊が3回、あるいは5回というような中で、病院の収容依頼をしてもなかなか収容先が決まらないというようなときにおきましては、このシステムを再度利用いたしまして、最終的に病院へこういう患者がどこどこで発生しておりますけれども収容してもらえないかというような、個別的システムから病院に当たっていくというようなシステムも活用しているところでございます。

そういった中で、最近におきましては、病院を手配する回数も以前に比べましては若干減ってきていると。活用も若干生きてきているのではないかと、そういうような感じもいたしております。

また、そういうような救急患者でも重篤な、重症的な患者の収容も当然でございますけれども、それ以外にもできるだけ宍粟市内での病院収容、病院での診察、これらを救急隊も目的としているところでございます。そういった中で、先ほども申し上げましたように、宍粟市内におきましては、2次病院が宍粟総合病院しかございませんので、それまでの1次収容機関といたしまして、この市内におきます各医院あるいは診療所、それらにおきましても、できるだけそれらの対応をこれからも図っていただけるように、こういう連絡会を立ち上げて、現在からそういうようなことで連携を図っていきたくと、消防本部としてはそういう考えを持っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） どうもありがとうございました。救急業務につきましては、明快な答弁をありがとうございました。どうぞよろしくお願いします。

ちょっと病院医療のことで、一つだけちょっとお聞きしたいんですが、いわゆる診断書のことなんです。精神科の診断につきまして、この間、私のことだったんで、非常にわかりやすいんですけど、精神科の診断を受けるに当たりまして、いわゆる月に1回の予約制ということでございます。水曜日ですかね。その月に1回に私1人のために先生が神戸から来ていただきまして、そういうシステムでなしに、できれば呼びかけて、私、猟友会の話で出すんですが、今、精神科の診断書が要るんですよ。250人ほどおります。その人たちは少なくとも3年に一遍は診断を受けないかんです。多い人でしたら毎年なんです。私は毎年なんですけれども、1人だけ受けるのに神戸からわざわざ先生が来ていただかなくても、通知だけしていただきましたら、これは患者になりませんが、受ける側としては人数がそろおうと思うんですよ。そのことをちょっと報告して、お値段、いわゆる安いところでは4,50

0円ぐらいです。お高いところが1万2,000円、宍粟市の総合病院は中とって7,200円にしておられるらしいです。これはどういう計算か知らんのですが、これは今シカの駆除のことで、猟師さん大事にしてもらわなったら、やめる人もおられますんで、できれば診察料を安くしていただきたい。そういうことも含めてちょっとお尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

○総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。精神科の先生につきましては、今確かに言われますように猟友会の診断書ということで、そういう銃の登録というのは精神科の診断が要るようになったと。制度改正で来ていただいているという状況でございます。

ただ、今来ていただいている先生は、猟友会の診断だけじゃなしに、ほかの患者さんも診ていただいております。そういうことで、特に今うちで週に4人の先生に来ていただいておりますが、それぞれに精神科の先生は専門の患者さんいうんですか、継いでおられますので、それぞれの先生に診ていただくという流れの中で来ておりますので、形としてはそういうことでございます。

それから、前も産業部を通じて私もお願いをしたんですが、今言われましたように、猟友会の方々についてはできるだけ日をそろえてほしいということ呼びかけてほしいということもお願いをしました。それについては、今言われましたように、できるだけ私とともコストを下げたいという思いがあるんですが、今言われましたようにばらばらに来られますと、本当に効率も悪い部分もございまして、そういう部分も踏まえまして、価格のところについては十分検討していきたいなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） それでは、兵庫木材センターのことにしてお尋ねをいたします。

市長の答弁の中では、いや、そら経営者がやることだから仕方ないと、いや、それはもうやってもいいんだというふうにお聞きをいたしました。私、いきさつをちょっとお話しすけども、素材屋の業者さんが山を買う、何千万円というようなお金で買うわけですね。そうすると大体7割ぐらいのお金を入金しないと伐採ができないんです。そのお金を銀行で借りると金利が要るわけですね。そのお金をいわゆる山崎木材市場が立て替えて支払いをしたと。その支払いをしましたけれども、結局、山崎木材市場には材木が入らなかったと。そういうことからちょっとトラブル

があって、今でも入れてこないんだというふうな話を聞いております。ですから、今市長が話されたように、山崎木材市場は一つも支障がない、立米数も減ってないと言われます。そのときから入れてないんですね。ですから、全然減ってないんです。そうすると、その業者はいわゆる伐採した材木を市場へ持っていかれませんが、どんどんどんどんたまるわけです。その木をどうしてもさばかないと、山を買うとるわ、金は払わないかんわというようなことから、市を開かなしようがないと。そういうちょっとうわさを聞いておるんです。これ、うわさで物言うたらぐあい悪いんですけども、もうそのときから来ないんだという木材市場の話です。ですから、これから宍粟市に兵庫木材センターが全国にアピールせなあかん事業でございまして、何とかうまいことしてもらわないかん。市も補助をしているわけです、お金をたくさん出しておるんです。そういうことから、もう是非とも成功していただきたいと。そういう地元でじくはくしたような、そういうトラブルのないようにひとつ考えていただきたい。やっぱり最後には市が中に入らないと、うまくいかないんじゃないかなと、そういうことを心配して、このお話をさせていただいておるわけなんで、再度よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 小林健志議員の一般質問の途中であります、答弁を求めますが、午後5時を回る可能性がありますので、あらかじめ御承知おきをいただきたいと存じます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃるような話を私は聞いておりません。山崎木材市場が素材業者に立て替えてやっておって、ほかに持って行ったとしたら、それはまた別の契約上の問題があるんじゃないんでしょうか。

ここでやった市というのは、こっちでやっているような市でなしに、やはりあそこも単価を決めなきゃなりませんから、そういったことも踏まえて今申し上げたようなことがあったということに聞いております。

いずれにしても、先ほどお答えしましたように、県とも市と共同しながら、両者でいろんな話ができる場をつくりたいと。やっぱり足の引っ張り合いするようなことばかり、うわさじゃないけども、あちこちでこうやっとなんでは、宍粟の木材というのは生きてこないわけですから、宍粟に来ればいろんな材がそろうんだと、そういうふうにしていきたいというふうに思っていますので、そうしたことについても自主的な経営はもちろんありますが、そういった指導なり啓蒙はしてまいりたいと、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） えらいすみません。ちょっと兵庫木材センターのことにつきまして、もう一つだけ。いわゆるセンターのほうはもう加工場ですよ。加工場でありながら、木材の売買には値段がわからんからというのはね、そういうようなことはちょっと。それやったらもう入ってきたものを加工も何もでけへんやないかと。コストがどういうふうになるんや、わからへんやないかというふうに僕は考えるんですよ。

ですから、その木材の原木が入ってきたら、原木の市をふるという自体がちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うんですけど、市長どう考えられますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 私聞いておりますのは先ほど答弁で申し上げたとおりです。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） それでは、神河中学校の跡地利用につきまして質問をいたします。

今、市長ができるだけ多くの方に使っていただけるようにというふうに言われましたので、お尋ねをしたいと思います。

まず初めに、土地のいわゆる境ですね。をしっかりとっていただきたいなど、このように思います。そして、隣接の方ですね、もう本当に身近な近所の方に大変迷惑をかけております。その人の意見を十分に聞いていただきたいなど、このように思います。

そしてまた、同窓会にも呼びかけていただきたい。その意見も聞いていただきたい、そのように思います。そして、検討委員会ですね、検討委員会が意見を出して、検討委員会に決定権があるのかどうか。アイデアだけなのかというのをお聞きしたいと思います。

そして、自治会長さんにも十分説明して納得をいただいておりますというふうに聞いておるんですが、自治会長さんの中には、はや決まったんかいやと言われる方もおられまして、決まったらしいでというような、決まりよるでというふうな返事しか私はようしておりません。

私が言いたいのは、芝生を植えていただいて結構です。そして芝生を植えて、その芝生を植えたからその管理が本当に十分にできるんかということですね。過去のことは過去としてと言いますが、その過去があかんから振り返って話をしておるんであって、過去は過去じゃと、これからはしっかりするんだと。そらまあ言葉

はようわかりますけどもね、今までそういう過去に大変な目に遭っておりますので、そういうことのないようにということでお尋ねをしたいと思います。

そして、できることなら、芝生を植えていただいて結構でございます。グラウンドゴルフはできるのか、ゲートボールはできるのか、野球、ソフトボールはできるのかと、そういうこともお尋ねをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 失礼します。小林議員が言われましたように、検討委員会は神野、河東の自治会長さん並びに学校の先生方も入っていただく中で、約13名ほどの方に入っていただきまして、職員も含めまして検討を重ねてまいりました。そんな中で、できるだけ迷惑のかけないような施設というようなこと。それから、より多くの方が利用できる施設であること。それから、環境に配慮した施設であること。この三大原則を決めながら、あとどういうふうに利活用すべかというふうなことの検討に入っていただいたわけでございます。地元の岸田の委員さんの中にもやはり境を明確にというふうなことも意見をお聞きしております。山崎高校のソフトボールで去年も実績として出てきておりますけども、そのソフトボールは皮ボールでありまして、非常に硬球で遠く飛ぶというふうなことから、民家にも屋根に当たって雨漏りがしておるんだというようなこと、それに気がつかないといひますか、双方がすれ違いのような状況の中で苦情として出てきておるといふような状況もありまして、やはり広さではソフトボールというふうな部分が無理なのかなというふうに、その検討委員会では結論として出たようなことでございます。

また、地元の自治会長の賛同が得られておるかというふうなことをこの質問の中に書いていただいておりますけども、重々その部分、神野・河東でそれぞれ説明会をさせていただき、また地元の岸田のほうへも説明会をやらせていただきまして、その後また方向が出た段階で、また報告会をさせていただいたようなことでございます。その中では、一定の形としてはこういうふうな形でいいだろうというふうな御了解をいただいております。

そんな中で、今後実際この緑地公園をつくっていく際に、具体的にコンサルとか入ってまいりますけども、そういった中でも地元と十分協議をしていきながら、具体的な取り組みをやっていきたいなというふうに思っております。

また、どういうふうな種目ができないのかというふうな御質問でございますけども、やはり成人・中学生等々のソフトボール、野球はこの緑地公園では無理かなというふうに考えております。また、ゲートボールにつきましては、1面を現在のと

ころ残そうというふうな形を考えております。グラウンドゴルフにつきましては、芝生の中で十分楽しんでいただけるといふふうに認識しておりますので、そういったことの一応制限があるということをお了解いただきたいなというふうに考えております。

また、芝生の管理というふうな御質問でございますけれども、できるだけ境界につきましては、法面を立ち上げて、そういったいわゆる草の面が出ないような形の構造物にしていきたいなというふうに考えております。

芝生につきましても、最近、それぞれ学校の緑地化であるとか、いわゆる鳥取方式とか、兵庫方式とかというふうな中で取り入れられておりますティフトンという芝生を植えまして、それで管理をしていこうというふうに考えております。

市の直接管理やというふうなことでございますけれども、市の管理は直接なんですけれども、やっていただく管理につきましては、今後どういう形が一番望ましいのか、検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） 周辺の土羽のことにつきましては、擁壁を立ち上げていただきましたら、草は生えないで済むんですが、芝の管理ですよ、これがどれだけ大変かということはどこまで見られておるのか。費用をどれぐらい見ておるんやというのをちょっとお聞きしたいです。もう本当に大変なんです。造園屋さんに聞いていただいたら大体わかると思うんですが、それももう夢公園の倍はありますよね。それを芝を植えてというふうな管理するのか、それが心配なんですわ。

多くの方に使っていただく言いますけども、もうこれだけの団体が入れなかったらね、人数は限られとんです、本当に。公園に遊びに行く人はね、ほんまに隣接の方ぐらいです。もう公園にへ遊びに行くのに須賀沢の人がここまで行くんやったら夢公園へ行きますよね。そういう考えじゃないかわかりませんが、私はそういうふうに思います。ですから、芝生の管理がどれぐらいかかるのか。大体人夫にして何ぼぐらいかかる、費用にして何ぼぐらいかかるか、人夫が出たらすぐ費用が出るんですけども、どれぐらい見ておるんやというふうなこともちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） いわゆるティフトンという芝生の部分で1万5,000平米弱でございます。そんな中で計算しておりますのは、この緑地というふうな部分で

意見を出していただいたときに、早速その近辺の養父市でありますとか、そこら辺行ってまいりまして調べさせていただきました。シルバーのほうへ頼んだり、地元の方に頼んだりとかいうふうなこともやられておられるようですけども、1万平米当たり95万5,000円、約100万円というふうにお聞きをしております、それならば一定の可能な管理費用ではないかなというふうに考えております。

それで、芝生につきましても、できるだけ平らな芝生でありましたら、常用の芝刈機等々で管理ができるというふうなことも含めまして、今後そういったコンサルにどういうふうな形がいいのか、それも協議しながら方向を決めたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） もう1回だけ。管理これ1年間ですか。1年間100万円であれだけの1,500平米、（「1万5,000平米」の声あり）1万5,000平米、余計多いがな。それを100万円で管理するんやと、そないな業者おりませんよ。シルバーでもできません。これはもうちょっと考えが甘いんじゃないかな。私はそない思います。

この芝生を植えて、利用価値がもしない場合に、やっぱりソフトボールとか、野球とか言うて、内野だけでもめくろいやというふうな形で使おうやいというふうなことになるましたら、子どもらでも手伝ってでも草を引いてくれるわけですわ。そうしたときに、この芝生を植えるためにグラウンドのきちとした水はけとか、そういうことをしないで植えると思うんですよね。そうすると、またグラウンドにも使えないんですよ。皆掘り起こさなあかんわけですわ。そういう心配をしておるんですわ。本当に先まで見て、これを計画されとんかなと思うて心配して質問をしておるわけなんで、もう一度だけ答弁お願いします。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） この緑地公園につきましては、いわゆる高齢者の活動の場であったりするわけなんですけども、将来の転用の可能性というふうなものも含めて考えていこうというふうな検討委員会の結果が出ております。そんな中で将来いろいろなああいいう広大な面積、いろんな活用価値があるのではないかなというふうな中で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、その点もお含みいただけたらなあというふうに思っております。地元の皆さんからも排水が非常に悪いというふうなことは重々お聞きをさせていただいております。

○議長（岡田初雄君） 19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） もうやめよう思うとったんやけど。あのね、転用のことなんか考えんとしてえな。やっぱり緑地公園にするんなら、緑地で何年かはやっぱりしっかりと使うてもらいたいんです。予算のことは言いませんけど、また予算のことは質問しますんで言いますけど、その転用のことなんかはね、もうできれば考えずに、しっかりしたものにしてもらいたい。そういうように思うんです。あのまま芝生を植えていただいて、もう雨降りの明くる日、今度芝生に入ったらね、我々も芝生を植えた経験ありますんで、雨降り、下地がしっかりしてないと、3日も4日も、ゴルフ場と同じようなことを考えられておるんかもわからんけど、なかなか難しいんですよ。そういうことも含めて再度また検討してみてください。

終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、19番、小林健志議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月4日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

（午後 5時11分 散会）